

ISSN0549-365X

日本經濟政策学会編

經濟政策の「転機」と「争点」

戦後四十年の回顧と展望

—日本經濟政策学会年報 XXXVII —

1989



日本經濟政策学会
勁草書房発売

日本經濟政策学会編

経済政策の「転機」と「争点」

戦後四十年の回顧と展望

— 日本經濟政策学会年報 XXXVII —

1989



日本經濟政策学会
勁草書房発売

本年度共通論題

『経済政策の「転機」と「争点」——戦後四十年の回顧と展望——』

第四十五回全国大会は、昭和六十三年五月二十七日（金）から十九日（日）の三日間にわたって、名古屋大学を会場として挙行された。

この大会は学会にとって大きな三つの意味を持つていた。

第一に、この年は、学会が十年毎に行ってきた「経済政策の回顧と展望」の年に当っていた。この意味で大会の共通論題の選択はほぼ自動的に決まったといつてよい。

第二に、この大会は、第四十回の大会から行われてきた学会の四十周年記念事業の打上げをする大会であった。専門部会の事業を前年に完了し、学会は『経済政策学の誕生』『経済政策学の発展』という二冊の書物を刊行し、この大会で、その発表をすることになっていた。

第三は、最も重要な時代の政策環境ともいえるが、時あたかも、日本の経済運営は、過去百年をこえる追い付け追いこせ型のひたすら自国の発展を求めた時代から、各国の対外経済政策の付き合せの中で、経済摩擦の中で自国の進む道を模索する短い一時代を経て、漸く、世界経済の発展の中に日本の発展を求める新しい時代をめざそうという気運の中についた。それは学会としても、また日本の経済政策基盤としても大きな転機であると認められる、経済政策の転回点といつてよい。

このことをうけて、大会の重点企画を次の三点におくことにした。

第一は、日本学術会議の経済政策研究連絡委員会のシンポジウムを誘致して企画に加える。経済政策学会の歴史からいえば、日本の経済政策に関する諸学会の多くは、日本経済政策学会を母体としている。したがって、日本の経済政策の回顧と展望という時、これら諸学会を糾合した上でこれを行うならば、最初の十年の回顧と展望に対応することができる。またそれだけでなく、実際のメンバーは政策学会の会員でもあるので、組織としてもこの転機にあたって、この大会を日本の経済政策についての学界をあげての回顧と展望とができるであろう。幸いにしてこの企画に支持を得て、研連主催シンポジウムを「経済政策の回顧と展望、経済政策の転機」として行うことができた。

第二は、これを受けての特別テーマ課題報告を、財政・金融、産業政策、地域政策について展開する。

これは、第一が各時代の転機の回顧というそれぞれの時代の政策論の担い手による報告であったのに対しても、分野毎の課題についての論点課題に焦点をあてたものであった。特別講演をはじめにおいて政策の現場にあっての経験をきくこととも有意義であったといえるであろう。

第三が、共通テーマの後半「経済政策の争点」であった。これこそこの大会のいう現代の転機にあたって、経済政策論の争点となっているものはなにかを共に論じようとする企画である。

経済政策の基盤とマクロ経済政策の役割という二つの大課題に対し、学会としても新しい方式で取り組んだ。すなわち、先ず、座長による課題の解説、そして対立する立場を二人の論者によって意図的に究明して貰う。このことによつて会員聴衆の理解を深め、続いて今度は「転して、両座長、両報告論者をふくむパネル構成の討論によって、分析・対立の争点解明から、総合・体系化あるいは位置づけの論議を行う。

この三つの一連の企画を盛り上げるに当たり、今大会では、前回まで専門部会を行った初日に自由論題を集中したが、その二つは、国際化と主体論であり、時代性をもつていた。そしてシンポジウムの歴史的転機回顧と特別テーマの課題的転機展望のあとに、四十周年記念出版の祝賀懇親会を入れた。このことは経済政策学の誕生と発展という学会の歴史を顧みる時間と十七学会の人達の集いの中でのさまざまな懇談を経た上で、の共通テーマへの取り組みとなるということである。午前の分析争点の明示と午後の総合という組合せはその中でより生氣を放つたといえるであろう。

そして最後のセッションで計画したのは、学問としての経済政策の日本における回顧と展望であり、日本の経済政策課題の世界的広がりへの視野の拡大であった。三日間にわたる今大会は、このまどめでプログラムとして完了した。

日本学術會議研究連絡委員会、

関係学会の協力も得て、プログラム委員会の企図は予期以上の相乗効果をあげたと思われし、四十周年記念事業の打上げとしても、日本の新時代への転機としても、この大会は、日本の政策史として、日本の学説史として、経済政策学という日本の経済学の発展に一つの時代を画す大会としての役割を果し得たと思われる。これを土台としての次の発展を期すところである。

一九八八年五月

第四十五回全国大会プログラム委員会

目 次

本年度共通論題『経済政策の「転機」と「争点」——戦後四十年の回顧と展望——』

.....第45回国全国大会共通論題プログラム委員会.....1

△特別講演△

△経済政策の転機

大来佐武郎.....7

△特別報告△

△戦後四十年の回顧と展望△

大川政三.....11

△戦後日本財政政策の回顧と展望△

新野幸次郎.....17

△戦後日本産業政策の回顧と展望△

伊東光晴.....46

△経済の基盤変化と政策体系△

野尻武敏.....25

△現代経済政策の課題△

丸尾直美.....34

△シェア・エコノミーと労働者資産所有△

稻毛満春.....55

△对外不均衡とマクロ経済政策△

——その問題点——

コメント 柏崎利之輔 64

コメント 水野正一 66

▼経済政策の争点(総括) 伊藤善市 68

△自由論題△

戦後日本の対外経済政策 小坂弘行 79

マクロ経済政策の国際的協調と対立 増田祐司 85

現代国家と多国籍企業の知的所有権保護 長峰純一 89

公共選択論における実証分析 竹田正亨 93

—サーベイと民営化(privatization)への含意— 永山泰彦 98

制度改革の実現可能性について 高橋誠一 112

北欧における労働時間短縮と労働市場 吉澤昌恭 103

私有財産、階級闘争、経済政策 石田壽朗 107

パラダイムの交換とこれから経済政策 竹田正亨 93

民間医療保険市場におけるモラルハザードと公的医療保険の役割 永山泰彦 98

臨海部開発政策の展開と民活導入 木村武彦 116

私有財産、階級闘争、経済政策 高橋誠一 112

パラダイムの交換とこれから経済政策 吉澤昌恭 103

民間医療保険市場におけるモラルハザードと公的医療保険の役割 石田壽朗 107

パラダイムの交換とこれから経済政策 竹田正亨 93

民間医療保険市場におけるモラルハザードと公的医療保険の役割 永山泰彦 98

パラダイムの交換とこれから経済政策 高橋誠一 112

民間医療保険市場におけるモラルハザードと公的医療保険の役割 吉澤昌恭 103

パラダイムの交換とこれから経済政策 石田壽朗 107

民間医療保険市場におけるモラルハザードと公的医療保険の役割 竹田正亨 93

パラダイムの交換とこれから経済政策 永山泰彦 98

パラダイムの交換とこれから経済政策 高橋誠一 112

パラダイムの交換とこれから経済政策 吉澤昌恭 103

パラダイムの交換とこれから経済政策 石田壽朗 107

パラダイムの交換とこれから経済政策 竹田正亨 93

パラダイムの交換とこれから経済政策 永山泰彦 98

パラダイムの交換とこれから経済政策 高橋誠一 112

パラダイムの交換とこれから経済政策 吉澤昌恭 103

パラダイムの交換とこれから経済政策 石田壽朗 107

パラダイムの交換とこれから経済政策 竹田正亨 93

パラダイムの交換とこれから経済政策 永山泰彦 98

パラダイムの交換とこれから経済政策 高橋誠一 112

△書 評△

- 西田稔著『日本の技術進歩と産業組織——習熟効果による寡占市場の分析——』……………武藏 武彦 179
遠山嘉博著『現代公企業総論』……………赤沢昭三 181

学会記事

Summary

What My Work Has Taught Me

Suburo Okita iiv

学会紹介(英文)

183

x

i

iv

i

181

179

174

△特別講演△

経済政策の転機

—戦後四十年の回顧と展望—

大来佐武郎

△国際大学△

—日本経済再建の基本問題

序

私の社会人としての出発点は、電気工学専攻のエンジニアとして通信省に入省したことから始まる。そして、その後、私が次第に経済問題、国際問題等に関係する契機となつたのは、昭和十四年に「昭和塾」に入ったことではなかつたかと思う。昭和塾は当時の近衛总理のブレーンが中心となり、若者に日本の将来の問題を考えさせるために設けられた勉強の場であった。講義は主として経済、政治、特に日中関係を中心とした国際問題等で、ここで得た経験は私の社会問題への関心を一層高めるのに役立つた。以後、官庁エコノミスト、また外務大臣、対外経済問題担当政府代表を通じて外交問題や対外経済問題を担当し、現在では教育に携わる等、様々な事柄に関することになつたが、その私の視点を通じて、戦後の日本経済および経済政策の動向、そして経済政策の考え方等について述べることにしたい。

またこの時期は、賠償問題への対応、傾斜生産方式の採用、それを補完するための重油輸入計画を作成する等、経済復興への道筋を作った時代であった。傾斜生産方式は、私も書記役として参加した吉田首相を開む屋食会で生まれた構想であり、その重点は鉄鋼と石炭におかれ。有澤廣巳先生を中心を作成されたこの政策は日本人によって案出されたものであり、現在、途上国の中にはこのような

重点政策が妥当と思われる幾つかの国も存在すると思う。全般的にみて、この当時の経済政策は、物資欠乏状況を反映して、主に直接的規制を政策手段とする計画性の強いものであった。

二 経済白書の作成

日本の経済白書は、アトリー英國労働党内閣の発表した「ヨコノミック・サーベイ」が発端となつた。昭和二十一年、和田博雄氏が

経済安定本部総務室官、都留重人氏が総合調整副委員長、私が総裁

官房調査課長に就任、経済白書の執筆に取り掛かり、都留重人氏が

総論、私が各論を主として担当し、第一回経済白書「経済実相報告書」を発表した。白書は昨年で四十一回を数えるが、戦後経済および経済政策と経済白書は切っても切れない面がある。振り返ってみると、白書の副題はまさにその時の日本の状況を示している。

当時、最大の懸案であつたインフレ対策については、中間安定論と有澤先生等による一挙安定論とがあつたが、後にジョセフ・ドッジ氏が司令部の経済顧問として来日し、いわゆるドッジ・ラインによる財政の徹底した緊縮を行い、インフレは抑制されることになる。

三 輸出促進策と復興段階の終了

朝鮮動乱による特需が発生し、経済復興に一つの弾みがつくが、大幅な貿易収支赤字構造を脱却し、経済を拡大基調に持っていくために、昭和二十九年「輸出対策試案」と題する「〇億ドル輸出構想を作成、日本経済の持つ先進国要素と途上国要素を組み合わせて輸出拡大構想を作成した。世界経済の拡大期であつたことも幸い似ている。

上で、総合計画調整機能は必要であり、その意味で経済企画庁が現在まで存続していることについては相当の評価が与えられてよいと思う。

さらに昭和三十九年には日本はIMF八条国に移行、OECDに参加する等、先進国の仲間を果たし、各種政策としても一つの時代を画することになった。この日本の高度経済成長の過程は、現在のNIES (Newly Industrializing Economies) の成長過程と良く似ている。

五 ニクソン・ショックとオイル・ショック

昭和四十六年、ニクソン米大統領が金・ドル交換停止等を含む新経済政策を発表、同年末、一ドル＝三〇八円となつた。また昭和四十八年には、変動相場制への移行、米国の大豆・綿実輸出禁止措置、第四次中東戦争の勃発を契機とした第一次オイル・ショックの発生が日本経済に強烈なダメージを与えた。翌昭和四十九年、日本経済は戦後初めてのマイナス成長を記録した。当時は日本経済の脆弱性を認識した上でそれをどうカバーするか、また潜在的成長率をどう見るかという点がその後の経済政策を立案する上で重要なポイントとなつた時期であった。米国の地位の相対的低下とともに、昭和五十年には日本を含む先進国首脳会議（サミット）が開催される等、世界経済の運営に対して日本に一定の役割が求められるようになつた時期である。当時のオイル・ショック、並びに現在の円高への対応を見るに、日本経済には危機に対する対応力、柔軟性が備わつていると考えられる。

六 高まる風圧と期待

昭和四十年半ばに起つた戦後最初の本格的貿易摩擦である織維摩擦を皮切りに、以後輸出面では、鉄鋼、カラーティ、自動車、ハイテク等、輸入面では農産物輸入開放問題、電々公社資材調達問題、基準・認証制度の緩和、MOSS協議等、日米間を中心とする先進国との間で摩擦への対応に追われることになった。一方、途上国との間では、骨無し鶏肉、合板等の関税問題が発生した。そのような中で、昭和五十八年以降、日本の経常収支黒字は次第に膨張し、「國際協調のための経済構造調整研究会」設立等、経済構造の転換期との認識のもとに各種措置が講じられ、他方、為替レートによる調整、各国経済政策のサーベイラランス等、先進国間の政策協調が試行されるようになり、経済政策ももはや一国レベルで考えることが不可能な時期に達した。

七 開発途上国への対応

日本の経済協力政策は、第一段階の賠償協定および準賠償措置としての無償経済協力から始まり、第二段階として貿易促進の一手段としての借款・投資、第三段階としてアジア政策の一環としての経済協力、第四段階として経済大国の責任といった系譜をたどつてゐる。現在は第五段階として経常収支黒字国の役割を果たす段階にあり、途上国への積極的対応を通じて世界経済に寄与しなくてはならない。日本としては、ODA拡充措置、二〇〇億ドル以上の資金流れ措置、アフリカ諸国等への五億ドル無償資金供与等、各種施策を

し、昭和三十年には特需を除いて国際収支は均衡に達し、昭和三十一年経済白書には「もはや戦後ではない」と記述され、復興段階の終了と新たな性格を有する経済政策の必要性が唱えられた。物資の大幅な欠乏状況から市場経済への日本の移行過程については、中国の政策立案担当者もかなり関心を持っているようである。日本におけるこのプロセスは、経済発展の過程を圧縮したものとして考へることができる。

四 所得倍増と高度成長

日本経済の発展段階に合わせ、経済計画が直接統制的経済計画から、民間や政府各省の活動に判断の基準を与えるガイド・ポストの役割、政府の実行計画を中心とする長期的公約としての役割、利害調整を行い、コンセンサスを形成する役割へと移行することになった。戦後最初の経済計画である幻の「経済復興計画」正式な政府計画としての「経済自立五ヵ年計画」、当時の日本経済の状況に即した方法論を開発した「新長期経済計画」に統いて、昭和三十五年、経済成長への時代的関心を土台に「国民所得倍増計画」が策定された。この計画は日本経済の成長傾向を認識した上で、成長阻害要因の除去と格差是正、不均衡是正を重視した政策で、盛り込まれた五つの政策課題（1）社会資本の充実、（2）産業構造の高度化、（3）貿易促進と経済協力の推進、（4）人的能力の向上と科学技術の振興、（5）経済二重構造の是正による社会的安定の確保）は、レスラー・サローーMIT教授が二〇〇〇年に向けての米国経済の戦略目標となると指摘している。計画の妥当性の問題の他に、マクロ経済政策を考える

打ち出しているが、経済協力、技術協力に加え、研究協力及び国内体制の整備が急務である。援助に対する考え方としては、援助の卒業理論に見られる「効率原理」、ベーシック・ヒューマン・ニーズの供給等に象徴される「厚生原理」に加えて、地球的規模での持続的な成長・開発を可能にする「持続的開発原理」を重視する必要性があろう。

八 今後の課題

経済政策はその国の経済の発展段階、および内外への影響力、ないしファイードバックを勘案して立案されなくてはならない。また経済政策の実行に当たっては、目的、手段等、経済政策の近代的体系が明示されなくてはならない。従って、経済政策体系の公準とでもいべき「整合性」が必要である。その意味で今後の経済政策の課題は、相互依存の深まる国際環境の中で、各国が採用する経済政策を集積したものが、果して「整合性」に近づく形で展開できるかどうかにある。敗戦でどん底にあった日本経済が、四十数年を経て、現在の繁栄に至るまでには無数の議論と試行錯誤が繰り返されてきた。これを一言でまとめるわけにはいかないが、資源のない国において人的資源を有効に活かすことができたということは間違いないと言えることであろう。今後の日本は、世界を良くすることによって日本を良くするという発想のもとに、世界経済の運営に人的知的能力を積極的に活用することが必要であると考える。

△特別報告▽

戦後日本財政政策の回顧と展望

大川政三

（東京農業大学）

ここで「財政政策」というのは、国家政策遂行に要する経費を、その経費との見合いでいかなる方法で調達するかをその課題とする政策のことである。その場合の選択、決定基準とするのは、一方の

政策的経費の支出による社会的効用の実現と、他方の政府収入獲得すなわち民間購買力の政府吸い上げにともなう、社会的効用の喪失とを比較し、その結果実現される社会的効用最大化の目標である。

これに対し、「財政政策」の用語は、しばしば、景気対抗的財政手段の行使と同義に使用される。ファイスカル・ポリシー（Fiscal Policy）の単純な和訳がこのような混乱を招いている。財政政策に景気安定的効果があり、その効果のために財政的手段が利用されることは確かであるが、それは財政政策の本来的な課題ではない。

二 戦争破壊から復興への時期（復金インフレ期）

終戦直後の混乱期において、その後の日本経済の復興・発展と重要なかわりをもつたのは、復興金融公庫による重要産業（石炭、鉄鋼、電力、肥料産業など）向けの復興資金供給である。

生産力復興のための政策が、まず貨幣創造的な復金融融資から始ま

再建、復活させるには、初期資本主義的な流通促進剤の投與が必要であった。

以来、日本経済は、特有の歴史的環境の下ではあるけれども、ほぼ十年きざみに、自由資本主義、社会政策的修正資本主義、統制資本主義の各段階の政策課題にほぼ対応する政策目標をかかげ、その実現手段として積極的に、時には消極的に財政政策を活用してきた。

つたところに、この時期の特徴がある。顧みて重商主義時代、貨幣流通の促進によって自然経済の中に閉じ込められてきた生産能力を、徐々に商品経済機構の中に引き出してきた時代と同様な現象が、終戦直後、短期間ではあったが、爆発的にみられた。

前述したように、重商主義時代の経済基盤と、終戦後日本経済のそれとは質的に異なるけれども、貨幣供給を始動契機として生産能力を引き出そうとした点では、共通項をもっていた。しかし、重商主義時代の貨幣流通促進を支えた有効需要は、奢華的消費需要あるいは戦争需要のような非生産的需要であったのに対し、戦後日本の活発な貨幣流通をにはったのは、(1)終戦処理にともなって急増した個人消費需要(復員手当支給、戦時中預入れた預金引出しなどによる)もあつたけれども、主力は、(2)重要産業の生産設備回復を目指した生産的需要であった。

生産力回復の緊急的必要性のゆえに、そのために必要な通貨供給は、日本銀行の復金債引受けという方法によって、集中的に行なわれた。この集中的投資資金の投入によって、重要産業の生産能力を急速に回復させる効果をあげ得たけれども、その代償として、消費者物価の暴騰という政策費用をともなった。価値判断としては、前者の政策効果の価値が、後者の政策費用を上回っていたのである。

三 ドッジ予算、シャウプ税制による

超均衡予算期

この時期に日本経済に要請されたのは、国家育成的資本蓄積方式から、自立的資本蓄積方式への転換であった。すなわち、超均衡ド

ッジ予算、税収確保重視のシャウプ税制によって特徴づけられる昭和二十四年当時の財政政策は、新通貨創出によるインフレ的資本蓄積方式を整理し、個人貯蓄、企業貯蓄を源泉とする資本蓄積方式への切換えを強制したのである。これまで主導的役割を演じてきた政府の政策的投資資金の供給や、インフレ利潤に依存することを止め、企業自身の留保利潤、家計貯蓄からの投資資金供給に依存せしめようとした。自然的な、非政策的な資本蓄積方式への切換えを、財政政策の大転換が要求したのである。

資本主義の発展段階になぞらえて言えば、アダム・スミス的な自由資本主義政策を基軸とするように、干渉的な赤字財政政策から、企業自身の留保利潤、家計貯蓄からの投資資金供給に依存せしめようとした。自然的な、非政策的な資本蓄積方式への切換えを、財政政策の大転換が要求したのである。

多くの企業は、一方では政府のインフレ的支出に、他方では、所得捕捉率の低い未整備な徵稅機構というように、政府の財政收支両面において、寛大な処置に慣らされてきていた。それが一挙に反転して、ドッジ予算によるデフレ的支出抑制と、シャウプ税制による徵稅強化に挾撃されることになった。これらにともなう苦痛は、正常に自立的資本蓄積軌道に乗り換えるための準備費用だったと言え行なわれたのである。

四 昭和三十年代、Tax Expenditure による

資本蓄積の促進

ドッジ予算、シャウプ税制といった財政政策が強制した自立的資本蓄積方式への転換は、現象効果として赤字財政から超均衡財政へトナー的役割を果したのである。

以上のような政策減税を大規模に実行し得るほど、租税収入を豊富に見込み得たのである。経費の財源調達という租税本来の機能を十分に果しながら、それ以上に、Tax Expenditureによる経済政策機能をよく果し得た三十年代の財政状況は、種々の政策要請によって租税本来の経費調達機能が妨げられてくる現時点における日本財政の状況と、いちじるしく対照的である。

五 昭和四十年代、低成長下の公債発行政策

四十年代は、国民総支出増加率以上に財政支出(一般会計支出)の増加がみられ、その結果として、国民総支出に対する財政支出比率の上昇によって特徴づけられる。このことを財政収入面において可能ならしめたのが、一般会計における、いわゆる四条公債(建設公債)の発行である。

戦後の日本財政は、この四十年代以前の時期においては、景気調整を主目的として、積極的に運営されたことはなかつたと言つてよい。わずかに累進税制の自動安定効果が作用していたにすぎない。

四十年代は、次の五十年代に比較すると、景気調整への財政の介入はなお不鮮明さを残していた。公債発行が、古典的財政原則が貫いている財政法の四条に拘束され、その発行根拠として、社会資本の整備財源確保のためとか、世代間の負担公平化とかいう資源配分効

の切り替えが急激、かつ徹底的であったため、日本経済に大きな苦痛を与えた。その苦痛を和らげ、真に日本経済が自立化するための準備期間を与える契機となつたのが、昭和二十五年六月、朝鮮動乱勃発による大量の特需発生であった。

以来、国際収支の壁にぶつかった時の金融引締措置をまじえながら、好況、不況の変動を繰返し、三十年代、基本的には数量景気、神武景氣を謳歌していく。

以上の高度な経済成長から生れる租税の豊富な自然增收が、一方で減税措置を探りながら、他方で公共事業関係費、社会保障関係費の急増を可能にしたのである。日本経済の高度成長が、日本財政の華麗な諸要求への対応を可能にしたのである。それゆえ、三十年代の高成長期に、アダム・スミス的な「安上りの政府」は実現されなかつた。経済とともに財政も膨張し、四十年代以降次第に「高くてく政府」となる素地が、この時に準備されたのである。

三十年代、租税收入の増加によって膨張する経費をまかない得た、という意味での均衡予算の維持が、当時政府が言明していたように景気への中立性を維持していたことには必ずしもならないが、租税増加のすべてを経費化せず抑制した限りにおいては、非積極的な健全体を維持していたと言える。

三十年代の財政政策を、日本経済の発展との関係においてみると、は、次のように位置づけられる。

社会資本なからず産業基盤整備の政府投資は、民間設備投資の補完対策として効果をあげたが、設備投資そのものは民間企業の自主的計画に委ねた。ただし、企業の重要な設備投資資金源である利

率化のための理由が強調されていたからである。ここで公債発行は、景気安定目的のためというよりは、社会資本への効率的資源配分をうながすための公債発行であった。

以上のように、四条公債の発行は健全財政方針に反しないことを強調するため、建設公債論、世代間負担公平論が主張されたのであるが、必要経費を確保するための、税収不足の補填を目的とした公債発行であったことに変りはない。建設公債発行→社会資本整備財源の確保→公共事業関係費の増加→国民総支出増加率の低下防止、という景気調整効果が、社会資本整備という効率的資源配分効果とともに意図的に追求されたのである。四十年代、公債発行をふくんだ財政運営は、景気調整目的に傾きながら、それに徹していない要素を残している。次の五十年代の財政運営と比較する時、この特徴が明らかである。

六 昭和五十年代、赤字公債の明暗——景気補整政策の効果と限界

五十年代の前半において、財政面からの景気刺激色が強まつた。財源調達上の公債依存度はにわかに高まつた。四十年代後期における公債依存度は一二と一六%であったのに對し、五十年代前半のそれは、三〇%前後に高まつた。

さらに特徴的なことは、五十年度補正予算から、四条公債となるで特例赤字公債の発行が行なわれるようになり、四条公債以上の規模で発行された。

この景気刺激的財政運営の中で、財政支出の目的別にもつとも重

られるものあげれば、次のものがある。

- (1)各企業の稼動率引上げ
- (2)失業吸収、雇用増大
- (3)社会資本整備
- (4)不況、貧困地域の救済
- (5)地方自治体への補助金分配

以上の諸効果が、増税負担なしに、公債発行によって得られる。便益的効果が見えやすく、多方面にわたり、重層的に積み重ねられる。財政政策は、景気安定化の替りに取り巻かれる。

	国債費	地方交付税	一般経費	総経費
昭和50年度	%	%	%	%
55	4.9	20.7	74.4	100.0
60	12.5	15.4	72.1	100.0
62	19.5	18.5	62.0	100.0
	20.9	18.8	60.3	100.0

表1

	国債費	地方交付税	一般経費
30~40年度平均增加率	%	%	%
40~50年度 "	△6.6	18.0	13.7
50~60年度 "	47.0	20.0	18.4
	25.7	8.2	7.5

表2

以上のようないくつかの効果として考えられるものをあげれば、次のものがある。

(1)各企業の稼動率引上げ
(2)失業吸収、雇用増大
(3)社会資本整備
(4)不況、貧困地域の救済
(5)地方自治体への補助金分配

た。「財政再建」、赤字公債解消の声が高まつてきた。

景気刺激的財政政策（ファイナル・ポリシー）の費用として、まず採り上げるべきことは、義務的経費である国債費の増加、そのことによる一般的経費への圧迫である。この関係は、表1によって明らかである。

同じ関係を、各経費項目の平均増加率によって示せば、表2のごとくである。

一般経費すなわち政策的経費への圧迫を回避するためには、次の対策が考えられる。

第一は、いつそう公債発行を増加させる。この対策に依存するならば、公債発行が悪循環的に増加し、租税国家すなわち資本主義国家の危機を招来する。

第二は、租税收入の増加によって租税依存度の引き上げを計る。

この対策は、租税国家の健全さを回復する上で経済的には望ましい対策であるけれども、国民的合意を得る上での政治的プロセスにおいて抵抗が強く、実行がはばまれている。

その政策のコスト面を併せ考慮しなければならない。このコストは、発現するまでに時間がかかり、見えにくい。

それでも拘わらず、五十年代の半ばになり、早くも警鐘が鳴らされ

点がおかれたのは、公共事業関係費であった。公共事業関係費の財源構成をさかのぼってみると、次のように変化してきている。

(1)高度成長期の三十年代

公共事業費の全額が租税収入による。

(2)低成長期の四十年代

主として建設公債収入、一部租税収入による。

(3)景気刺激の五十年代

全部を建設公債収入に依存。

公共事業関係費の全額が建設公債の発行でまかなわれる段階になると、公共事業関係費総額の決定は、効率的資源配分の観点よりは景気刺激的観点によって大きく左右されることになりやすい。投資的支出の財源として建設公債の発行が許される限りにおいて、投資的支出の増加について財源上の制約が弱くなる。投資的支出は、資源配分上の効率性考慮を越えて増加することが容易になる。

租税収入が公共事業関係費の一部財源として残っている場合は、投資的支出の社会的効用と、租税収入の社会的費用との比較という効率性判断の加わる余地があるが、全額を公債に依存し、投資的支出の総額が財源上の制約なしに増加し得るとすれば、投資的支出（公共事業関係費支出）の効率性判断は甘くなる。その反面において、景気対策的考慮が強く支配することになる。

以上のように、フリーハンドの景気刺激的財政政策の実行が、五十年代前半にみられた。その代價は、なんであつたか。

景気刺激を主目的とした公共事業費の増加は、各方面から、いろいろな効果を期待して歓迎される。そのいくつかの効果として考え

に必要な資源を購入する。このように民間利用から政府利用に資源を移すことによって社会的効用の増加を計る。この社会的効用の増加が得られる限り、政府は、その収入—支出プロセスによって、資源配分の効率性を高めたことになる。財政の資源配分機能と言われるものが、これである。

この資源配分機能の実行において重要なことは、政府の収入、支出の総額、ならびに、収入、支出の構成が、同時に、相関的に決定される、ということである。経費の支出によって期待される便益をどの程度実現するかは、その経費をまかなう政府収入の獲得によって国民に課す不利益、あるいは負担との比較において決定されるべきである。財政政策を経済的に策定し、実施するとすれば、当然にそうあるべきである。

しかるに、議会民主政治の下における現実の財政問題処理においては、経費面の決定と、収入面の決定が、それぞれ分解されて議論される。経費の支出によって与えられる特定グループへの部分的利益が一面的に要求されるし、他方では、課税による特定グループに対する部分的負担が強調される。

ここには、費用—便益の相対的比較、複数の目的達成手段の相対的評価という経済的分析に本質的な努力が払われていない。それとは逆に、一面的、絶対的、部分的な要求が横行し、政治的に支持される。経済的な相対的評価の基礎をもたない政治的主張がまかり通っている。

財政政策上の決定は、最終的には政治的判断によらざるを得ないが、その政治的判断は、経済的な便益—費用情報によって基礎づけられている。

戦後日本産業政策の回顧と展望

新野幸次郎
△神戸大学

一はじめに

—産業政策の概念と体系—

与えられたテーマについて誤解のないように語るためにには、まず最初に産業政策の概念について定義しておくことが必要である。なぜなら、この概念はきわめて多様に解釈されており(1)、しばしば同じ概念で全く異なったことが語られる危険性がないではないからである。

私は産業政策を、諸産業の行動・成果に直接影響を与えることを目的とした国または地方公共団体の政策と定義しておく。この意味の産業政策は、(1)産業基盤政策、(2)産業秩序政策、および、(3)産業経過政策からなる。(1)の産業基盤政策は、産業活動がその上に展開されることになる産業基盤の整備に関する政策のことであり、この代表的なものは、産業用地、電力、用水、港湾、道路、鉄道などの交通体系、産業教育、科学・技術の振興などのための諸政策を含む。これに対して、(2)の産業秩序政策というのは、産業活動がその枠組みの上で行なわれる産業秩序に関する政策であり、市場経済秩序を基本とし、いかなる独占禁止政策を採用するとか、あるいは、政策規制をどの程度まで導入するかしないかというような産業組織政策

られ、合理化されねばならない。かくして初めて、「租税国家」の再建が可能になる。

財政政策の決定において、経済的因素が無視され、政治的因素が支配する一つの理由は、前述のように収入面と経済面とが分断される決定機構に由来するが、もう一つの重要な理由は、財政政策に、所得分配機能、景気安定機能が要求されるからである。これらの機能遂行には、個別的、部分的利益にかかることが多い。それゆえに、政治的支持を受けやすく、他の要求を排除して主張される。たとえ、個別的、部分的利益にかかることであっても、国家政策の最重点目標として要求されることがあり得る。その場合、財政政策もその目標実現に協力せねばならないであろう。しかし、経済効率的な資源配分機能を無視してよいということにはならない。それを完全に無視することを許すことは、資本主義の土台を崩す危険を内包するからである。「大型間接税は、所得再分配機能に反する逆的な課税であるゆえに導入すべきではない」という議論は、財政政策、その一部としての租税政策上の決定を、所得分配機能の基準からのみ行なう偏った、本末転倒的な見解である。日本財政の現状の下で、そのような所得分配的論拠によって大型間接税導入案を阻止し、赤字公債発行をますます大規模化させることは、日本財政存立の土台を切り崩す作用があることを知るべきである。

である。これに対しても、(1)の産業構造政策によらない部門別操縦政策というものは、たとえば、輸入の急増とか、代替的競争産業の登場など特別の理由のためにうまくゆかなくなつた産業への調整援助政策のようなものを想起して頂ければよい。なお、比較的最近、アメリカで targeting policy といわれたのは、以上の産業構造政策のことであり、一部の国々でわが国の産業政策に対する評価や非難が向かれているのもこの産業構造政策に対するものであること、また、一般に産業政策と外国で呼ばれているのは、この狭義の産業政策、すなわち、産業構造政策であることは留意しておいてよい(2)。

二 戦後日本産業政策の展開

(1) 敗戦直後の占領軍の産業政策

占領軍は当初、わが国の経済体质の抜本的改革、すなわち、戦前の軍国主義的、進出主義的体質から農業と中小企業を中心とする平和で内需中心型の経済構造への変革を考えた。そこでまず、構想されたのが、賠償を考慮した旧軍事施設や軍事関係工場施設の撤去であり、さらに競争的枠組みの構築である。前者は不徹底のままに終ったが、後者は三つの点で断行された。一つは、過度集中力の排除(一九四七年十二月)による財閥解体であり、それにより少し先には独占禁止法が制定された(一九四七年四月)。二つ目は農地改革であり、これによって寄生地主制は廃止され、自作農が創設された。最後は、労働組合法(四五五年十二月)、労働関係調整法(四六年七月)、および、労働基準法(四七年四月)の制定による労働関係の民主化であった。これらは、ひとり競争的枠組みのみでなく、

はまた技術進歩の著しい分野における設備投資を保障するとともに、再投資資金の早期確保に役立つ加速償却制度を認めたことになった「企業合理化推進法」も制定された。

これは、私がかつて、政府・銀行・メーカー・商社の四位一体的構造とのべた戦後の産業政策の体系がつくりあげられたことを意味する(3)。なお、こうした動きと関連して、かつてアメリカ以上に厳格といわれたわが国の独占禁止法も、五三年と五八年の二度に亘って改正された。五三年の改正は、会社間の株式保有、役員の兼任、合併および営業の譲渡などの制限の緩和など内容的には、四七年制定の独禁法の「行き過ぎ」とも言えるものの改正ではあった。ところが、五八年の改正は、すべてのカルテルを禁止する第四条を削除し、不況カルテルや合理化カルテルを容認するなどのほか、第八条の「不当な事業能力の較差排除規定」を削除するなど、かなり本質的な改正となつた。それは、産業構造政策と産業秩序政策との整合性を図るために行なわれた独禁法改正であったと言えなくはない。

(3) 高度成長期(一九六〇年代)の産業政策

五〇年代後半から六〇年代にかけては、重化学工業を中心とした工場用地の創出を中心とする産業基盤政策が徹底して競争的に進展した時期であった。この時期は、また産業構造の高度化が目標とされ、産業構造審議会のガイダンスの下に所得弹性基準と労働生産性上昇率基準の二つが投資促進基準として確認され、推進された時代であった。

六〇年代に入ると貿易の自由化が要請されるようになつた。それ

農民と労働者への安定した所得の保障と強力な労働インセンティブである。これに対して、(2)の産業構造政策によらない部門別操縦政策というものは、たとえば、輸入の急増とか、代替的競争産業の登場など特別の理由のためにうまくゆかなくなつた産業への調整援助政策のようなものを想起して頂けばよい。なお、比較的最近、アメリカで targeting policy といわれたのは、以上の産業構造政策のことであり、一部の国々でわが国の産業政策に対する評価や非難が向かれているのもこの産業構造政策に対するものであること、また、一般に産業政策と外国で呼ばれているのは、この狭義の産業政策、すなわち、産業構造政策であることは留意しておいてよい(2)。

(2) 復興期(一九四六年から五〇年代までの)の産業政策

敗戦直後の経済的な混乱と困窮を克服するために一九四六年から四八年までは経済自立と復興のための最初の方策として、「傾斜生産方式」が採用された。戦後経済の復興のためには、なによりも鉄鋼と石炭の生産回復が不可欠とされ、この二商品の生産増強のために復興金融金庫による融資のほかに、価格差補給金の支給が行なわれた。辛うじて生産意欲を強めつつあつた諸産業の復興のためには複数為替レートが設けられた。それらは、戦後わが国の産業政策の一原型となった産業構造政策の発足を意味する。

傾斜生産方式が一段落した一九四九年には、中国共産党が政権を握るなど国際政治体制の変化もあって、占領軍の対日政策も根本的に変化した。こうした状勢を背景にして、一九四九年には産業合理化審議会(これは六四年には、産業構造審議会にかわる)が設置され、「外國為替及び外國貿易管理法」と「外資に関する法律」とが制定されることになった。この二つの法律は、輸入数量を産業別に割当てたり外国からの資本流入を規制するなどの機能を通じて、わが国産業の回復と自主能力の確保にきわめて大きな役割を果した。

これを補強したのが、五一年に創立された「日本開発銀行」と「日本輸出入銀行」とである。前者は、政府が指定した重点産業への設備投資のために低金利融資をするためのものであり、後者は輸出産業に対して実質的な補助金を支給する役割を担つた。五二年に

は、外国企業に対抗できるようわが国企業の育成が必要となつたことを意味する。そのためには、五〇年代に進展した企業合理化を進めることとも、何よりも企業の合併・集中を推進することが必要となつた。六四年には、ひとり貿易の自由化だけではなく、いわゆる資本の自由化、すなわち、IMF八条への移行を認めざるをえなくなった。それは、従来通産省が行なつてきた輸入割当や個々の特許・技術導入契約の許認可、日本企業と外国企業との合併の審査や許可などの行政指導や政策的介入を放棄せざるをえない事態が発生したことを意味する。

そこで政府は、資本自由化を目前にした六三年に「特定産業振興臨時措置法」を制定していわゆる過当競争防止のための設備投資調整をいくつかの産業についてやらせようとしたが、多くの反対に会い遂に廃案せざるをえなくなつた。自動車産業のグループ化も六一年に失敗、また、鉄鋼業界での調整もできなくなつた。残された国際競争力強化の道は合併しかなかつた。六四年の三菱重工、六六年の日産とプリンスの合併、七〇年の八幡・富士の合併などはその代表的なものである。

六〇年代の重化学工業の進展は、また公害問題を激化せずにいたなかった。これは七〇年代の産業政策、とくに、産業構造政策への重要な問題提起となつた。

(4) 「石油危機」以降(一九七〇年代以降)の産業政策

公害問題の激化と通産省による従来型の産業構造政策遂行との困難の自覚とは、七〇年代の産業政策のかなり大幅な変化をもたらし

た。産業構造策定基準としては、従来の前述の二つに加えて、新たに二つの基準が追加された。過密・環境基準と労働内容基準とがそれである。すなわち、これによって、いくら所得弾力性が高く、労働生産性の上昇率が大であっても、それが地域の過密化を齎らし、環境汚染を齎らすようなものは避けるようにするとともに、何よりも、働くことの生き甲斐を感じさせるような産業を育成しようではないかというのがそれである。いわゆる「知識集約化産業」がこうした要請に応えるものとして注目されることになった。それとともに、従来の産業構造政策が、特定の産業構造策定基準をみたす産業に対して、財政・金融上の便宜を与えるなど、一種の計画経済的性格をもっていたのに対しても、七〇年代以降の通商産業政策は、單なる指示的計画(indicative planning)であって、各企業ないし産業が一つの発展方向指示として受けとめるべきものであるというようになつた(七一年経済構造審議会『七〇年代の通商産業政策』参照)。

もっとも、七三年二月に変動相場制に移行していった世界経済は、その年十月には第一次石油ショックに見舞われることになった。これを契機にしていわゆるスタグフレーションが勃発し、各国でその一つの対策として独禁法の見直しが課題として自覚された。わが国でも七五、七六年の国会での提案・廃案の反復のあと、七七年には、戦後はじめて独禁法の運営強化のための改正が不十分かついくつかの問題点を含みながらとはいえ実施された。不十分とはいえ巨大企業の違反行為に対する當業の一部譲渡がとりあげられたり、同調的値上げに対するその理由の報告とか、カルテルに対する課徴金の導入などがその主たるものである。

しかし、石油価格の急騰と、それに伴なう不況は、平炉・電炉・アルミニウム精錬・合成繊維・造船、さらには、アンモニア・尿素・磷酸・鉄鉱等々を襲い、これらの諸産業に対する緊急的な救済措置を要請するようになった。その方策としては、七八年に「特定不況産業安定措置法」が制定され、これらの産業に対する安定計画の策定および、これらの産業の過剰設備を廃棄するのに必要な銀行融資を保証する信用基金の創設と、同じように過剰設備を廃棄するために必要なカルテルの結成を認めたこととした。

ここにはそれ以前の時期の産業政策とは違つて、構造的不況産業の調整を援助しようとする積極的な姿勢が見られるようになる。この傾向は、技術革新の開発や企業集約化の事業提携および新鋭設備のための投資への助成を図ろうとする八三年の「特定産業構造改善臨時措置法」、および、いわゆる「前川レポート」との整合性を図るために制定された八七年の「産業構造転換円滑化臨時措置法」により明確に示されるようになった。またこの時期の産業政策の特色は、貿易摩擦への対応策にもみられる。すなわち、その主なるものは、構造不況産業の産業調整、国内経済の各種規制の緩和と開放、および、輸出急増に対する自主規制と輸入促進などである。

三 戦後日本産業政策評価のポイント

(1) 産業政策の跛行性

産業政策という言葉が、ある人によって通産省の行なう政策といふほどの内容しかもつていないと批判されたことは有名である。しかし、産業が単に工業だけでなく、農林水産業などの第一次産業や

金融・保険、運輸・通信、医療、教育・文化などきわめて多様な第三次産業をも含むことを考へると、産業政策という概念で工業に対する政策、したがつて、通産省の施策だけが論じられてきたことは反省されなければならない。しかも、重要なことは、わが国の経済発展につれて、貿易や資本自由化の対象として政策的に配慮されたのは、殆んど専ら工業のみであったということである。それ以外の産業分野については、概して国内産業の保護が図られてきており、日本経済の大國化と貿易摩擦の激化に伴なつてこれらすべての産業分野における産業政策の跛行性が問題とされ、その一貫性が要請されるようになつたという点に注意を向けておかねばならない。

(2) 産業政策の有効性に関する評価問題

a 産業秩序政策とくに産業組織政策の有効性について

市場成果の改善、良好化のためには、個々の企業や産業の活発な活動を可能にするインセンティブを誘導できるような産業組織がなければならぬことは周知の通りである。その点A・マーシャルが従来の伝統的な生産要素、すなわち、土地・労働・資本に対して、第四のしかも、これらよりも今後ますます重要な生産要素になるものとして産業組織をとりあげたことはきわめて優れた着想であったといえる。かれが、産業組織というのは、ご承知の通り、企業の組織・市場の組織(独占・寡占・完全競争といったことでいう狭義の産業組織)、産業の構造および政治的構成の四つである。

戦後のわが国の経済発展の重要な要因が、農地改革、労働民主化および反独占体制の樹立などの産業組織の改革であることは異論の

ないことである。それと同時に、五〇年代の後半以降、わが国政府が産業構造政策に基づいて過剩能力を生じた産業や近代化の進展が困難であつたり、遅れていた産業に対して不況カルテルの適用を認めてきたことは、一時的にはこれらの産業の健全には寄与したかも知れないが、長期的には却つて変化する技術革新や産業環境への適応を阻害する結果になつたことに留意しておくことが必要である。

最近、伝統的産業組織論に対する批判を含んで新産業組織論ともいふべきコンテスピリティ論等々が現われ、産業組織の有効性に関する議論が混迷している。しかし、こうした議論が、工業の空洞化や競争力の欠陥が現実の問題となつてゐるアメリカで起つてゐることはきわめて印象的である。われわれは産業組織政策の有効性について新しい角度から理論的に整理することを要請されているといわなければならない。

b 産業構造政策の有効性について

人間の行動やその活動の成果を規定する要因はきわめて多く、しかも相互連関的である。したがつて、一般に政策の有効性を解明し、それについて一義的な答を与えることはきわめて難かしい。このことは、企業行動やその成果に直接介入しようとする産業政策の有効性の解明についても妥当する。しかし、私がさきにかなり詳細に分析しておいたように、少なくとも高度成長期までのわが国の産業構造政策が、わが国企業の成長、および、新産業への参入とそこでの成長などについてある程度の貢献をしたことは否定できない(4)。

しかし、ここに一つの問題が残る。それは長期的にみて、政府の介入度が強く、産業政策上の援助もいろいろな形で与えられた織

維・石油・石油化学などの諸産業が必ずしも変化した事態に対応する能力をもちえなかつたのに対し、比較的政策介入の稀薄であった自動車・二輪車・カメラ・電子産業等々がきわめて強い国際競争力をもち自己革新能力をもつてゐるという点である。これは、産業構造政策が有効に機能するためには、当該産業の中に政策依存型の構造がなく、きわめて積極的かつ自主的な自己革新意欲とそのチャンスが保障されていることが必要であることを暗示しているのかも知れない。

四 今後の日本産業政策の展開と関連して

(1) 小国モデル的発想の克服

われわれは少なくとも、比較的最近まで、自国の産業政策のいかんが、他国の産業活動にとくに重要な影響を与えることはないものとして政策策定に当ってきた。その意味では敗戦後の自立と復興を目標とした途上国型の産業育成政策の発想が引き受け継がれてきたといつてよい。しかし、いうまでもなく、世界のG.N.P.の3%程度しかはじめていなかつた六〇年とは違つて、一二%近くを占めるようになり、一、〇〇〇億ドル近い貿易収支の黒字を持続的に保持するようになつた現在では、こうした小国モデル的発想を打破し、世界経済の活性化の流れの中で自国の利益を国際的に公正に追求するような方向に変えなければならぬ。

(2) 産業政策の跛行性の打破

わが国の貿易構造は、原材料、エネルギー、農産物などを輸入し、

ると同時に、その企業の産出量、価格、投資額、その投資地域にまで介入しようとしたことはこの態度を反映したものである。このよ

うな形での政府介入が私企業の活動を制約し、そのインセンティティブを損つた面のあることをとりあげて、周知のように保守党政府はこうした方式を破棄した。しかし、デルの主張や労働党内閣の政策は、産業政策がどの程度国内的協調をもたらすかという一つの基本問題を提起している。わが国では、自民党が一貫して政権を担当してきたこと、また、産業政府の成果は結局は国民的利益と合致するという暗黙の了解がまぎりなりにもあつて、少なくとも従来は政策的課題となつたことはない。しかし、イギリスとは異なつた形で、今後はひとり産業政策のみでなく、政策一般の妥当性についてより広い視野から、すなわち、たんに国内だけでなく、国際的にもまがりなりに支持されうるよう配慮することが必要になるであろう。

ちなみに、ガルブレイスは、議会における産業政策についての議論と関連して、少なくとも政府の特定産業への介入については次の四つの原理について一般的な同意が必要であるとのべている。第一は、協調の原理であり、産業政策が民主的に容認されるものになるためには、政府と労働界との間を中心として、それに環境論者、消費者その他の組織された諸団体との三者協調が成立することが望まれるという。また、第二は、バランスの原理であり、そこでは衰退産業と成長産業、ハイテク産業と伝統的産業との間のバランスを配慮することがあげられる。更に、第三は、実験の原理であり、本格的な介入を行なう前に実験的対応がなされることを考えおき、最後に第四には、公開の原則をあげる。すなわち、政府介入が本当に

必要とはいえないにも拘らず利害関係者の嘆願を受け入れて道德的な墮落を齎らすことのないようその必要性や施策が公開されることが望まれるというのがそれである⁽⁵⁾。いっぽでもなく、これはデルの政治的責任論に対応した内容である。

同じことは、産業政策の国際的協調についてもいえる。O.E.C.D.はかつて、国際的な産業調整、とくに積極的産業調整についていくつかのレポートをとりまとめたが、その一つの基本は政策の透明性(transparency)によることであった⁽⁶⁾。わが国の産業政策は、今後国内的にも、国際的にもこうした要請に応えられるよう再検討を迫られているといわねばならない⁽⁶⁾。

私は以上、戦後のわが国産業政策を敗戦直後から復興期、高度成長期、および石油ショック以降に分けて回顧し、その特徴と問題点とをとりあげてみた。最近の産業政策の展開をみてみると、一九八〇年代の国際化のための対応の時期を別に区別して分析した方がより適切であつたであろう。しかし、この時期の諸問題については、最後の段階でとりあげておいたので許されるであろう。

工業生産物を輸出するという形になつており、しかも、経常的に貿易収支の赤字に悩まされてきたということもあって、その産業政策は主として工業中心的になつた。それは、同時に、工業生産物については輸出促進志向が強く、それ以外の産業分野については一貫して保護主義的あるいは輸入抑制志向が作用したこと意味する。ところが、輸出促進志向的だった工業生産物については早くも六〇年代から貿易および資本の自由化が要請され、その措置がとられてきたに拘らず、それ以外の諸産業、とくに、農業、建設業、金融・保険業などについては工業に対するのと一貫した産業政策がとられたことはされなかつた。最近のこれら産業に対する諸外国からの要請は、(1)の要請とも関連して、今後わが国産業政策の総体的運営にとって最も重要な課題の一つになることは間違いない。

(3) 産業政策の国際協調の問題

政府の策定・実施する政策は、いずれの場合でも、国民各階層、各集団に完全に公平にその成果が配分されるという訳にはゆかない。産業政策についてはとくにそうである。その点示唆的なのは、エドモンド・デルのいう産業政策の政治的責任の問題である。かれは、かつて労働党内閣の大臣を勤めた人であるが、政府が財政・金融上の便宜を私企業に与える場合には、そのことのアイデンティファイケーションができる限り成立しており、さらに、そのことの政治的责任がとれるようになつてゐることが必要であるという。英國労働党がかつていくつかの戦略的産業と企業とに對して資金供与を行なつたさい、國家企業厅を創設して、それに対応した株式の保有をす

- (1) 産業政策のいろいろな定義については、拙稿「国家・企業・産業政策」(『国民経済雑誌』第一三一巻第四号、昭和五十年四月)および「現代産業政策の課題」(加藤・五井他編『産業と政府の経済政策』昭和五十三年十一月、勁草書房)を参照。
- (2) 前記拙稿および拙稿「産業政策の経済学的評価について」(『国民経済雑誌』第一五八巻第三号、昭和六十三年九月)を参照。
- (3) 拙稿「現代日本経済の産業組織的基本構造」(『経済評論』昭和四

十六年十一月四日)、なね、この小論は、富沢健一編『超マクロ経済学』(昭和五十年、学術出版社)に所収。

(4) (3) の前掲拙稿参照。

(5) E. Dell, *Political Responsibility and Industry*, George Allen & Unwin, London, 1973 pp. 32-52, 84-93 pp. 227-251.

(6) OECD, *Positive Adjustment Policies: Managing Structural Changes*, 1983, 第4章のOECD, *Transparency for Positive Adjustment: Identifying and Evaluating Governmental Intervention*, 1983 特別監修。たとえスケムはもじこじせん。J. K. Galbraith, "Congress and the Industrial Policy Debate," in Sharon Zukin (ed.), *Industrial Policy*, Praeger, N.Y., 1985, pp. 97-106 参照。

△共通論題△

経済の基盤変化と政策体系

野尻武敏
（大蔵学院大学）

近代日本は二つの革命的な変革を経験した。いうまでもなく明治維新と敗戦による転換である。が、最近の変化は、経済生活にかんするかぎり、ある意味ではそれらに勝るとも劣ることのない激変といえる。ハイマンやベルやトフラーなどが指摘してきたように(1)、人は今日、人類史的ともいえる大転換の波のなかにあり、最近の日本経済の変動はそうした人類史的な転換とも重なるものだからである。事実、わが国の経済も、表層の流れだけではなくに基層をなす経済の基盤からが大きくかつ急速に変換している。こうした時代の経済政策には、理論においても実践においても、それに相応した体系化が必要だ。ここでは、もうした角度から、経済政策の理論と実践における焦点の動きをまとめ私見の若干を加えてみたいと思ふ。

一 経済政策論と経済成層論

(1) 経済政策論の対象となる経済は、全てから抽象化された理論上の経済ではなく、複合的な諸要因を含む現実の経済生活である。そして経済の現実がこのように激変するときには、これに対応して

いひうじすれば、理論的に経済を孤立化しもっぱらその機能的な連関を追う純粹の経済理論に立つだけでは、まったく不十分なことは明白だ。経済の流れだけではなくに経済の仕組みやその基盤にまで及ぶ包括的で成層論的な理論装備が必要になる。経済の成層論(Schichtenlehre der Wirtschaft)である。

この分野の研究はおもにドイツ語圏で展開されてきたが、そのドイツ語圏でもさまざまの系譜がある(2)。経済政策論に直結するものとして、ここではワルター・オイケン、ワルター・ハイソリビ、それとハンス・ユルゲン・ゼラフィムの捉え方が有益だ(3)(4)。オイケンとそのグループは、国の経済政策を秩序政策に限らなかった。それと並んで、オイケンの「新自由主義的な関心」、「経済経過」(Wirtschaftsablauf)と「経済秩序」(Wirtschaftsordnung)を峻別しようとした。前者は経済の日々の流れ、後者はその流れを支える経済の枠組みである。他方、ハイソリビは、経済政策論に「経済基盤」(Wirtschaftsgrundlagen)とそれにたいする基盤政策の概念を体系的に導入した。こに経済基盤とは、狭義には、あるいは理念上は普通経済外のものとされるが現実には経済の土台をなし経済を根本において支える諸

要因をさす。ハインリヒのあげたのは、外界自然、活動主体たる人間、ならびに知識水準にかかる諸要因であった。それらをうけて

ゼラフィムは、「経済」、「秩序」、「基盤」という経済の三層の捉え方を確立し、「経過政策」、「秩序政策」、「基盤政策」という経済政策の三分法を始めた。

これらは最近のことではない。一九五〇年前後のことである。が、

当時もまた戦後の大混乱のなかで経済と経済政策の再編成が進められていた時代であった。そしてこうした成層把握は、今日のような

大転換のなかで、いっその意義を加えてくるはずである。

(2) むろん、経済の諸層との関連の捉え方は一様ではない。

論者によって出入りがある。まず、「経済秩序」について意見が分かれる。これにかんしては、経済秩序をさらに「経済構造」(Wirtschaftsstruktur)と「経済体制」(Wirtschaftsverfassung)に区分するほうが適當なようと思われる。両者は性質が違うからである。

前者は、各種の全体を構成する部分の構成比にかかわり、経済の現実的・実質的な枠組みを形成するのにたいし、後者は、主として法や制度にかかわり、経済の形式のあるいは形相的な枠組みを造りあげる。意見の違いではもう一つ、「経済基盤」も捉え方は人によつてさまざまである。これには各種各様の諸要因が入れられ、また入られられるからである。が、それらを包括的かつ論理的に類別しようとするとならば、自然と人間と、人間の生みだす文化の三つの面から捉えるのが適當だろう。すなわち「自然的基盤」、「人的基盤」ならびに「文化的基盤」への類別である。

とすると、以上のところから経済の成層把握のシーケンスを示せば、

次のようになるであろう。

a 経済経過 成長率・インフレ率・失業率・經常収支等の動き

b 経済秩序 形相的秩序=経済体制

c 経済基盤

1 自然的基盤——自然環境、自然資源、空間、等
2 人的基盤——人間の質(気質、価値感、等)と量(人口の規模と構成)

3 文化的基盤——科学・技術・教育・社会関係・国際関係等

(3) 経済政策は、現実の経済生活を形成あるいは規定するこれらの諸要因への直接・間接の意識的な干渉である。そして今日では、どの国でもそれらのほとんど全域に政策的干渉が加えられ、自由諸国と共産諸国との違いは干渉対象よりも干渉方式の違いに過ぎないほどになってきている。最近の政策実践において重要なのは、しかし、このことだけではない。以上は主として政策客体にかかるところだが、政策主体の在り方とその動きも、それに劣らず重要である。これらの現実の動きから見ると、これまでの経済政策論が一般には、対象となるべき経済政策実践のきわめて限られた範囲しかカバーしてこなかったことが明らかになる。

1 政策主体の関連から注意してみよう。むろん、従来とも、主体の関連の研究がなかつたわけではない。が、これまで、経済政

策の主体は「國家」とされ国家やその目的設定にかんする抽象的・理念的な研究が事とされるのが普通であった。が、このほかにも、科学的研究の対象となるべき多くの現実問題が存在する。

例えば、①一方、国際化が進むとともに国際的な管理機構が増し、他方、「地域の時代」への要請が高まっている。そうしたなかで、政策主体はたんに国家といえるだろうか。②また、国といっても、政策の主体となるのは現実にはなにか。国会なのか省庁なのか、省庁は通産か厚生か大蔵か公取か、それらの間には対立・抗争があるのが普通ではないか。③さらに、民主制のもとでは党や省庁は、各種の利益団体とさまざまにからみ合い、それら諸団体によって意思決定や行動を大きく左右されるではないか。政策の実質的主体は誰なのかな。――等。

これらは、経済の文化的基盤をなす社会関係や国際関係の動きとともに動いてくる。が、経済政策の実践に重要な動きであることは変わりはない。そして歐米では、ことに多元民主制社会での政策主体やその意思形成過程についてではあるが、そうした分野の科学的分析に関心がもたらはじめたのは、戦後ほどの頃からであった。が、わが国では比較的最近のことである。

2 政策客体の面からみても、事情は似通っている。というより、

考察対象の制限は、ここにおいていっそう目立つ。

これまで経済政策論で一般に取り上げられてきたのは、ほとんどもっぱら経過政策だった。秩序政策に立ち入るとしても、総じて構造政策までというのが普通だった。体制政策にまで及ぶのはむしろ例外であり、基盤政策にいたっては、それが本格的に取り上げられ

二 日本経済の基盤変化

先の成層論的な捉え方によつてこれを見るならば、最近の日本経済の変動が基盤全般の急激な変化と結ぶものであることがいゝそぞ明白になるであろう。日本経済のいわば地殻変動であり、これが表面に出はじめるのは一九七〇年代の始めからである。

(1) 七〇年代には、すでに前半に自然的基盤が一変する。

まず前面に出たのは自然環境の破壊だった。いわゆる公害問題が一齊にジャーナリズムにのりはじめ、環境汚染の惨状が広く人々を脅かすようになり、各地で公害闘争も拡がつてくる。これははつきりして一九七〇年からのことである。その年はまた万博で沸いた年でもあり、こうして一九七〇年は、戦後わが国の高度経済成長の明と暗が際立つてくる年となつた。その三年後には、こんどは資源問題が前面に出てくる。一九七三年の第一次石油危機は、石油資源だけでなく工業資源一般の問題化に火をつけることとなつた。そしてこれをもつて、環境保全コストの高騰に加えてエネルギー・資源価格の暴騰に拍車がかかり、重化学工業主導の高度経済成長の一つの時代が終わる。

これは、しかし、わが国だけのことではない。七〇年代は、世界的に、環境・資源・食糧その他にかんして自然の限界の接近が広く意識され論議されてきた年代でもあつた。ローマ・クラブの第一報告『成長の限界』が出たのは一九七二年であり、「宇宙船地球号」が口にされはじめのもその頃からである。これらのもつ意味は重要である。それは、経済が経済の論理だけで自己展開はできなくなつた時代が終わる。

今までとは違つた新しいいくつもの特徴が見られる。

例えば、①革新的の中心がいわゆる軽薄短小型の性質をもつ。これは、産業の内実とともに立地の構造もえていくはずである。②また、従来のいわば筋肉型の技術革新にたいし、今は総じて頭脳・感覚型である。つまり、人間の手足よりも頭脳や感覚の機械化や自動化を中心がある。だから自動化も、部分の自動化にとどまらずに全面自動化となつてくる。この変化は、人間の労働の役割にもかかわつて文明史的な意味をもつ、といつても過言ではあるまい。③さらには、レーザーや新素材やバイオの領域にいくらでも見られるように、これまで自然にはなかつた物、あるいは自然にしかなかつた物を人間が造り始めたことが、目立つ。自然の人工化ともいえよう。これもまた文明史上画期的な動きといえる。

これらだけによつても、今回の技術革新が新しい革命的な革新であることは明らかである。そして、歴史経験からして、革命的な技術革新は二十年から三十年続くのが普通である。だから、この新しい波は、今世紀一杯は続き、他の基盤変化と結んで、産業だけではなく生活の全体を一変させていくことになるであろう。

(3) 國際関係も一國経済の文化的基盤に數えられるが、これもまた激変してきた。変化は、一九七〇年代から目立ち始め、八〇年代に入つてますます顕著になつてくる。

第二次大戦後の國際秩序は、基本的に、経済はブレトン・ウッズ体制、政治はいわゆるパックス・アメリカの体制で支えられ、わが国の高度経済成長の國際環境を形成してきた。が、この秩序は今日ともに崩れています。

つたことを示すものだからである。ハイマンに従つていうならば、

近代を支配してきた経済主義的な経済拡張の体系に、自然の、それだけにファジカルな限界がおかれ、そうした近代の体系の挫折が決定的となってきたこと、を意味するからである。

(2) 七〇年代の後半から八〇年代に入ると、経済の人的基盤、そして文化的基盤(国内的にはことに技術)に大きな激しい変化が現われてくる。

1 人的基盤では、わけても人々の価値感と人口の年齢別構成の変化である。いずれもわが国の高度の経済成長と結ぶ変化といえる。高度の経済成長によってわが国は、アメリカそしてEC先端諸国について「豊かな社会」となり「飽和経済」化してくる。一九七〇年代中葉から見ていい。そうしたなかで、人々の価値感は高級化・多様化し、やがて「新人類」が生まれ、女性の権利要求も一段と高まってくる。これらは、人々のライフスタイルを変え、消費需要構造に変化をもたらさずにはおかないと。

人間の例で目立つもう一つの激しい変化は、人口のいわゆる高齢化の急激な進行である。高度の経済成長とほとんど相関して、他に例のない速さで長寿化と少子化が進み、このためわが国は未曾有の速度で未曾有の高齢社会に突入することとなる。この勢いが目立つてくるのも八〇年代に入る頃からのことである。これもまた、わが国との経済と社会を大きくゆきぶつていかずにはおかないと。

2 八〇年代はまた新しい技術革新の波が高まってきた時期としても特記されていいだろう。「新しい産業革命」ともいわれるが、時間的に新しいというだけではない。革新の内容そのものに、これ

ブレトン・ウッズ体制は、すでに一九七一年のドル・ショックと七年のオイル・ショックでもつて揺らいでしまつた。前者は、米ドルと金をリンクした国際通貨原則を崩し、後者は、自由無差別(したがつて政經分離)の国際通商原則を搖るがし、こうしてブレトン・ウッズ体制の二つの支柱が倒れてきたからである。ついで、パックス・アメリカも崩壊してくる。これに関連し、わが国が経済に直接かかわつてくる重要な動向として三つの動きに注意しよう。

1 まず、日米関係の変化である。パックス・アメリカを支撑するが國もそれに依存してきた、アメリカの力の圧倒的な優位は崩れた。その力はわけても軍事力と経済力から合成されるが、軍事力における優位性が崩れるのは一九七五年前後と見てよいであろう。アメリカがベトナムから撤退し、ソ連の膨張政策が顕著になつてきた頃である。経済力では、ソ連に比べるなら今もアメリカが断然強い。しかし、世界経済に占めるアメリカ経済の圧倒的な優位性はない。これが崩れるのは一九八五年前後と考えられる。その年、アメリカは、財政・貿易・対外資産において有史以来の大額赤字に陥り、政治と経済の対外施策に一八〇度の転換を余儀なくされた。そして今日、対策が功を奏し財政・貿易が均衡化していくとしても、今世紀末までにアメリカの対外純債務残高は一兆ドルを大きく上回るものと予測されている。他方、これにたいしてわが国の経済力は拡大を続け、GNPはすでにアメリカの半ばに及び、今後、対米貿易収支が均衡化していくとしても、今世紀末にはわが国の対外純債務残高は一兆ドルに近づくといわれている。日米経済関係は

逆転してきているともいえる。

2 次に重要なのは、一九八五年、八六年に結成されたG5、G7のもつ意味である。これはもともと、アメリカの貿易赤字削減のためのドル高修正、それが直接の契機となって生まれたものではある。が、その任務として、適正為替レートの維持とともに参加各国の経済政策の相互監視もうたわれている。これらの歩みは、アメリカが今や自國経済の建て直しでさえアメリカ一国ではできなくなつたことを示すとともに、世界経済がはつきりと自由市場経済から管理市場経済に移行したことと物語る。

3 もう一つ、東アジア地域の動向も重要である。最近よく「太平洋の時代」がいわれ、世界の経済成長を地域別に見るとわけても東アジア地域の成長率が突出している。わが国を先頭に、アジアNIESがこれに通り、後を追ってタイ、マレーシア、そして中国と、あい次いで離陸の勢いにある。そして、この動きも国際経済関係をさらに大きく変えていき、わが国の経済にとってもますます重要な動きとなつていくことは、確実である。

これらだけによつても、一九七〇年代から八〇年代にかけて日本経済の国際環境は一変したといわねばならない。わが国が新しい国際化の時代を迎えて、その地位に相応しい責任分担を求められ、新しい対応を迫られてくるのは、自然のことであろう。

三 経済政策体系の推移

経済の基盤が変われば、上にのる経済の経過も構造も変わり、さらには体制もそのままではありえなくなるはずである。事実、経済

れたが、この経済政策目標の変換は、そうした経済主義的経済成長がいわば内から自己否定を生みだし始めたことを示す、とも考へられるからである。

(2) 政策手段

つまりは経済施策についても、いくつもの新しい動きが見られる。
1 経済経過とこれにたいする経過政策の領域では、なによりもケインズ主義の施策体系への信頼が揺らいできたことがあげられる。景気パターーンの変化や財政の硬直化をはじめ原因はむろん多様だが、根底には社会の多元利益集団化やこれと結ぶいわゆる「政治の失敗」など、経済の基盤要因の変化が考えられる。

2 経済施策にかんして目立つもう一つの動きは、経済政策の諸分野のうち構造政策的施策、そして基盤政策的施策の比重が増してきたことである。

日本経済の既述のようないくつかの施策課題に、目をむけてみよう。財政再建、地価抑制、金融自由化、高齢者対策、東京集中は正等。これらはどれも、関連の制度の改革なしには基本的に市場機構を通して行われ、またそうでなければならない。が、このことは、先のようないくつかの政策目標にあわせて市場的構造調整を誘導し補完していく施策的重要性を決して減ずるものではない。

そして、これとともに基盤政策の比重が著しく高まつてくる。自然的・人的・文化的な経済基盤要因はそのほとんどが、十分には、あるいはまったく市場機構にはのりえないもの、いわゆる「市場の失敗」に属するものであるだけに、いつそうそうである。環境保全、資源確保、有効な国土利用、国民生活の時間的・空間的再編成、技

術開発、科学振興、教育改革、社会組織の再編成、国際関係の調整、等、——これらはすべて経済の基盤整備としても重要性を増していく。これからも増していくはずである。経済政策の実践も理論も、それらを経済外のものとして無視できる時代ではなくなっているのである。逆に、それらを加えた経済政策と経済政策論の新しい包括的な体系化が求められているといわねばならない。かつてオイケンの経済政策論についていわれたこと、つまり「経済政策論は必然的に文化政策論になる」ということは、今日にいってようやく妥当する。(3) さらに特記されていいことがある。最近、論議あるいは上程されてきた施策や施策方向の多くが、結局は体制改革にまで進まる見えなくなつていていること、である。つまり、体制政策的な問題が増してきていることである。

1 因みに、今日わが国で上程されているいくつかの施策課題に、目をむけてみよう。財政再建、地価抑制、金融自由化、高齢者対策、東京集中は正等。これらはどれも、関連の制度の改革なしには効率に達成はできないであろう。各種の基盤政策の比重の高まりとともに、重要な動きといわねばならない。

2 個別の施策だけではない。経済全般の運営方式についても同様である。例えば、先にあげたケインズ主義施策体系の動搖は、経済の流れにたいする経過政策の問題であるだけではない。同時に、総体経済体制の問題である。いわゆる「福祉国家の破産」をめぐる政策問題もそうである。これは社会保障体制の在り方にかかわつてくるからである。もともと、ヨーロッパでは、ケインズ理論と福音主義理念は結びあつて戦後の新社会主義(あるいは自由社会主

義)の政策思想を方向づけてきたものであった。このことは想起されよいであろう。ケインズ主義や福祉国家理念の動搖といひむに新自由主義の思想と理論が世界的に新たに浮上してゐたのも、理由のないことではない。

わが国では、もうしたなかで、一連の民営化が行われ、対内的・

対外的に規制緩和が進められてきた。新しさ自由化的波といふる。が、今日の自由化はたんなる自由化ではない。同時に、例えば、社会資本の拡充にむけて第三セクター方式の導入が広がり、福祉政策の新しい展開に関連して福祉「国家」から(中間ローマリティの形成を組みこんだ)福祉「社会」への道が模索されていふ。これは、一国内の公私的新しい結合方式の試みにはかならない。GDPやG7の結成のような国際経済体制の改変とともに、注意されていふ。明らかに、体制政策上の新しい動きである。

3 この場合、さらに、体制改革がわが国だけのことではないといふことも、強調されていいだらう。西側主要国のほとんどに類似の動きが現われておこっている。さらに、西側だけのものではない。事情はもろんまったく異なるが、体制改革といつては、今日、東の共産圏のほうがはるかにドラスティックである。今連および東欧諸国は一九六〇年代前半に次ぐ、しかし当時よりむしろ広範な体制改革を模索している。中国は始めての、しかしぽ連圏よりもずっと思い切った改革を進めていふ。いかれど、近代化や効率化を求めて体制改革を余儀なくされ、民主化と分権化と市場経済的要素の導入を抜けたらぬ点では一致していふ。ひつじめ、公私的新しい有効な結合方法が追求されていふのである。

トントンのドンペー。

(3) 法制度の改革が必要だとひい意見、オリバー『法と経済学入門』を訳した小生としては同感です。しかし、このよくなアプローチには限界を感じております。「法と経済学」に関する意見をお聞かせいたければ幸甚です。

答 (1) 一般に政策策定にかんして、私はひれまで三つの基本要件を立てておぼした。規範的拘束性、現実妥協性、実現可能性の三つですね。そして、これらの要件が満たされたためにはそれぞの「根拠」に立する必要があり、そうした「根拠」として、第一では究極の価値なしは価値基準、第二については現実の状況(事態と動向)、第三にかんしては既存の、あるいは開発可能な達成手段の有無が問題になる、と考えときました。政策提言についても、同様のことがいえると想いあす。

(2) 日米経済関係については、特別の研究グループをつくつたり活動グループをつくつたりといった、特別のことはしていません。 (3) 法と経済学といふよりも立法をくくる政治と経済学、といふことになりますが、これまで社会科学的なアプローチとしては、じ承知のように、二様のものが展開されてきました。ショーミペーター、ダウニズから今日のヴァーチニア学派に連なる、主としてアメリカの、いわゆる公共選択論の流れの接近方法がその一つ、もう一つは、ファンケルやブリーフスから今日のネオ・コープラティズムの議論にも通ずる、おもにドイツ語圏の、多元集団社会論の系譜の接近方法です。これおどのひとく、前者は総じて政治過程の市場経済学、後者は一般に政治経済過程のいわゆる非市場経済学(主として政治

川)として、国際的にも国内的にも、新しさ体制の模索は今日の最も顕著な動向の一つといつてよい。そして、自由主義も社会主義も今は一定の範型を提供するにはやめなくてはならぬ。川にむかへた近代といつては時代の終わりを見るのは、仕あらぬだね。

(1) Heimann, E.: *Soziale Theorie der Wirtschaftssysteme*, 1963(鈴鹿武敏・足立正樹訳『近代の運命』新評議、一九八七年); Bell, D.: *The Coming of Post-Industrial Society*, 1973.(日本忠夫訳『脱工業社会の到来』上・下、ダイヤモンド社、一九七四年); Töpler, A.: *The Third Wave*, 1980. (徳岡孝子大監訳『第三の波』中央公論社、一九八一年)。

(2) ひねりつてば、次の拙稿を見よ。『経済の全体把握と成長担壁』、『國民經濟雑誌』一四八巻六号(一九八三年)。

(3) Cf. Eicken, W.: *Grundätze der Wirtschaftspolitik*, 1952.(大崎忠郎訳『経済政策原理』勵草社、一九六七年); Heinrich, W.: *Wirtschaftspolitik*, I. Bd., 2. Aufl., 1964; Serafini, H.-J.: *Theorie der allgemeinen Volkswirtschaftslehre*, 2. Aufl., 1963.

質問 (千葉大学 武藏武蔵)

(1) 基盤変化に対応する経済政策の必要性はよくわからました。どう、何らかの政策提言をされる場合の「根拠」はひいに求めぐあなのドンペーですか。

(2) 日米経済関係が大問題だとひうひはよくわからました。では、具体的にどのような行動をとられたでしょうか。おぬこば、心のれもの

社会学的分析)の性質をわい、それぞれ長短があるにしても、未踏の分野に光を与えてきたその業績は小さくはなく、今後とも成果が期待できるのではないかと想っています。私自身は、第一のアプローチ、ことにブリーフスの仕事に関心をよせてきました。

(付記) なお、座長の柏崎利之輔教授(早稲田大学)からひいたいたい意見にかんしては、本稿作成にあたって配慮した積りです。

現代経済政策の課題

——シェア・エコノミーと労働者資産所有——

丸尾直美

（中央大学）

財政政策を中心とするケインズ派の裁量的経済安定化政策は、個人の自由と市場メカニズムを重視するマネタリストと公共選択派から強く批判された。

神の見えざる手の内蔵化

しかし、政府が市場介入をやめ、貨幣供給を $k\%$ ルールで管理するだけで経済の安定成長が可能になるとの保証はない。むしろケインズ政策が導入される以前の経済的諸悪が戻ってくる可能性が多い。そこでケインズ派の裁量的経済介入とも、楽観的な自由放任主義的な政策とも異なる第三の型の政策を考える必要がある。それは経済のマクロ安定成長と効率および分配の公正化を同時にたらすような自動安定装置をマクロの企業等に内蔵（ビルト・イン）させる政策である。これはシステムを変える政策という意味ではJ・M・ブキャナン等の公共選択派の政策と通ずることもあるが、経済のマクロ安定化のための「見えざる手」を政策的につくるという点で

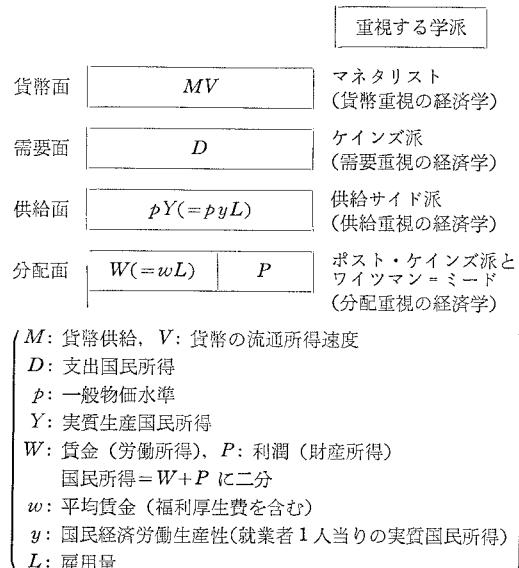
ユニークなシステム改革論である。こうして「くられた「見えざる手」による調和は、自由放任主義的調和ではなく、「くられた調和」（created harmony）である。近年、注目をあびているM・L・ワインマンのシェア・エコノミーとこれを修正するJ・E・ミードのワインマン＝ミード・モデルは、そのような「くられた調和」の経済をもたらす試みとして注目される。

分配面の要因を重視

ワインマン＝ミード・モデルの第二の特徴は、経済の安定・不安定を左右する要因として国民所得の分配サイドを重視する点である。国民所得の三つの面である支出国民所得（需要面）、生産国民所得（供給面）、分配国民所得（分配面）は事後的には等しくなるが、この三面の成長が事前に崩れると不完全雇用やインフレのようなマクロ経済不均衡が生ずる。さらに資産取引を別とすれば（1）、貨幣供給量にその流通所得速度を乗じた値も事後的には名目国民所得となる（図1参照、丸尾、一九八八年）。

このように図1に示す国民所得の三面と貨幣面を含む四つの面のどにマクロ経済安定成長をそこなう要因があり、どの面に政策介

図1 経済の安定成長の条件



入をすることによってマクロ経済安定成長が可能になるかについては学派により、見解が異なる。(1)ケインズ派は需要サイドを重視し、供給能力にたいする需要の過不足をマクロ経済の不安定要因として重視する。(2)マネタリストは貨幣面を、(3)供給サイド経済学は供給面に経済安定成長の障害があるとみる。(4)これにたいしてポスト・ケインズ派の一派と、ワイツマン＝ミード・モデルは分配サイドにこそマクロ経済不安定の要因があるとみて、分配サイドの政策によってマクロ経済安定成長を可能にすることができるとみる。それは

分配重視の経済学ともいえる立場である。分配重視といつても分配の公正を重視するというよりもマクロ経済の安定を左右する要因として分配面の要因が基本的な役割を果たすとみる点に特色がある。ミード・モデルの場合には分配面と同時に総需要管理(demand management)をも経済の安定成長の条件として重視するが、ケインズ派と異なり、名目総需要管理を重視して、名目総需要を実質総供給能力の成長に見合わせて安定的に成長させていく名目総需要管理制度を一方においてとることが必要だと考える(2)。他方、分配面に対しても、分配国民所得の中でもとくにその大部分を占める賃金(雇用者所得)を何らかの形でコントロールする必要があるという点ではワイントラップ等と同様であるが、ミードは『賃金決定』という著作の中では賃金(w)を国民経済生産性(y)の上昇率に等しくするようコントロールするというよりも完全雇用を達成できるよう賃金(w)を政策変数としてコントロールして雇用量 L を動かして完全雇用を実現すべきだという。こうして物価安定と完全雇用が実現されるという(Meade, 1986)(3)。

その上、ワイツマン＝ミード・モデルは成果分配によって労働意欲を刺激し、生産性向上を促すシェア・エコノミーを導入することによって供給サイドの活性化をも促すことが意図されている。

労働資産所有の重視

第三に、ワイツマン＝ミード・モデルは、労働者(被用者の意味で用いる)が資本家と利潤をシェア(分ちあう)だけでなく、株式という企業資産をもシェアするシェア経済モデルを構想するという

表 1 労働者株式所有制の目的と意義

(1) 資産所有の分配の平等化 (2) 産業民主主義の補完と拡大 (3) 賃金ドリフト等によって生ずる賃金格差問題への対応	主として労働側と革新政党が期待すること
(4) 従業員が企業への一体感を持ち、働くインセンティブを持つようするため——生産性向上への協力 (5) 労使関係と政治の安定 (6) 安定株主の増加（主に日本の企業の場合）	主として経営側と保守政党が期待すること
(7) 第2の所得として賃金と年金を補完する機能 (8) 賃金インフレの自制と国際競争力の維持 (9) 勘蓄と資本蓄積不足の緩和（勘蓄不足国の場合） (10) 雇用促進効果（ワーリング・ミード） (11) 分配公正と経済効率（生産性向上）とのジレンマ緩和	労使、保革に共通する利点

の運用収益が労働者全般の共通の目的に用いられるならば、賃金ドリフト（平均的な賃上げ以上の賃上げ）にもなうジレンマの緩和にも役立つと期待する。そのジレンマとは大きな賃金ドリフトを放置すれば賃金格差が拡がり労働者間の連帯が崩れ、かといって画一的な賃上げをすれば儲かっている企業が不当に大きな利潤を得ることになってしまふことである。そこで主に超過利潤の生じた企業や大企業から一定の基準に基づいて金を集め労働者の共同利益に用いることによってこのジレンマを緩和させようという考え方である。これがスウェーデンの場合、被用者共同基金の設立の一つの重要な狙いであった（丸尾、一九八五年）。

従業員の自社株所有が(4)の生産性向上や(5)の労使関係の安定に好ましいことは経営学者等が指摘してきたことであるが、アメリカのレーガン政権もイギリスのサッチャー政権も労働者株式所有のこうした長所に注目して労働者株式所有を助成する政策をとってきた。その結果、イギリスでは株式を所有する人口は六〇七%だったのが二〇%ほどになった。アメリカでは従業員株式所有プラン（employee share ownership plan、ESOP と略称）を導入する企業が急増している。導入企業数はまだ九〇〇〇程度であるが、十年前に比べると四倍になっており、とくにここ数年、導入企業数が顕著に増加しているが、これはサッチャー政権もレーガン政権も労働者の株式所有を助成しているからである。

レーガン自身も労働者に株式を所有させる意義として次のように言っている。

「勤労年齢のすべてのアメリカ人に成長する国民経済において何ら

い方向として注目される。「つくれられた調和のシステムの構築」、「分配サイド重視」、「労働者の株式所有による労働者の所有参加」という三つの問題はかねてからの筆者の関心事であり、提唱してきたことでもあるので（丸尾、一九七一年他）、この機会にワーリング・ミード・モデルを手掛りとして、ケインズ派ともマネタリスト（および合理的期待形成派）とも異なる第三の型の経済政策の特徴と意義を明らかにすることにしよう。ことに本稿では労働者の株式所有による企業資産成長への労働者参加の経済的意義を明らかにすることに重点を置く。

労働者による株式所有を促す政策は最近、イギリス、アメリカ、西ドイツ、フランス、スウェーデンで行われている。それぞれ違った形と目的で行われているとはいえ、理論モデルとしてだけでなく、現実の問題として労働者の株式所有への関心が生れ、これを促す政策が導入されていることはこの種の政策の現実性と実行可能性を裏付けるものといえよう。

二 労働者資産所有経済の意義

労働者株式所有制は、表1に示すようにいろいろな観点からその目的や意義が主張されてきた。

ヨーロッパの労働党や社会民主党は、労働者の株式所有の拡大が、その方式次第では、(1)資産分配の平等化をもたらすことと、(2)株主として労働階級の企業での発言力が強まり、産業民主主義が補強され、拡大することを期待する。(3)労働者の株式所有が共同基金方式で行われ、その基金が主として企業の超過利潤から徴収され、基金

かの有意義な形の財産を所有し、コントロールする現実的な機会を与えることが、國の確固たる政策であることを誰の目にも明らかにすべきである。（Blasi, Joseph R., 1988）。

アメリカではロング（Long）上院議員と同上院議員に論壇を提供したルイス・ケルソ（Louis Kelso）が、ESOP の提唱者として知られているが、彼らの提案の一つの特徴は、既存の株式の一部を被用者に分配せよというのでなく、企業資産の成長にともなう株式の増加分の一部を被用者に分配することを提案していることである。ケルソによれば、アメリカでは企業資産の成長による株式増加の九五%以上は既存の株主によって所有される（Blasi, 1988）。このことは、放棄すれば既存の株式所有者への株式の一層の集中化が進むことを意味する。しかし、このことは株式の増加分の一部を被用者が所有していくば、既存の株主の既得利益をそれほどそこなうことなく、株式所有の平等化を進めることができるこことを示唆する。そして株式の増加分の $\alpha\%$ を被用者が所有していくば、やがては被用者所有の株式の比率も $\alpha\%$ に近づいていくことを意味する（⁴）。

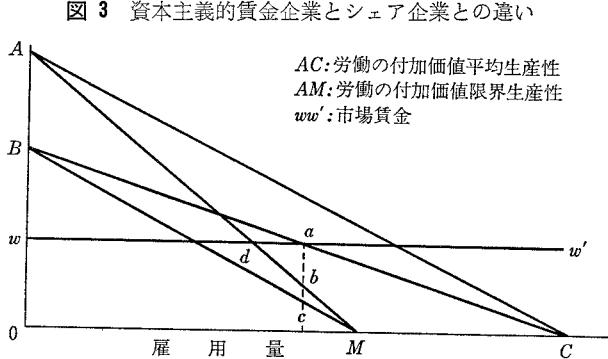
三 利潤分配と労働者株式所有のマクロ経済的意義

以上は利潤分配制と結びついた労働者所有参加の意義について、英、米、スウェーデン等で実際に指摘されていることであるが、理論面からも利潤分配制と結びついた労働者株式所有のマクロ経済的意義について表1の(7)～(11)が示すようないくつかの興味あることが指摘できる。

W^* : 従業員への分配額(雇用増加後)
 V : 新規雇用をする前の平均付加価値額
 ΔV : 新規雇用者の増加による付加価値の増加額
 $4L$: 新規雇用者数, L^* : 雇用増加後の従業員数

通常の資本主義企業モデル（これをJ・E・ミードは資本主義賃金企業と呼んでいる）では企業が利潤極大を求める（想定すれば、平均賃金は限界付加価値労働生産性（従業員一人当たりの付加価値の限界値）に等しくなっており、それ以上に雇用を増やせば、利潤が減少するが、(8)、(9)式で労働側への分配分（=成果分配分を含む広義の賃金）を決める場合には、平均労働生産性価値が遞減している限り $W^*/L^* < W/L$ となり、雇用を増やしても広義の平均賃金 w は付加価値限界労働生産性を下回ることになるので、企業は雇用を増やすインセンティブを持つことになる。

このような関係をミードが用いた図によつて示すと図3のようになる。横軸に雇用量をとり、縦軸に平均賃金、付加価値単位での平均労働生産性を AM 線であり、平均労働生産性を AC 線、限界労働生産性を BC 線である。資本主義企業モデルでは賃金は $w-w'$ 線によって市場的に決まつていて、企業は賃金（図の上では ow ）と限界労働生産性 (AM 線) が等しくなる d 点に雇用を決める（この点が上記の例のようなシェア企業の場合、付加価値生産額の $Q\%$ を労働側に分配する契約をあらかじめ定めているとする）。労働側が受け取る雇用者は一人当たりの分配分は一定でなく、雇用量に応じて BC 線のような大きさになり、雇用量と逆比例的に動く。このような状況のとき労働供給は市場賃金と労



果が生ずるゆえんを理論的に示したところに
価値があるといえるであらう。

III-1-2 シェアのワイツマン・モデルの発展

このワイツマン構想が契機となって数々の論があらわされたが、中でもこの論争を活発にしたのは、イギリスのノーベル経済賞受賞者である。ミードは以前から労働者の資本所有を擁護し、分配の正義についても論じてきた。エコノミストだけに、ワイツマン論の整理と発展に大いに貢献し、その論はイギリスの利

働者の分配分が等しくなる a 点まであるだろう。しかし、シェア企業のもとではこの点でも企業の限界労働コスト (BM 線) は c 点であり、限界労働生産性 (AM であらわされる) の b 点よりも低いので、企業側は雇用を増やさざるを得ない。この意味でシェア企業はマクロ経済にプラスの外部効果を与えるので、これを公的に助成すべきだと言っている。

生産成果を従業員に分配する制度としては数々の制度が提案されてきたが、それらの大部分の主目的は従業員に働くインセンティブを与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済的目的を持つ。すなわち賃金を伸縮的にしてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済的目的を持つ。すなわち賃金を伸縮的にしてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済的目的を持つ。すなわち賃金を伸縮的にしてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済的目的を持つ。すなわち賃金を伸縮的にしてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済的目的を持つ。すなわち賃金を伸縮的にしてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済的目的を持つ。すなわち賃金を伸縮的にしてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済的目的に加えてマクロ経済の需給調整機能に役立つことと、賃金が付加価値を与える等、表1の(4)から(6)までである。ところがワイツマン・モデルは、形の上では成果分配方式であるが、このようなミクロ経済の

潤分配と従業員株式所有助成政策にも影響を与えていた。ことにイギリス保守政権が一九八七年の財政法に基づいて導入し、発展させた利潤分配制はワイツマン・ミードの影響によるところが少なくないとみられる。それだけにイギリスの利潤分配制とこれに結びつけた従業員株式所有を検討する場合には、ワイツマン・ミード・モデルの内容とその意義を知ることが大切である。

ミードはワイツマン・モデルを高く評価しつつも、ワイツマン・モデルで賃金が決められれば、必ずしも雇用増加にならないことを明らかにした。なぜそうかというとワイツマンのシェア経済では、(8)式と(9)式の比較から示唆されるように、雇用の増加が現在の従業員の分配分の犠牲によって行われるので、企業側が雇用増を希望しないと考えられるからである。既存の従業員が雇用等経営のことに参加して発言しないシステムにすればそのおそれはなくなるが、それでは成果分配と所有を通じて従業員の参加意識と企業に一体感をもたせ、働くインセンティブを刺激するという参加経営の趣旨に反するし、その点でのメリットが失われる。

そこでミードはワイツマン・モデルの難を免れるために差別的労働・資本パートナーシップ (discriminating labour-capital partnership) — 労働者の労働市場を区分し、その収入をも区別する差別型賃金モデルを提案する。そのモデルの特徴は既に採用されている従業員の賃金プラス分配株（シェア）と新たに採用する従業員の賃金（利潤分配分を含む）に差を設けることである。ミード・モデルの方式と特徴は次のようになる。

表 2 従業員の株式・利潤参加型企業の難点

- (1) 雇用増抑制の効果がある
- (2) 投資のための社内留保が少なくなり、企業成長が阻害される(従業員の方が利益を考える視野が短期的なため)
- (3) 従来の株式所有者の資本逃避が生ずる
- (4) 従業員の経営参加のために意志決定に時間がかかり、非効率になる(経営側からの懸念)
- (5) 労働者が企業に懐柔される(労働側からの懸念)

企業は、二種類の株式を発行する。
その第一は資本株でありその企業の収入を資本家の株式への分配として受け取る人々に分配される。

第二は労働株であり、それはすべての従業員に個人の賃金収入(individual earnings)に応じて分配されるが、その分配収入を含めて企業収入にたいして以前と同じだけの分配率を維持するようにする。

こうすれば既存の従業員は誰も自社株を持ち企業の運命に直接の利害関係を持つことになる。資本株と労働株の違いは資本株が普通の株と同様であるのに対し、労働株の方は従業員が退職または自発的に会社をやめるときに清算されることになる点にある。また新たに投資する場合には必要な資金を得るために必要なだけ資本株を発行して調達する。

このような方式で労働株を発行して利潤の株式分配方式をとりつゝ、既存の従業員と新規雇用従業員とを区別して、既存の従業員が同企業の従業員の増加によって不利にならないようにするところにミード方式の工夫がある。

ワイヤーマン・モデルにたいするもう一つの有力な批判は、このモ

デルでは雇用にたいするマクロ需要不足への対応が考慮されていないことに關してである。マクロ総需要が不十分であれば、個々のシェア企業で雇用増加企業の利益を高めることになるとは限らない(Roschid, 1986-87)。

しかし、ミード・モデルの場合には、既に述べたように、マクロ需要面も十分配慮されており、名目総需要管理を一方において行いつつ、他方、分配と供給の面の問題の解決をはかるという構想になっている。ただミードが「Wage Fixing」という著作の中でも示唆している賃金決定方式とシェア・エコノミー型の半自動的賃金決定とは必ずしも整合的でないので、両者をどう調整するかが問題として残される。

また、ミードは、労働者が株を所有するシェア経済は、資産平等化には限定的な役割しか果さないとみて、資産平等化に関しては相続税等の税制等によって行うことを期待しているが、筆者が示唆してきているように、労働者(雇用者)の貯蓄能力を生かしてその貯蓄を企業の株式購入に積極的に回していく、これと利潤+株式分配制をあわせて行えば、資産分配の平等化あるいは少くとも不公平化の阻止に重要な役割を果たすことができるであろう。

(Noudhouse, 1988, Roschid, 1986-87)。

従業員の株式所有・利潤分配型の企業経営のメリットの方は先の表1に示したことと共通するいくつかの点が指摘されているが、他

方、欠点あるいは難点としては表2に示すようなことがいわれている。表1と表2をみると、同じ問題について一方はこれを長所とみ、他方は欠点とみるといふように一見矛盾しているが、これは矛盾といふよりも従業員の株式・利潤参加型の企業には両面性があり、長所となるか欠陥となるかは具体的方式とか労使間の基本的信頼関係に依存するということを意味している。たとえば企業が新規雇用を増やしても既存の従業員の所得がそこなわれないようなシステムを具体的に導入し、従業員が納得すれば雇用増加への従業員の反対は弱まる。ミードは日本の企業の正規の従業員と臨時雇用の区別を一つの例として示唆しているが、臨時雇用でなくとも、年功制の日本企業では既存の従業員と新規雇用の労働条件は相対的に独立している。

イギリスの利潤分配の法的助成に際しても新規の雇用者には利潤分配を適用しないでもよいことにされたので、このことによつてミード型の差別賃金方式に近くなり、ミードが危惧したような効果は緩和されるとも考えられる。

また、ワイヤーマンもミードも、シェア経済が雇用、物価、生産性に好ましい外部効果があるとすれば、税による優遇によつてその普及を助成すべきであると主張しているが、近年のイギリスの利潤分配、株式分配への政府の助成方式は、ミードが提案している方向に沿っているように思われる。

ワイヤーマン・ミード型の利潤・株式分配制の表2の(1)の難点はどのようにして回避あるいは緩和できるであろう。

表2の(2)の難点は、労働者の賃金および利潤分配を従業員による

株式所有に回すことと、賃金の一部を投資に向けることによって解決できる。スウェーデンでは労働者への利潤分配によつてつくられた労働者基金は企業の資本蓄積に役立つことをむしろ期待されている。(3)の難点はスウェーデンで労働者基金制度を導入するとき、保守派が主張したが、労働者基金制度が導入された一九八四年以後、スウェーデン国内の企業投資はむしろ活発化した。労使間の協議あるいは社会契約に基づき漸進的に行なえば、(3)の難点も回避できるであろう。(4)の難点も従業員の株式・利潤参加制度を進的に進は、深刻な問題にならないであろう。従業員の経営参加と所有参加めでいけが進めば、労使の利害共通点も多くなり、利害関係の調整がスムーズに行われる面も生じてくるし、労働者代表重役も経営に習熟していくであろう。

以上のほか(5)のおそれをなくし、利潤分配を従業員を納得させる形で行うためには、経営内容についての情報を従業員が知る必要があると指摘されるが(例えは Rothschild, Kurt W., 1986)、このことは従業員の経営参加とインフォメーション・シェアリングを利潤分配・所有参加とあわせて進めていくことによつて解決できるであろう。筆者がかつてから主張したように(丸尾、一九七一年、①)、決定、情報、所有への同時的参加を漸進的に進めていくことが必要である。ワイヤーマン・ミード・モデルの長所を攝取し、分配面とストック(多くに株式)所有を重視する経済学と経済政策を発展させていくことはこれからの経済政策論の課題である。

(1) 土地や株の資産取引を含めても定義的にはこの関係は成立するが、資産取引や資産価格の変動によってVが変動する。

(3) 各目線需要を実質国民所得の潜在的趨勢成長に見合わせに増加させる方式は、賃給供給量を実質国民所得の潜在的趨勢成長率に見合わせし一定率で上昇させる「ネタリストのルール」と似ています。

「一・二・三」の三通りの政策を組み入れておる。名目総需要を一定率で上昇させる「D_m=Y(=yL)」と見なすのがあり、変化率 $s_p \cdot (s_w - s_p)$ で $D_m = Y = y + L$ の状態を維持する。

(3') 分配国民所得の名目値を y とおらね、「 y が賃金と利潤から構成される」として賃金分配率を G とおらねば、 $W = \Omega V$ である。 $V = W/\Omega$ である。分配国民所得も実質国民所得に同様に上昇をかねじが物価安定のために必要となるので、次の条件が必要になります。

$\dot{Y} = \dot{W} - \dot{Q}$

$$W = wL \quad \text{やあから 労働分配率一定の想定のもとでは } \dot{Y} = w + \dot{L}$$

これが「 y 」とが物価安定の条件であるが、完全雇用に必要な雇用の上昇率を考慮してみを決めるのが、「一・二・三」の政策である。このことはもう一度物価の安定と完全雇用が両立するひとことだ。

(4) 株式資産総額を A 、その増分を ΔA 、被用者所有 s_p とすると $\Delta w/A$ を s_w に維持し続ければ $\Delta w/A = s_w$ が s_w にやがては近づく(Maruto, 1988)。

(5) (3)式の意味での賃金増加を最大にする賃金分配率 \bar{s}_w の求め方 純化された幾分特殊の想定のもとでは次式のように $1/2$ をなむれば 0% になる。すなはち(3)式を労働分配率で微分すると

$$\frac{\partial \Delta W}{\partial Q} = s_p \sigma - 2 s_w \sigma Q$$
$$\Delta W \leq \text{最大値} \leq \frac{\partial \Delta W}{\partial Q} = 0 \leq \text{最小値} \leq \infty$$

参考文献
Blasi, Joseph, *Employee Ownership*, Ballinger Publishing Com-

- pany, 1988.
- Buchanan, James M., *Liberty, Market and State: Political Economy in the 1980s*, Wheatsheaf Books, 1986.
- Meade, James, *The Collected Papers of James Meade*, Vol. II, Value, Distribution and Growth, edited by Susan Howson, Uuwin Hyman, London, 1988.
- , *Alternative Systems of Business Organization and Workers' Remuneration*, Allen & Unwin, 1986.
- , *Wage Fixing, Stagflation* Vol. I, Allen & Unwin, 1982.
- 丸尾直美『讀GDP時代』(マニヤハラ社) 一九七一年。
- 『ベウマーへの労働報酬金——その背景と影響——』ベウマー・社会研究所、一九八五年。
- 『入門経済政策』中央経済社、一九八八年。
- 「福祉国家批判」したる(『新書類』一九八八年九・十月号)。
- Mario, Naomi, *Economic Policy Management*, Chuo University Press, 1988.
- Nouhouse, William, "Can the Share Economy Conquer Stagflation?", *Quarterly Journal of Economics*, February 1988.
- Passinetti, L. I., *Growth and Income Distribution*, Cambridge University Press, 1974.
- Roschild, Kurt W., "Is there a Weitzman Miracle?", *Journal of Post-Keynesian Economics*, Winter 1986-87, Vol. IX, No. 2.
- Weitzman, Martin L., *The Share Economy*, Harvard University Press, 1984.
- , "Some Macroeconomic Implications of Alternative Com-

$$0 = s_p - 2 s_p \sigma Q$$
$$2 s_p \sigma Q = s_p \sigma$$

$$Q = \frac{1}{2}$$

(3)'

この式は ΔV の中の ΔW を最大にするという限定された枠内での賃金分配率をおらねしたものであるが、短期的な賃金分配率の最大化が賃金の長期最大化にならざることの点ではより、現実的なモデルの場合も同様である。

(6) (5)式を Q で微分すると、次式のように ΔV 中の賃金増加を最大にする賃金分配率は $\frac{1}{2}$ ではなく $\frac{1}{2} \frac{s_p}{s_p - s_w}$ いだつ s_w がアラスの値をとり、大きくなる $1/2$ 以上の値になら。このことは図1の $a-b$ 線の傾斜をより水平的ほかないことを意味する。その上、労働者が株式を所有すれば、その株から配当のキャピタルゲインを得られる。

(7) 利潤を P 、そのうち労働側に分配される比率を s_w おらね、「利潤分配制」によって労働側に分配される利潤分配分をえた賃金を $W^* = \Omega + (1 - \Omega)P$ W^* は次式のように W 以上になら。

(8) 賃金が固定賃金分(固定)と付加価値分配分(成果分配分)の両方から構成される場合には(6)式は次式のようになる。

$$W^* = \bar{W} + \alpha V$$

この場合、あるかかみ定めた分配比 α が α 。

ケインズ政策

——その問題点——

伊東光晴

（京都大学）

ケインズ全集が完結し、加えて、ケインズの『一般理論』の執筆過程で協力者ともいべきカーンの著書『一般理論の形成』が出版される等によって、ケインズ研究は精緻さをまし、その研究は質量ともに高まつた。と同時に、『一般理論』発刊からすでに五十年を経て、ケインズが切り開いた所得水準決定の理論を中心とするマクロ理論は、現代経済学の共通財産となつてゐる。

だが、こうしたケインズ研究の高まりと理論の一般化、普遍化とは対照的に、不況対策としてのケインズ政策に対する批判は、——アメリカではレーガン政権とそれを支えるマネタリズム、供給の経済学、イギリスではサッチャー政権を支えるハイエク的理論など——政治的に社会的に、ひとつの社会的文脈となつてゐる。どこに問題があるか。批判者の視点をも考慮の中に入れ、問題を論じよう。

(1) 「反循環政策としてのケインズ政策は、現実の政治の場では定着しにくく、結果として国債累積を招きやすい」
景気政策としてのケインズ政策は、大別して二つの型にわけることができる。

第一の型は不況期には財政の赤字による景気刺戟政策を行い、景気が反転し、好況期にいたると、そこでの財政の黒字によって、不況期の赤字を相殺し、景気の一循環としては、できるかぎり、国債の累積を回避しようという、反循環政策としてのケインズ政策である。それは本来のケインズ政策といつてよい。

アメリカ財政学会を二分し、反ケインズ派の中に位置するブキヤンのケインズ理解は、反循環政策としてケインズ政策を正統と

してとらえている。かれの批判はこうした政策が現実の政治の場では実現が難かしく、結果として、第二の型に転化し、その結果多くの弊害が生れるという点にある。ブキヤンは言う。「政治家は、明白なケインズ派の教えに従つて行動しなかつた。つまり不況期の

期の赤字を好況黒字で釣り合わせることをしなかつた。ケインズ的フイスカル・ポリシーの簡単な論理は、明らかに、民主政治への制度的適用に失敗した」（J·M·ブキヤン、R·E·ワグナー『赤字財政の政治経済学』邦訳一〇九頁）。

ブキヤンの立場は、ケインズの理論はそれ自身として正しい。だがその誤りは、その適用の場を見誤つたことである。現実の政治は、『椅子を求めてたゞ競争している議員によってコントロールされている』にもかかわらず、ケインズは、政策が理性によって動くと仮定した。

ブキヤンがいう「ハーヴェイ・ロードの仮説」である。

もちろん、大衆社会の到来を予見しているケインズが、市民社会の社会像にも等しいこのような仮説を無限定にとったと解するのは問題である。またハロッドも「ハーヴェイ・ロードの仮説」などと言つてゐるわけではない。だがケインズを離れて現実の政治の場を見るならば、ブキヤンの主張は正当性を持つてゐる。そのことは日本の現実についても妥当する。

四十年不況（一九六五年）にさいして、（財政法第四条に反して）不況対策として赤字国債を発行するか否かは、戦後の経済政策論争のひとつであった。若い近代経済学者は、ケインズ以後、国債発行→赤字による景気政策は常識であると考え、国債累積の危険を主張し、財政法第四条を重視する古き世代と対立した。前者の後者に対する批判のひとつは、たゞ赤字国債が発行されても、それは市中消化とすることによって、歯止めを持ってゐるというものであった。たとえ、赤字国債でも、市中消化であれば、それだけ通貨を回収す

るのであり、また、好況期に入ると、市中金利が上昇し、国債の発行が自動的に不可能になるというものである。

だが現実の過程はどのようなものであったであろうか。

四十年不況は七千億円弱の赤字国債の発行をてこに回復過程に転じ、GNPの成長率は、昭和四十一年度、名目一七・六%（実質一・四%）、四十二年度一七・〇%（実質一・一%）、四三年度一八・四%（実質一三・〇%）、四十四年度一八・六%（実質一二・一%）を示した。成長率が一七%から一八%を続け、失業率は一・一%に下り、完全な過熱状態に突入したのである。にもかかわらず、この間、国債は発行しつづけられたのである。（国債増は四一年度、七三〇四億円、四二年度七三七四億円、四三年度五一九三億円、四四年度四八二七億円）。

もちろん市場金利は上昇した。だが、国債は、発行条件を改め、利廻りを市場に合せ、発行されたのである。市中消化による歯止めという主張は砂上の楼閣だったのである。いったん均衡財政の歯止めがくずれると、よし景気が過熱していても、政治は票のために予算を獲得しようとし、それが予算を膨張させてゆき、結果として国債は累積し、反循環政策としてのケインズ主義は、アメリカ・ケインジアンのケインズ主義に転化してしまうのである。

経済政策論の存在理由は、このような社会的・政治的環境をとらえなおし、理論適用を行うことにある。
昭和四十年末、私はこの論争に加わり、ケインズ研究家として、不況に際して景気政策をうつべし、されど国債発行すべからず、日本的な土壌のもとでは、政府保証債による有効需要の増加を行い、反

循環政策としてのケインズ政策の実現をはかるべきことを主張した「経済政策における保守と革新」「保守と革新の日本の構造」一九七〇年所収)。理論上の有効需要の拡大は、国債発行だけでなく、政府保証債でも、場合によっては金融債の発行でも可能であり、政策論者は、それぞれが、理論上の同一性と、現実的影響のちがいとを明確に把握しなければならないのである。そこに経済理論と経済政策との抽象段階の違いが存在しているのである。

いまこの点に関連して、問題を敷衍するならば、政府保証債の増額は、例えは家賃収入を生む住宅公債を通じて投資が行なわれる等であり、用途が明確であり、その償還も、家賃収入によって自動的に行なわれていく。用途が明確であるということは、社会的に、もつとも遅れている分野に支出を限定することができることでもある。だが、赤字国債は、一般財源の拡大に向うのである。その償還計画は、後に大きな政治課題を残すものであり、ブキャナンの危惧をくつがえすことのできる政治の質を持ちうるかどうかにかかってくる。そうした政治的・社会的与件を視角の中に入れ、抽象的理論の水準を現実的有効性の水準まで高めること——それが理論研究と区別された政策研究なのである。

(2) 「不況対策としての公共投資の問題点」

不況期におけるケインズ政策の発動としてわが国では公共投資が必要喚起策としてとられるのが一般化している。公共投資が乗数効果が大きいということもあるけれども、現実的には、公共投資による地域開発を望む地方の要請と深く結びついていることはいうまでも

公共投資は、経済成長の趨勢線を考え、それに即応する公共投資の趨勢線をめぐって、わずかな増減を反循環政策として行う以上のこととはできないのである。そして、それをこえる反循環政策は、他に求めざるをえない。それをいかなる分野に求めるか——これは今日の経済学者に課せられたひとつ的问题である。

私は、困難であるが、反循環政策として、減税と増税とを考慮していく段階に入っていると考えている。ただし、現行制度のもとでは、それは次の問題点をかかえている。

(3) 「財政策はしばしば時の遅れをともなう」

昭和六十年(一九八五年)九月から円の対ドル相場は上昇しだした。六〇年一月～三月の平均が一ドル二五〇円七〇銭、四月～六月が二四八円九五銭であるものが、急激な円高に向い、六十一年一月～三月は一七九円六五銭、そして六十二年十二月には一二二円の円高を示した。約二年半の間に円の対外価値は二倍以上にあがったのである。

そのため、円高不況が言われ、そのための財政出動を要請する声が高まり、六十三年度予算が組まれることになった。

だが、日本の国内景気に關するかぎり、六十二年七月～八月ごろから、かなりの好況過程に入りだし、九月には建設業の人手不足による工事の遅れが目立ちだし、建設資材の供給不足による値上がりもみられだしていた。六十二年秋は、すでにかなりの好況過熱過程に入っていたのである。にもかかわらず、政治の分野では、不況対策としての予算を組む論議が進み、それが六十三年度予算となつてい

もない。政治家がこうしたなかで集票のため公共投資をどれだけ地元のために獲得するかを競うことはよく知られている。この結果、不況対策は政治の場で容易に実現される。

だが好況期に入つて、公共投資を削減し、伸縮的財政政策を行おうとすると、この予算削減に反対する圧力が強まる。土木建設業界、とくに土木業界の技術進歩が進み、大型機械が使われ、その資本設備率は大きく高まつた。その結果、かつてのようになく、好況期に供給能力を削減することが経営上難かしく、それが政治を動かして、増加していく税収入を使用するように動かし、結果として、反循環政策を不可能にしていきやすいのである。

この点で私が忘れることができないのは、工学部で長く教鞭をとり、多くの学生を土木建設業界に送つてきた八十島義之助東京大学名誉教授が、私に強くいわれた言葉である。

「戦後日本の政治を考えると、問題なのは土木建設業と政治家との癒着であることは、多くの人の認めるところであろう。だがこのような事態をつくり出した原因是、経済学が不況対策として公共事業を柱としてきたためである。財政が好転している時、公共投資予算が大きく削減されるのを防ごうとして、業界と政治家との癒着が生ずるのは、かつてのようになく、ツルハシとシャベルで仕事を行つていな以上、経営上の要請からおこることなのである。したがつて、こうした戦後政治の病を除去しようとするならば、公共投資による景気政策という考を改める必要があり、現にある政治の病、経済学者も責任があることを知つてほしい」というものであった。

もしもこのようなことを考慮に入れるならば、不況対策としての

つた。

景気対策として政府予算を政策手段として用いる場合留意しなければならないのは、予算編成にはかなりの日時を要するということである。六十三年度予算の編成は、各省段階で六十二年六～七月ごろ一応の形をととのえ大蔵省との折衝が行なわれる。したがつて、各部局では、六十二年の春にはかなりの論議が完了していなければならぬ。したがつてそれが施行される時点と、現実認識との間には一年以上の日時を要するのが普通であり、そのため、急激な景気の変化に即応して財政を動かすことはむずかしい。

したがつて短期的適応は、予算執行上の技術に依存せざるを得ない。予算執行を遅らせるとか、早めるとかである。しかし、こうした政策は限度を持つており、戦後の日本では時に公社予算等を使い、ここに余剰をかくしたり、財源を捻出させたりして一時的な処理を行ってきた。また、極端な場合には、歳入十三ヶ月、歳出十二ヶ月というような予算編成を行つたこともあった。

だが、ケインズ的景気政策を、こうした予算編成上の時の遅れなしに行なうためには、すくなくとも、好景気過程に財政が黒字になる税水準と税体系を実現させておかなければならない。いわゆる「完全雇用余剰」の確保である。

不況期に財政支出を増加させることは、世論の支持も、政治家の賛同も容易であり、敏速な対応が可能であることは、ブキャナンも言うとおりである。問題は好景気過程である。もし、好況過程で、税収入の伸びによつて財政が黒字に自動的に転ずるならば、反循環政策がビルト・インされることになる。政治と財政の適応の遅れも

ない。したがって、本来のケインズ政策を実現するための基礎条件は完全雇用時、財政が充分な黒字を実現しうる税体系と税水準を保持しているかにかかるべく。

現在の日本の税体系と税水準は、こうした条件をみたしていない。現在まれに見る大型景気であるにもかかわらず、財政は大きな赤字である。ケインズ政策の実現のために、税水準の引上と税体系の改革が必要とされるふえんである。

(4) 「有効需要政策は過大な需要増出政策となりやすい」

ブキャナンが言うように、「戦後三〇年の経験を通じて、総需要はつねに価格水準の上昇すなわちインフレーションを伴ってきた」

このことは、わが国の場合においても同様である。その理由は種々考えられるが第一に注意しなければならないのは、特定不況業種対策と、社会全体の有効需要対策との混合である。

現実の失業問題も、不況も、特定業種の不況、特定地域の失業の増加となつてあらわれてくる。田高による造船産業の不況などは、その典型的な例である。このような特定産業の不況、特定地域の失業の増加が問題になると必ず失業対策として公共投資の追加的発注等、有効需要拡大政策が財政に求められる。

だが公共投資による有効需要増加政策は、土木建設業を通じて、社会全体の有効需要一般を増加させるものにすぎない。産業連関表によつてほぼ類推されるように、需要増加は、一方で資材の購入などを通じて、不均一に産業間に波及していく、同時に人々の消費需要の増加となつて波及していく。この消費需要の増加も、産業間で問題はそれだけではない。 α の推計において gross capital ratio がとられた。

高度成長論の代表下村治氏は「設備投資は通常ほぼ一年遅れをもつて、それとほぼ同額の GNP の増加をもたらす」という関係にある」と考へた。(下村治「日本経済の基調とその成長力」、金融財政事情研究会編『日本経済の成長力』セベージ所収) 氏はドーマーの適正成長率理論を日本の現実にあうようにならべて、 α の値を推計することによって、この結論を引き出したのである。

この場合注意しなければならないのは、 α の推計にあたって、資本設備の現実推計値と產出額との比がとられてることである。もちろん現実の帳簿価格で測られた資本額の推計は、年々の減価償却が行なわれた残りの価値で表示されている。いわゆる net capital である。こうして測られた資本額と產出高との間の比が 1 の値を示していることが、氏の主張を支える根拠になっているが、このことが全て認められるとしても、投資 I と P の比は 1 にはならない。なぜならば、新たな投資 I はすこしも減価償却されていないからである。

いまもし、毎年同一額だけの投資が行なわれ、減価償却が十年の

けつして一様ではなく、これが、特定不況業種や特定地域の失業対策として直接あらわれるわけではない。したがって、失業対策として有効性を發揮させるには、過度の景気刺戟政策が行なわれやすくなる。それが、こうした分野に浸透する以外ない。

こうした結果、現実の不況対策は過度な需要増加となつてあらわれやすい。

過度な需要増加の政策をもたらした第二の要因は、理論適用の誤りである。

戦後のわが国の経済政策は、ドーマーなどによる適正経済成長率の理論によって主導されてきた。昭和三十年代なかばから四十年代にかけて、安定成長派と高度成長派によつて闘わされた成長率論争が、そのあらわれである。

衆知のように、ドーマーの適正成長率の理論は投資 (I) の増加 (ΔI) に依存する有効需要の増加 (ΔY) と、投資に依存する社会的平均的潜在的供給能力の増加 (ΔP) とが相等しい条件から引き出されている。

$$\frac{1}{\alpha} \Delta I = \Delta Y$$
$$\alpha I = \Delta P$$

ただし α は貯蓄性向で、平均貯蓄性向と限界貯蓄性向とが等しいものと仮定する。

ここで問題は α である。ドーマーは、投資 I が正常に稼動したとき、どれだけのものを生産できるかを示した sI と、投資が既存の資本設備と競争し、古い資本設備が廃棄される結果生ずる社会全体の

定額法であり、技術変化も物価変動もないという場合を考え、投資の合計が十年後 K であったとする、帳簿価格は $K^{\frac{1}{2}}$ である。したがつて α の値を推計するにあたって、この產出額 P と $K^{\frac{1}{2}}$ との比が 1 であるとするならば、 ΔP と新たな投資 I との比は P と K との比になり、0.5 になるはずである。つまり、ドーマーの α の推計にあたっては、資本設備は、減価償却を行なわなかつたとした設備額の累計、つまり gross capital をとらなければならぬのである。

もちろん、現実の α の測計においては、毎年同一の設備投資額ではない。それが年々増大しているならば、net capital ratio が 1 であつた時、gross capital ratio は、0.5 ではなく、成長率が高いほど 1 に近づく。したがつて下村氏の理論をすべて正しいと前提するならば、適正成長率は氏の結論よりも小さくなる。もし氏の推計したわが国の適正成長率が 9% 強であったとしても、眞の適正成長率は 7~6% になるう。

こうした α の推計上の誤りが、過度な有効需要政策を是認させたひとつ的原因でもある。

さらに、 α の推計にあたって、ドーマーは物価水準一定を前提している。だが、投資が行なわれる以上、一般的には物的生産性は上昇している。物的生産性が上昇しているにもかかわらず、物価が一定という前提のもとで有効需要を造出するということは、相対価格の変化を前提としていることであり、物的生産性の上昇しない分野の価格上昇を暗黙のうちに認めることがある。このことは、産業間の生産性上昇率格差の発生であり、現代資本主義特有の病でもある。

実現させるということをも意味しかねない。

(5) 「失業率統計と貨幣数量統計の変化」

一九七〇年代末から八〇年代にかけて、大蔵省銀行局に金融問題研究会が設置された。アメリカの金融自由化の影響を受けて、新しい国際化を迎えるわが国の金融行政の新しい方向を求めるようというのが、その設置のひとつの大好きな目的であった。研究会はCD（譲渡可能な定期預金）の発行という、アメリカで金融自由化の尖兵となつたものの発行を行うべきであるかどうか等、八〇年代の日本の金融制度のあり方を模索していくが、その間、研究会はアメリカでのカーター末期の経済運営について現地調査をもととする報告が行なわれた。

ケネディ・ジョンソン時代のアメリカは、かつてない長期間にわたる繁栄を経験した。ニュー・エコノミックスの勝利という、アメリカ・ケインジアンの政策運営の結果であった。民主党のカーターの登場によって、アメリカ・ケインジアンは、この繁栄を再現させようと政策のかじとりを始めた。失業率をケネディ時代の完全雇用の水準三%程度にまで下げるため、財政と金融をゆるめて、有効需要の拡大をはかった。だが、失業率が7%を切り、6%に近づくとともに、物価が上昇しだし、一九七九年失業率が6%を切ると物価は10%を超える上昇を示し、ケインズ政策は物価安定も失業率の低下も実現できないとして、社会的批判をうけることになった。こうして、マネタリズム、供給の経済学、合理的期待形成論が社会的支持をえてゆくのである。

だが M_2 の増加は異常の動きを示していないと思われたけれども、現実のアメリカは、カード社会がいちじるしく浸透し、 M_2 はのびなくとも、そのもとの通貨の流通速度は大きく上がり、現実には危険な状況を示していたのである。だが M_2 自身にはそれは反映されず、したがつて政策にリンクageされることになかった。

カーター末期、アメリカのケインジアンに支えられた経済政策は、たしかに政策のかじとりを誤った。反対者からの批判に対して――

政治家がおうおうにして示すものとして、反対者の政策をとり込み、金融の引き締めを大きく行い（一九八〇年 M_2 八%の増加）、その結果は利子率は一五%をこえて高騰するなど、失業率の増大（一九八〇年七・一%）、物価の上昇（消費者物価の上昇率一九八〇年一三・五%）とあいまって、経済混乱の中でカーター政権は終つたのである。

だがそれは、ケインズ理論が誤っていたわけではない。なぜならば、当時の完全雇用の水準は六%弱であり、政策者は、その水準を三%と思い込み、経済拡張政策をとり、その結果、完全雇用の水準にアメリカ経済を衝突させたのである。ケインズ理論が示すように物価が上昇するのは当然だったのである。

カーター末期の経済の動きは、ケインズ理論によって明確に説明することができる。誤っていたのは、その適用においてであり、統計数値の意味内容の変化であった。経済学は人々がいかなる行動をとるとも、社会的に生みだされる客観的な関係を析出する理論に関する学問であるとともに、他方で、現実に関する知識に深く依存する学問でもある。経済政策学はこの両者のリンクageの上に立っているものであって、一九七〇年代末のアメリカのケインズ政策の

金融問題研究会ではこのカーター政権末期の経済状態の実態についての報告が行なわれたが、座長として、この内容を知る私としては、少なくとも、次の二点を明らかにしておく必要があると考えている。

第一は失業統計の意味内容の変化である。ケネディの不慮の死の後をうけて、副大統領から大統領にあがつたジョンソンは、偉大なケネディという世論に対抗して、「偉大なアメリカ計画」をつくり、その一環として、福祉後進国アメリカをヨーロッパを凌駕する福祉先進国にかかる計画を入れこもうとした。この結果、社会の文脈は変化し、ケネディ末期には、世界を圧するアメリカの国防費よりも、福祉のための支出の方が大きいという社会変化を生んでいった。

この結果、かつてであったならば、失業登録をしなかつた人も、失業登録を行なう人がふえ、そのための失業の意味内容が六〇年代と異なり、六〇年代のケネディ時代の3%の失業水準――つまり、ほぼ摩擦的失業だけの完全雇用水準はカーター時代にはほぼ6%にあたり、完全雇用の水準を示す失業率の数値に変化が生じたのである。

と同時に、ケインズは貨幣数量説を否定したけれども、同時に貨幣数量のコントロールを政策の中枢に据えていたように、政策に加わったアメリカ・ケインジアンも貨幣数量の変化に注意していた。だが M_2 ののび率は、一九七八年、八・五九%の増加、七九年八・二六%，けっして異常なのびは示していなかつたのである。ちなみに、レーガン治下の M_2 は、一九八二年九・三二%、八三年は一二・五二%の増加率であった。

失敗は、現実に関する知識の誤りゆえのものであった。

(6) 「ケインズ政策のパラドックス」

八〇年代に入つて、わが国では、ケインズ的有効需要政策の効果について、一部に、その効果が落ちたことを強調する考えが生まれている。大蔵省の長富氏を代表とする経済のソフト化という考え方である。

八〇年代に入つて、わが国の経済はサービス産業、第三次産業の拡大がいちじるしく、かつての高度成長の時代を支えた重厚長大型の産業――重化学工業中心の経済ではなくなつた。

これを経済のソフト化とよび、重化学工業中心の時代には、公共投資の乗数効果は大きかつたが、経済のサービス化、ソフト化が進むと、その乗数効果は少くなり、ケインズ的政策は有効性を失うという主張である。

長富氏は、行政官であり、経済学とは無縁の人である。したがつて、その主張が経済学上の初步的誤りの上に立つていても、やむを得ないのかもしれない。いわゆるエコノミストがこれに同調したのもやむをえない点がある。だが経済学者の一部が、これに同調したのは理解に苦しむところである。あらためて書くまでもなく、乗数の効果が大きくなつたかどうかは、乗数の値、つまり、消費性向（限界消費性向）同じことであるが、貯蓄性向（限界貯蓄性向）の値いかんである。その変化は、産業構造の変化とは関係ない。消費性向、貯蓄性向の値に変化がないならばたとえ、経済がソフト化し、重化学工業のウエイトが落ちようとも、乗数効果に変化はない

のである。

論者の誤りはどこにあるのであるうか。

おそらく乗数と加速度とをとりちがえたのであるう。

重化学工業は、巨額の設備投資を必要とし、資本装備率が大きい。他方、経済のソフト化が進行し、サービス業の比重が大きくなると、

資本装備率は小さくなる。このことから、資本係数（資本・産出高

比率）は経済のソフト化とともに低下し、同じ有効需要の増加があつても、それがひきおこす資本設備の増加は低下する、と考えたのであろう。

いうまでもなく、この関係は乗数の関係ではなく、加速度の関係であり、一般的には産出高の増加(ΔY)が、投資(I)をどの程度誘発するかという $\Delta Y \rightarrow I$ の関係である。それは乗数関係 $I \rightarrow \Delta Y$ の関係ではない。長富氏をはじめとする論者は、この関係を混同したのである。正確には加速度原理が働きにくく、公共投資の増加による有効需要の増加が“鉄が鉄をよぶ”といわれた高度成長期のように民間設備投資の増加にはねかえらないというにすぎない。

ケインズ政策の有効性を考える場合、ここには大きな問題がかくされている。

加速度原理が働くのは、一般には資本設備が遊休化している不況期である。需要が増加しても、遊休していた資本設備が稼動し操業度が上ることで適応する度合が大きいからである。逆に好況期には稼動率が高いために、需要の増加は新しい設備投資の発注に結びつきやすく、有効需要増は、その投資増によって増大していく。

この結果、不況期には、有効需要増加のための政府の政策は、民

対外不均衡とマクロ経済政策

一 現在の問題状況と研究課題

開放経済におけるマクロ経済政策の目標は内外同時バランスの達成であるから、考察すべき問題の所在を明らかにするには「スワン・ダイヤグラム」を使用すると便利である。図1において、縦軸はドルの実質為替レート（＝名田ドミーネ×米国以外の外債・赤字+米國財富盈）であり、その上昇は実質ドル安＝米国にとっての外国財相対価格の上昇を表わす。横軸には、米国の国内需要が測られている。右下がりの F_F' 線は、国内バランス（＝インフレなき完全雇用）を維持するために必要な実質ドルレート水準と内需水準の組合せを示すところの「国内バランス線」である。また、右上がりのCC線は、対外バランス（経常収支均衡）を維持するために必要な実質ドルレート水準と内需水準の組合せを示すところの「対外バランス線」である。二つの線の交点は「内外同時バランス」点であり、交点から離れた不均衡領域(1)はインフレ・黒字、(2)は不況・黒字、(3)は不況・赤字、また(4)はインフレ・赤字の各領域である。現在、米国はほぼ完全雇用の状態で大きな対外赤字を出しているのであるから、現在位置は不均衡領域(3)の中の例えK点であると考えられる。もし米国がドルの切下げなしに内需削減のみを行った

間設備投資の誘発を導きにくく、その効果は小さく、逆に好況期には、大きい——つまり必要とする時に効果が小さく、逆の時に大きいというパラドックスを内包している。したがって、不況政策としては、ただでさえ効果を生み出しえないのである。

(7) ケインズ政策と金融政策との関連

四十年不況にさいして、国債を発行し、政府の一般財源拡大による有効需要拡大政策をとることのほか、政府保証債等の増額による有効需要政策もあつたことは前述した。これに付随して注意しなければならないのは、それらが金融市场に与える影響である。

四十年不況対策にさいして、政府は赤字国債発行の政策を行なった。同時に、その市中消化を円滑にするため、金融債の日銀引受を制限した。この結果、金融債の発行を行なっていた特定金融機関は資金調達上の不安を感じ融資効率を高めるため、競争企業の合併をはかるための努力に協力する体制をとった。戦後の大型合併の典型といわれる、八幡製鉄と富士製鉄との合併の背後に、このような不況対策が金融政策上に与えた影響があることも忘れてはならない。

以上、戦後の、主として日本の現実にそくしながら、ケインズ政策の問題点を考えてきた。留意しなければならないのは、理論の抽象段階とは異なって、政策適用には、より深い問題が存在していることである。

稻毛満春
（名古屋大学）

とすると、それはK点から左方向への水平移動であり、対外赤字の減少と引換えに不況が発生する。いま図1のL点のように若干の対外赤字を残した完全雇用点が米国のような低貯蓄国にとってフィージブルな政策目標点であるとすると、K点からL点へ進むには左上方への移動、すなわち実質ドルの切下げと内需削減の一定の組合せ、が必要であることは明白である（これは「支出転換政策と支出削減政策の組合せ」というH・ジョンソン以来の古典的命題である）。しかし、K→Lの調整経路はいろいろあり得る。理想的なのは F_F' 線の天井に沿いながら直線的にL点に向う経路であろうが、現実にはドル安の方が先行するため、図1のようにいったんインフレ・赤字領域(4)に突入してから、ようやく内需削減に着手するという経路が出現しそうである。

図2は日本側の可能な調整経路を示したものである。縦軸には、円の実質為替レート（＝名田ドミーネ×日本以外の外債・赤字+日本以外の外債・黒字）であり、その低下は実質円高＝日本にとっての外債相対価格の低下を表わす。横軸はもちろん日本の国内需要である。日本の国内バランス線を F_F' 線、また日本の対外バランス線をC'C'線で表わすと、日本の現在位置は不均衡領域(2)、すなわち不況・黒字領域、の中の例えK点であろう。もし日本が円の実質

図1 米国の調整経路

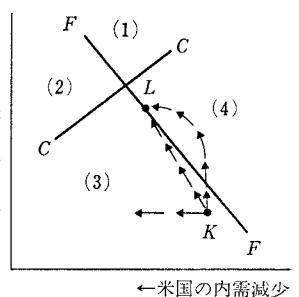
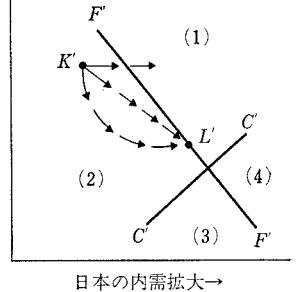


図2 日本の調整経路



このようなスワン・ダイヤグラムによる現在の問題状況の把握から、われわれは考察すべき問題点として、次の四つを見い出す。

- (1) 対外不均衡の原因としての各国のボリシー・ミックスの問題。
- (2) 対外不均衡の解消のために支出転換政策と支出増減政策のコンビネーションが必要であることは前述したとおりであるが、「フイージブルな政策目標」の点もあるいは L' の性質、特に許容対外赤字あるいは許容対外黒字の意味、をどう定義するかの問題がある。
- これには経常収支不均衡から発生してくる対外債務または対外資産の累積の問題が関連するので動的分析が必要であろう。
- (3) 一九八五年秋のプラザ合意以後の急激なドル安・円高の進行に伴いあらためて問題となつたのは、対外不均衡の調整の緩慢さ、すなわち「対外不均衡の持続性」である。これには市場構造や企業行動といった産業組織論上の問題がからんでくるので、ミクロ経済学的考察が必要である。

(4) 最後に、変動レート制のもとでの大きな対外不均衡の発生と持続は、「国際通貨制度」自体に関する論議を再燃させた。そこで、最近の種々の改革案においては、マクロ経済政策はどのような役割を期待されているか、またどのような制約を受けるか、についての考察が重要になってくる。

切上げを行わずに内需拡大のみを行つたとすれば、それは K' 点から右方向への水平移動であるから、図2のように遠からずインフレ・黒字領域(1)に突入することになり、インフレ防止の必要から、どうい对外バランス点へ向けて十分進み得ないであろう。日本のように高時蓄蓄のフィージブルな政策目標点は、 L' 点のように若干の黒字を残した完全雇用点であると思われる。したがつて、 K' 点から出发したときは、右下方への移動、すなわち実質円切上げと内需拡大との一定の組合せ、が不可欠である。すなわち、円切上げと内需拡大とは二者択一的な代替物ではなくて、まさに補完物なのである。

ここでも理想的なのは $K' \rightarrow L'$ の間の直線経路であろうが、実際にはやはり円高が先行するため、図2のようにいったん真下に進み(円高不況の発生)、その後内需拡大とともに方向を変えて L' に向かうという経路が出現しそうである。目下の日本は、まさにこのコーナーを廻りつつあるものと思われる。

二 望ましい調整経路の択一的説明

前節の図1に示されている米国の必要調整経路は、やや異なる图形によつても説明できる(1)。図3の縦軸は図1と同様に実質ドル

図3 双子の赤字と米国の調整経路

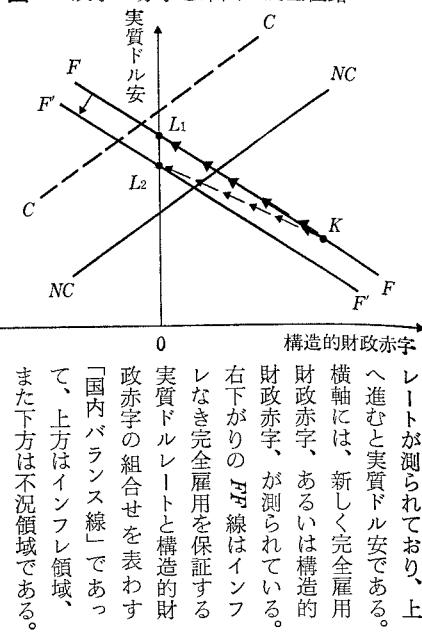
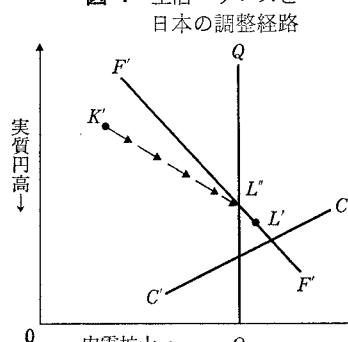


図4 生活バランスと日本の調整経路



レートが測られており、上へ進むと実質ドル安である。

横軸には、新しく完全雇用構造的財政赤字、あるいは構造的財政赤字、が測られている。

右下がりの FF 線はインフレなし完全雇用を保証する。

実質ドルレートと構造的財政赤字の組合せを表わす「国内バランス線」であつて、上方はインフレ領域、また下方は不況領域である。

右上がりの NC 線は「非利子経常収支」(non-interest current account)の均衡を保証する実質ドルレートと構造的財政赤字の組合せを表わす「非利子経常収支バランス線」であり、 CC 線は図1と同じ経常収支全体の均衡を保証する。

次に日本における政策論議を考える。「生活バランス線」の導入による必要調整経路の修正を図解してみよう。日本には、内需拡大は「対外不均衡の解消のために必要」であるのではなく「国民生活の充実(住宅ストックや社会資本の蓄積)のために必要」なのであって、「対外黒字の減少はその結果として発生」するのだという考え方を持つ人が多い。図4はこの見解を図解したものである。図の新しい垂直線 Q は生活バランス線であつて、その左領域は生活の質の充実の観点から見て内需水準は過少、またその右領域

域は同じ観点から見て内需水準は過大、であるとみなされる。三つ
のバランス線が図4のような位置にあれば、日本のフィーリング的な
政策目標点は図2の L' でなく、図4の L 点であることになる。しか
し、この場合でも、 $K' \rightarrow L$ の必要調整経路が示しているように、内
需拡大によるインフレ発生を防止するために、かなり大きな実質円
高が要求されることを見失ってはならないであろう。

ここで初期点 K 及び K' で示される米国と日本の大きな对外不均衡
がそもそもいかにして発生したのかという原因論の検討が必要であ
るが、紙面の都合上、それは基本的に米国の拡大的財政政策と日本
の抑制的財政政策という非対称的政策の所産であるという点を指摘
するにとどめて(2)次の論点に移ることにする。

III 対外不均衡下の政策目標の選択

この節では、債務動学(debt dynamics)モデルを応用すること
によって、対外不均衡、特に赤字国、の政策目標点の選択をめぐ
る諸問題を明らかにする(3)。

債務動学モデルの基本変数は、対外(純)債務・GNP比率 d で
ある。 D = 対外(純)債務、 Y = 名目GNPとする、それは、

$$d = D/Y \quad (1)$$

で表わされる。これを変化率の間の関係に書きなおすと、

$$\dot{d}/d = \dot{D}/D - \dot{Y}/Y \quad (2)$$

である。次に、 i = 名目利子率とする、 iD = 利子収益の対外
(純)支払額である。また、 X = 非利子経常収支(プラスは黒字、
マイナスは赤字)とする、経常収支赤字 = $iD - X$ = 対外債務の

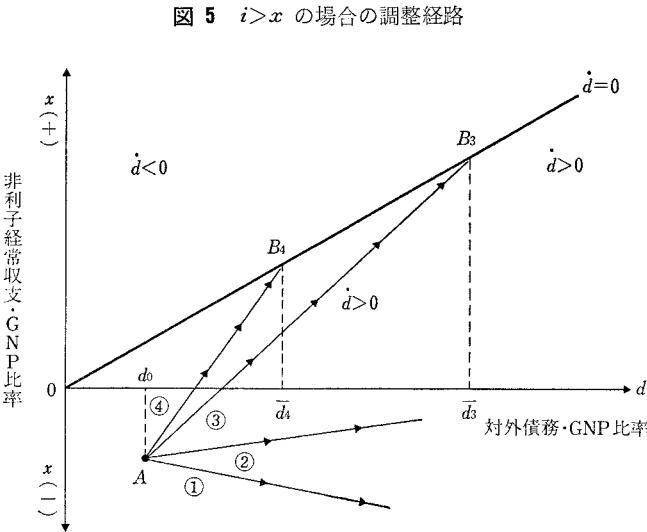


図 5 $i > x$ の場合の調整経路

増加 = \dot{D} 、であるから、

$$\dot{D}/D = i - (X/D) = i - (x/d) \quad (3)$$

である。したがって、 $x = XY$ ならむち非利子経常収支・GNP比率
である。最後に、名目GNP成長率 = \dot{Y}/Y を上で表わすと、(2)式
は結局次のように表わされる。

$$\dot{d}/d = i - \lambda - (x/d) \text{ or } \dot{d} = (i - \lambda)d - x \quad (4)$$

ちなみに、 d 比率の単位期間当たり変化分 = (名目利子率 - 名目GNP
成長率) × 初期の d 比率 - その期間中の非利子経常収支・GNP比
率、である。しかし、 $\dot{d} \leq 0$ は必ずしも比率は増加、不变、または
は減少である。

こま、 (x, d) 平面上で、 $\dot{d} = 0$ であるような x と d の組合せの軌跡
線を描くこととする、その方程式は、(4)から、

$$x = (i - \lambda)d \quad (5)$$

である。したがって、 $\dot{d} > 0$ の繰は、 $i > \lambda$ の場合は図5のように右
上がり、 $i < \lambda$ の場合は図6のように右下がりである。また、その
場合の繰の上方では $\dot{d} < 0$ 、下方では $\dot{d} > 0$ である。

一九八六年の米国では、 $d = 6.2\%$ 、 $x = -3.8\%$ 、また $\dot{d} > 0$ であ
った。おが、 $i > \lambda$ の場合について考える、この米国のポジシ
ンは図5のA点で表わされる。米国経済が初期点Aから出発して
今後どのような調整経路をたどるかは、 d 比率の増加に伴って、 x 、
すなむち非利子経常収支・GNP比率、がどのように変化していく
かによって決まる。図5では四つの経路が描かれている。簡単のた
め調整経路を一次式、

$$x = \alpha + \beta d, (\alpha > 0, \beta \geq 0) \quad (6)$$

で表わし、 λ の経路も初期点Aを通過するものとする。今後の経
路の違いは β の値によってのみ区別される。図5の経路①は、 $\beta >$
0 の場合、すなむちの増加にもかかわらず x がますます悪化して
ゆき、またしたがって、 $\dot{d} = 0$ の線(定常均衡線)からますます離
反していく経路である。経路②③④はいずれも $\beta < 0$ の場合、すな
むちの増加に伴って x が程度の差はあれ次第に改善されていく場
合である。しかし、②は β の値が小さいため①と同様に定常均衡線
から離反していく。これに対して、③と④は β の値が十分大きいた
めに、定常均衡点 B_3 または B_4 へ到達する。すなむち、体系の動学的
安定条件は、 $\beta > (i - \lambda)$ である。 $i - \lambda > 0$ であるいまの場合、
 β が十分大きなプラスの値をとることが必要なのである。

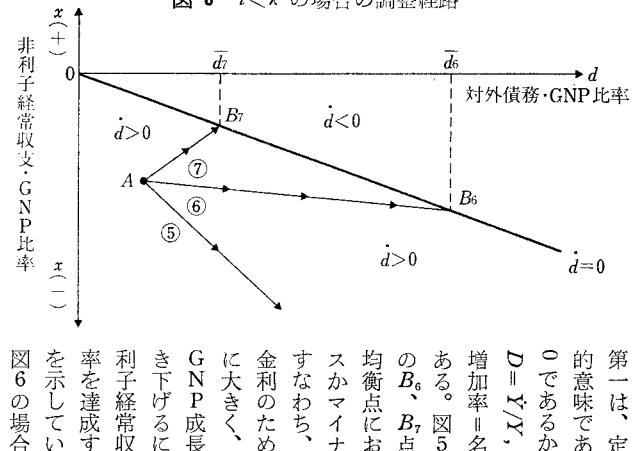
次に、名目利子率が低下するか、あるいは名目GNP成長率が上
昇するかして、 $i < \lambda$ となつた場合を考えてみよう。この場合、定
常均衡線は図6のように右下がりである。図から明らかなように、
調整経路⑥は、 $0 > i - \lambda > \beta'$ の場合で不安定であり、⑥は、 $0 > \beta'$
 $> i - \lambda$ の場合、または⑦は、 $\beta > 0 > i - \lambda$ の場合で、ともに安定で
ある。すなむち、 $i < \lambda$ の場合は、たとえ β が負であつても β の絶
対値が $i - \lambda$ の絶対値よりも小であるかぎり、調整経路は安定的で
ある。換言すると、 d の増加に伴い x が一層悪化する場合でも、そ
の程度がそれほどひどくない場合は、経路⑥のようになじ常均衡点 B_6
への収束が可能である。しかし、この場合、 d の定常値は β のよう
に非常に大きくなり、後述するように米国に向けて対外投資を行
っている債権国の人々によって受け入れられないかもしない。したが
つて、たゞえ $i < \lambda$ の場合でも、少くとも⑦のように β がプラスで

あることが望ましいであろう。

最後に、三つの点をより詳しく述べておくる必要がある。

第一は、定常均衡点Bの経済的意味である。B点では、 $\alpha = 0$ であるから、(2)式より、 $D/Y = Y/Y$ 、すなわち对外債務増加率＝名目GDP成長率である。図5のB₃、B₄点と図6のB₆、B₇点との違いは、定常均衡点におけるxの値がプラスかマイナスかの違いである。

図 6 $i < \lambda$ の場合の調整経路



すなわち、図5の場合は、高金利のため对外利払額が非常に大きく、对外債務増加率をGDP成長率のレベルまで引き下げるには、十分大きな非利子経常収支黒字・GNP比率を達成する必要があること

を示している。これに対して、

図6の場合は、低金利により对外利払額が減少したため、

たとえ非利子経常収支が赤字、

であっても、それが対GNP

目標d比率をかなり低く設定し、また β 係数を十分引上げることに役立つような諸対策の実施を急ぐ必要があるのである。

四 対外不均衡調整における相対価格変化の役割

われわれの基本的な考え方には、第一節で述べたように、对外不均衡の解消のためには、米国はドルの切下げを伴った内需削減が、また日本は円の切上げを伴った内需拡大が、それぞれ必要不可欠であるということであった。そして、実質ドルレートおよび実質円レートという言葉を使用して、对外不均衡調整にとって関連があるのは、名目レート自体ではなく、名目レートの変動によって生み出される「相対価格変化」であることを強調した。そこで、この節では、円高による相対価格変化の供給サイド効果と需要サイド効果をより詳しく考察してみよう。

一般に、円高による相対価格変化は、次の三つの側面を持つている。(A)外国の単位労働コストに対する自国の単位労働コストの相対的上昇、(B)外国財価格に対する自國財価格の相対的上昇、および(C)自國貿易財価格に対する自國非貿易財価格の相対的上昇。まず(A)は、海外生産への移行、(B)輸出代替、及び部品・資本財輸出の増加、をもたらす。すなわち、(A)効果は、国内から外国への資本・労働のシフト、及び国内の貿易財部門内部での資本・労働のシフトという資源再配分効果を含意しており、逆輸入と輸出代替が貿易収支黒字の縮少をもたらす。

比率で表わしてある水準まで縮小してきさえすれば、定常均衡を達成し得るのである。第二の問題は、 β の値の決定要因である。 β はd比率の変化に対する α の反応係数であるから、dの増加に伴って、

(1)ドル安が一層進行し、またこのドル安の貿易収支改善効果がより大きければ大きいほど、(2)米国が構造的財政赤字の削減をはじめとする内需抑制政策をより強化すればするほど、また(3)米国以外の国が内需拡大政策をより強化すればするほど、 β の値は一層大きくなり、定常均衡の達成が、より早くまたより確実となるであろう。

このように、 β の値が、米国をはじめとする各国の政策に大きく依存していることを念頭において、わたくしは(6)式を「政策反応線」と呼ぶことにしている。最後に、第三の問題は、d比率が安定化する長期定常均衡点が、図5のB₃、B₄点、あるいは図6のB₆、B₇点のように、いくつも存在し、どの点をフィードブルな政策目標点として選ぶべきかの問題が依然残されていることである。d比率とは最初に定義されたように、対外(純)債務・GNP比率、すなわち債務の支払能力と対比した債務の大きさ、換言すると、債務返済能力から見た債務国の信用度の一指標、である。米国自身は自国の信用度を過信し、かなり大きなd比率を許容限界とみなす傾向がある。

しかし、日本をはじめとする債権国は、もっと小さなd比率を許容限界と見るかもしれない。そして、実際のd比率がこの許容限界を越えて増加したときは、米国への対外投資を突如大幅に抑制するかもしれない。これはドル暴落の引き金となるであろう。したがって、ドル暴落を回避し、ある定常均衡に向けてのソフトランディングに成功するためには、米国は自国の信用度を過信せずに、

らすに對して、貿易財部門内部での再編成は、中長期的には輸出促進、輸入抑制というむしろ貿易黒字拡大の方向に作用するかもしれない。

次に、(B)効果は、為替レートの輸出入価格へのパッスル率が増加するにつれて一層効力を發揮するようになるが、これは一般に自己財から外国財へ向けての需要シフトを促進するであろう。すなわち、(B)は、①輸出減少、②最終財の輸入浸透率の上昇、③部品・中间財の海外調達率の上昇、④卸小売業者の輸入ルートの多様化・開発輸入にもとづく消費財輸入の増加、をもたらす。したがって、(B)効果は一般に輸出減少と輸入増大をつうじて貿易黒字の縮小に大きく貢献する。しかし、次節で若干述べるように、このチャンネルに多くのタイムラグがあることに注意しなければならない。

最後に、(C)効果は、国内の非貿易財部門の相対的収益率を上昇させ、事業転換や事業開拓をつうじて貿易財部門から非貿易財部門へ資本・労働をシフトさせるであろう。非貿易財部門の拡大も、輸入増大・輸出減少によつて中長期的に貿易黒字縮小に役立つであろう。このように、相対価格効果(A)、(B)及び(C)は、結局のところ貿易財部門へシフトされるであろう。非貿易財部門の拡大も、輸入増大・輸出減少によつて中長期的に貿易黒字縮小に役立つであろう。

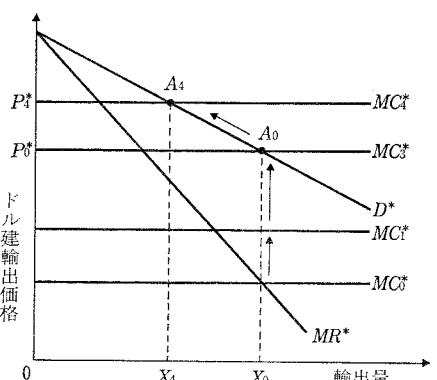
このように、相対価格効果(A)、(B)及び(C)は、結局のところ貿易財部門へシフトされるであろう。非貿易財部門の拡大も、輸入増大・輸出減少によつて中長期的に貿易黒字縮小に役立つであろう。

五 対外不均衡の持続性と企業行動

対外不均衡の調整プロセスにおけるタイムラグの重要性の一例として、「為替レート変化の輸出入価格へのバススルー率」の問題を考えてみよう。

まず、競争的貿易市場の場合、 $\epsilon = \text{日本の輸出供給の価格弾力性}$ 、 $\epsilon^* = \text{外国の輸出需要の価格弾力性}$ 、 $\eta = \text{日本の輸入供給の価格弾力性}$ とする。為替レートの変化のドル建輸出価格へのバススルー率は、 $\epsilon / (\epsilon + \eta)$ に等しい。また為替レートの変化の円建輸入価格へのバススルー率は、 $\epsilon^* / (\epsilon^* + \eta)$ に等しい。一般に生産弾力性は短期に小さく、長期に

図 7 輸出シェア防衛型企業の円高に対する反応



生じ持続がまさに変動相場制のもとで生じたという事実は、国際通貨制度自体に関する論議を再燃させた。

現行の変動相場制に対する批判者は、その支持者たちが従来強調してきた変動相場制の長所、すなわち对外取支調整の促進、对外的攪乱の遮断、および国内貨幣政策の自立性と有効性の増大、に対しても重大な疑問を提示し、他方で変動相場制の短所として、為替レートの短期ヴァラティリティ、実質為替レートの長期的ミスマッチメント、およびマクロ経済政策の節度と国際協調の不足、を強調する。特に、最後の点については、その証拠として七〇年代以降のインフレ率の加速、各国の財政赤字・GNP比率の上昇、および国際的影響を無視した頻繁なマクロ政策の変更を指摘し、為替レートの短期ヴァラティリティや長期ミスマッチメントはむしろこれらマクロ政策の節度と協調の不足の結果であると断じ、より固定的な為替レートシステムへの移行によって、マクロ政策に節度と協調を「強制」することが必要である、としている。

今日の対外不均衡の発生と持続が、米国をはじめとする主要国のマクロ政策の節度と協調の不足にもとづいていることは否めない。しかし、為替レートの固定化は、政策の節度と協調を強制するための必要条件でも十分条件でもないであろう。むしろ、為替レート制度以外の制度的メカニズムや装置、例えばマネーパライ・ルールや健全財政ルール、あるいは経済政策の国際的サーベイランス、等の現実的適用の諸方式を考慮してゆく方が一層有効であるように思われる⁽⁵⁾。

大きいから、これらのバススルー率も短期に小さく、長期に上昇していくことになる。これは、一定の円高の輸出入数量への影響が時間の経過とともに増大することを意味する。

次に、図7は、「固定費が少しでも回収できるかがり輸出シェアの維持をはかる」、あるいは「変動費しかカバーできない限界的為替レートに突入するまでは輸出数量を減らさない」ような、いわゆる「輸出シェア防衛型企業」の行動を図解したものである。すなわち、図のDとMR*は米国市場における需要曲線と限界収入曲線MC*は日本企業のドル建限界費用線、P*はドル建輸出価格、そしてXは輸出量である。当初の輸出量と価格をX₀とP_{0*}としたとき、たゞえ円高が進行してドル建限界費用線が上方へシフトしたとしても、この種の企業は当初のP_{0*}とX₀を維持し、(すなわちA₀点にどまり)、円高に伴うドル建コストの上昇を利潤マージンの削減で吸収するのである。そして、さらに一層の円高により、ついにドル建限界費用線がMC_s*を上廻るに至ったとき、はじめてこの企業はP*を例えばP_{1*}へ引き上げ、その結果ようやく輸出量も減少はじめる。したがって、この場合、為替レート変化の輸出価格へのバススルー率は当初はゼロであり、ある限界点以後ようやく上昇することになるのみならず、独占・寡占といった市場構造にも依存していることを意味している。今後、一層の産業組織論的考察が必要である⁽⁴⁾。

六 マクロ経済政策と国際通貨制度

最後に、一九八〇年代における主要国間の大きな対外不均衡の発

(1) 図7をもじって、(4)の图形を拡張したのが图8。Dornbusch, R., "External Balance Correction: Depreciation or Protection?", BPEA, 1987, No. 1.

(2) 対外不均衡の原因をみると分析については、稻毛満春「マクロ経済政策の国際的協調——二国モデルによる分析」日本経済政策学会年報、第三十五号、一九八七、を参照されたい。

(3) この節の説明はドーンブッシュの途上国モデルを米国経済に応用したものである。Dornbusch, R., "Policy and Performance Links between LDC Debtors and Industrial Nations", BPEA, 1985, No. 2.

(4) 円高と物価の関係の産業組織論的考察については、稻毛満春「円高と物価」、横井弘美編『経済政策の基礎分析』勁草書房、一九八九年、を参照せよ。また、こわゆる「マヌスレッシュ効果」については、例えば、Baldwin, R., "Hysteresis in Import Prices: The Beachhead Effect", AER, September 1988, を参照せよ。

(5) 国際通貨統合をめぐる最近の論争を展望したものがゴルstein, M., "The System of Floating Exchange Rates: Review and Assessment", in Crockett, A. and M. Goldstein, Strengthening the International Monetary System: Exchange Rates, Surveillance and Objective Indicators IMF, 1987, を参照せよ。

(付記)

本報告に対する、中原大学の水野正一氏、京都産業大学の丹羽春喜氏、帝京大学の石田壽朗氏から、それぞれ貴重なコメントを頂いたことを心から感謝します。

「経済政策の争点」という今年度の共通テーマについて、四人の報告者による多角的な視点からの報告がなされた。そのうち、前半の二つは「経済政策の基盤の変化と政策課題」、また後半の二つは「マクロ経済政策の役割」というサブ・テーマについて、共通の論点の提起ということでの報告であった。以下においては、共通テーマ報告にさいし、私が司会の役をおおせつかつた前半の二つについて、若干のコメントをするという役割をはたしたい。

二

まず、「経済の基盤変化と政策体系」と題した野尻報告では、主としてドイツ語圏の人びとによって展開された「成層論的な思想」を総括して、現実の経済を把握するために、三つの層が区別される。第一は、現実の経済の「表層」をなす「経済経過」であり、それは現実の経済の日々の流れを量的に示すものである。第二は、「表層」の下にあって経済の「中層」をなす「経済秩序」であり、それは経済全体に占める部分の構成比や経済の法制度的な枠組みを表わすものである。そして第三は、「中層」の下にあって経済の

「基層」をなす「経済基盤」であり、それは経済を支える基礎的な要因とみなされるものである。このような観点に立って、最近の日本経済の動向を概観する中で、「経済基盤」の変化の重要性が指摘された。とくに、自然的・人的・文化的基盤の変化が、経済構造や経済体制に影響し、さらに経済経過政策とともに、経済構造政策や法制度の改革が必要になってきたという論点は、評価されるべきものである。ところで、「経済基盤」の変化は「経済外的」であるとされていることに注意したい。天然資源、人口構成、あるいは国際関係といふような要因が経済外的に与えられるとき、それに応じて経済秩序や経済経過がどうなるかを考察することは必要である。しかしながら、それにはとどまらず、たとえ失業率の低下というような、よりよいマクロ指標がえられるように、経済構造・法制度の変革と、それを可能にする「経済基盤政策」が考えられなければならない。したがって、野尻報告で強調された「経済基盤」の変化を重視するとき、「文化的基盤」はもちろん、「人的基盤」、「自然的基盤」の変化を受動的にうけとめるだけでなく、能動的に対応することが「政策論」の重要な課題となるにちがいない。

三

つぎに、「経済政策の現代的課題」と題した丸尾報告では、ケイノズ派経済学と従来型の福祉国家論を支柱とした経済政策論に対する批判を背景として、(1)労働者株式所有によるシステム改革案と、(2)財政健全化と両立する内需拡大政策とが議論された。

このうち、第一のシステム改革は、株式所有と利潤分配を結びつけ、スタグフレーションと分配の不公正とを克服する方式として提案された。これに関連して、まず、M・L・ヴァイツマン流の成果分配モデルが紹介された。それは、企業に雇用増加へのインセンティブを与える、また従業員に働くインセンティブを与える点で、ミクロ経済目的をもつとともに、「見える手」を内蔵することにより経済を雇用増加と安定に向かわせる点で、マクロ経済目的をもつものである。ついで、ヴァイツマン流のモデルでは、現在の従業員の分配分の犠牲によって雇用の増加がなされるので、彼らはそのような制度の導入に賛成しない、というJ・E・ミードの指摘が紹介された。この困難を解決するためのミードの提案、すなわち、既に雇用されている従業員の賃金プラス分配株と新規に雇用される従業員の賃金に差を設ける方式は、一つの工夫であるが、論争の余地なしとするものではない。

丸尾報告での第二番目のテーマは、今日のわが国での重要な政策課題となっている「内需拡大」政策である。財政赤字の抑制という制約条件下では、政府支出の増加や減税という形式でのケインズ政策は適切ではない。また内需の拡大を「雇用補助金」による雇用

の拡大を通じて実現するには時間が必要である。そこで、当面、住宅投資などへの「利子補給」によって貯蓄を投資に転化させることが提案された。ここでの利子補給政策の定式化は、興味深いものである。とくに、 $4G$ に等しい財政支出の増加額が、直接に公的住宅投資に用いられる場合に比べて、利子補給に用いられる場合の方が、一層大きい乗数効果をもつという論点は重要である。

しかし、利子補給政策が「財政赤字の拡大をともなわずに内需の拡大に資する」ためには、若干の前提が必要とされる。(1)式は、追加的な住宅建設資金 $4H$ が与えられるとき、それに見合って必要となる利子補給のための財政支出の増加額 $4G$ を表わすものである。しかし、それから導出された(2)式は、あたかも利子補給のための財政支出の増加額 $4G$ がふえるにつれて、追加的な住宅建設資金 $4H$ の値が大きくなることを想定しているかのごとくである。ところが、この想定は、事実上、すべての $4G$ について妥当するわけではない。利子補給は、住宅ローンの返済を容易にする要因であるが、利子のうち利子補給される割合 β が不变のままで $4G$ をふやしても、それに応じて追加的な住宅投資 $4H$ が無限にふえるわけではないからである。

伊東光晴氏に対するコメント

1 「ケインズ理論は現代経済学の共通財産として定着している」また「不況対策としてのケインズ政策は、多くの現実的問題をもつていて」と言う同氏の基本的考え方については同感である。

2 しかしながら、御報告においては、ケインズ政策の限界についての政治的側面が強調されていたと思われるが、ケイジアン対マネ

タリスト論争においても明らかなように、ケインズ政策の限界については、政治的側面とともに、政策技術上の問題（経済予測の困難さ、タイム・ラグの問題等）や安定政策発動の必要性に関する判断の問題も重要であると考えられる。

これに関する御考を承けたまわりたい。とくに、現代資本主義経済の内在的安定性あるいは、自律的回復力について、マネタリストはそれに信をおくのに対して、ケインジアンはかなり悲観的な考え方をしているようにおもわれるが、これについての先生の御考はどうか。

3 「ケインズ政策を健全に運営するためには、税体系が完全雇用余剰を実現していかなければならないと同時に、過大な景気刺激をとらなくとも、税収入が確保できる税制改革が必要である」と言う

ことは、私も全く同意見である。ただ、財政運営について、中長期的にはある程度の増税が必要であると共に、財政支出面についても抑制的姿勢が必要であると考えられる。財政支出の面については特に御述べにならなかつたが、これについての御考をお聞きしたい。これに関連して、行政改革についての評価をお聞きしたい。

稻毛満春氏に対するコメント

1 政策目的と政策手段の関係について

日本の可能な調整経路として、図2において、現在の不均衡領域(2)の中の例えばK'点からL'点のように若干の黒字を残した完全雇用点へいくことが政策目標であるとして、円切上げと内需拡大との一定の組合せが不可欠である。すなわち、円切上げと内需拡大は代替物ではなくて補完物なのである、と述べておられるが、この場合の政策手段は何か？ 円切上げと内需拡大は政策目的か、あるいは、政策手段か？ もし政策目的だとすれば、「若干の黒字を残した完全雇用点」と言う政策目的との関係はどうなるのか？ 両者は完全には一致しない。何故なら、円切上げ即黒字を意味しないからである。では、政策手段か？ しかし、変動相場制の下では、円相場は内生変数であり、政策変数ではないから、政策手段とはなりえない。

そうだとすれば、ここでの政策変数はなにか？

2 1の問題に対する答えは、多分、財政・金融政策が主要な政策変数であるというものであろう。その場合、いかなる財政・金融政策が採られるべきか、その政策が果して上の政策目的を達成するのに有效であるかが問われなければならない。これについての御意見を御聞きしたい。

3 グラフによる説明をされているが、グラフによる説明では部分均衡論的となり、体系全体についての整合性について不安が残る。

4 「現行変動相場制の長所と短所」について概観されておられるが、稻毛先生自身の御考を御聞きしたい。

経済政策の争点（総括）

伊藤善市

（東京女子大学）

本大会における共通論題は「経済政策の争点」と設定されたが、共通の論点を「経済政策の基盤変化と政策課題」ならびに「マクロ経済政策の役割」という二つのテーマにしづつたことは、まことに適切であった。というのは、日本経済をとりまく内外の環境が大きく変化し、二十年前には夢にも思われなかつたような事態が展開しているからである。たとえば、日米関係にしばってみても、日本が世界最大の債権国として、国際経済の中での役割を果たすようになり、このような国際経済の構造変化が東京を世界都市に変貌させつてあるという事実がこれを象徴する典型的な事実である。日本は、欧米の先進諸国に追いつくという、明治開国以来の長期国家目標をほぼ達成し、いまや豊かな社会を迎えたのである。

われわれはいま、開発の成果や、豊かさそのものから逆に挑戦を受けている。とくに国際化と情報化に対しても、骨までしみついた貧乏症的発想に決別し、小国意識や被害者意識を克服して転換能力を高める必要がある。今日ほど、未来の目で大転換の時代を理解し、発想の転換が必要な時代はない。

幸いなことに、この問題に関しては、野尻武敏氏から「経済の基盤変化と政策体系」と題する報告をうかがうことができた。野尻氏は、今日のような「地殻変動下の経済」を捉えるには、機能的な連関

子補給政策を提案し、これを定式化している。

「マクロ経済政策の役割」というもうひとつのテーマに関しては、伊東光晴、稻毛満春両氏の報告がなされた。周知のように、ケインズ理論に対する不信と批判がこの数年間とみに高まってきている。しかしながら、その原因のかなりのものは、ケインズ理論に対する無理解によるものが多く、しかもそれに拍車をかけたものに、ケインズ理論の政策的適用にあたつて誤ったやり方をしたという事実があげられる。

たとえば、貨幣賃金の上昇は価格の上昇に転嫁されがちだが、日本や西独のように技術革新によって賃金と物価の累積的悪循環をたち切ることのできなかつた英米においてはそうではなかつた。さらにもう、カーター、ショーンソン時代に行なつた社会保障政策の拡大は、その運営のまゝもあって、自助努力の精神を後退させ、人心は荒廃し、フロンティア以来のアメリカの伝統にかけりが見えた。イギリスのサッチャヤー政権の登場による反福祉政策、自由主義政策の採択、さらにアメリカでのレーガン政権の登場によって、供給の経済学、マネタリズム、合理的期待形成論が登場し、ケインズ型の有効需要政策による完全雇用策は批判にさらされた。これに加えて、ブキャナンの批判がある。すなわち不況期における公共投資は問題がないとしても、好況期に入つて財政黒字が実現した場合、圧力団体も庶民も黒字の積立てを受け入れず、政治家もまたこれに仰合してしまうという批判がそれである。いわゆる「ハーヴェイ・ロードの仮説」は妥当しない場合が多いのである。

（伊東氏はケインズの「投資・貯蓄所得決定論」の科学性を高く評

を追求する純粹の経済理論だけでは不十分であり、成層的な理論装備が必要である」となし、「経済経過、経済秩序、経済基盤」という三層から把握しようとする。氏によれば、日本経済は一九七〇年代に環境や資源といった自然基盤が一変し、八〇年代に入ると、人との基盤と文化的基盤の変化が目立つてきている、といふ。これによって産業・生活・空間等の再編成にかかる構造政策的課題の比重が増大し、体制変革が問われるようになると強調するのである。

ついで丸尾直美氏は「経済政策の現代的課題」というテーマで、まず一九五〇年代から七〇年代の前半まで、欧米先進国の経済政策に大きな影響を与えたのはケインズ派経済学と福祉国家理論であったが、七〇年代後半からのスタグフレーションの一般化と財政赤字の慢化等により、ケインズ理論と福祉政策に対する批判が高まってきたと指摘する。

丸尾氏はスタグフレーション体質の経済システムを克服しながら、分配上の不公正をも克服するために、成果分配と株式所有を結びつける方式を提案する。次に、当面のわが国の経済政策の課題である、財政赤字を拡大せずに内需拡大を可能にする政策、すなわち、財政健全化と両立する内需拡大政策として、住宅、福祉関連施設、生活の質向上のための社会資本、最先端技術関連施設への投資を促す利

益しつつも、ブキャナン批判は妥当すること、また日本では不況対策として公共投資が選ばれるが、企業は大型機械を導入して工事量をこなすことができる。しかし景気が回復し、公共投資を削減されると、企業は大型機械の遊休化を強いられ、経営上苦境に立たされるから、景気のクッションとしての公共投資には限界があると指摘する。しかも不況対策が現実の政治の場では時の遅れを生み、タイミングに行なわれない場合もあるため、ケインズ理論の適用に当たってはいろいろの配慮が必要である、といふ。伊東氏は「ケインズ政策を健全に運営するためには、税体系が完全雇用余剰を実現していかねばならない」と同時に、過大な景気刺戟をとらなくとも、税収入が確保できる税制改革が必要である」と結んでいる。

ついで稻毛満春氏は「对外不均衡とマクロ経済政策」と題する報告を行なつた。周知のように複数の政策目的の同時達成が可能であるためには、原則として政策目的の数に等しい政策手段の数が必要である。この場合、複数目的を同時に達成しうるような手段の組合せ、すなわちボリンガー・ミックスを見出す方法として、いわゆるスワン・ダイヤグラムを使用するのだが、スワン・ダイヤグラムには内外同時バランスを原点とする点線の座標軸が描かれている。これは初期の経済がアンバランス領域に位置している場合、内外同時バランスを達成するためには政策の方向を発見するための工夫として

稻毛氏は考察すべき問題点として、次の四つをかかげる。(1)「対外不均衡の原因」としての各国のポリシー・ミックスの問題、(2)対外不均衡の解消のためには支出転換政策と支出増減政策のコンビネーションが必要だが、「フィージブルな政策目標」、とくに許容対外赤字あるいは黒字の意味をどう定義するか、という問題、(3)一九八五年秋のプラザ合意以後のドル安・円高の進行に伴う対外不均衡調整の緩慢さ、すなわち「対外不均衡の持続性」の問題、(4)変動相場制のもとでの対外不均衡の持続性にまつわる「国際通貨制度」の改革案がマクロ経済政策に与える影響の問題、がそれである。稻毛氏はとくに(2)と(3)の問題について、緻密な分析を加えた。

以上の報告は午前中に柏崎利之輔および水野正一の両氏が座長となつて行なわれたものだが、午後からは、この二人の座長と四人の報告者が登壇し、小生がコーディネーターとなって活発なパネルディスカッションが展開された。まず柏崎氏は野尻氏に対し、経済基盤を経済的的なものとしてではなく、政策的立場からの対応、しかも双方向型として理解すべきではないか、また丸尾氏に対しては住宅への利子補給の前に、農地の宅地転用促進をふくむ土地供給政策がその前提になるのではないか、とコメントした。また水野氏は伊東氏に対し、税体系が完全雇用余剰を実現することは望ましいが、その場合、最適規模をどう考えるか、とくに財政支出面についての吟味が必要であること、また稻毛氏に対しては、円切上げと内需拡大の最適ボリシードミックスは、政府の操作によって間接的に変りうるので、政策変数として適切かどうか、というコメントがなされた。つづいて野尻氏に対しては武藏武彦氏(千葉大学)が、丸尾氏に

戦後日本の対外経済政策

△自由論題△

一 問題の提起と研究史

近年の日本は、一方では一人当たりGNP、対外純資産で世界最高になるなど、「経済の富裕化」がすすむ反面、他方では対米、対欧貿易摩擦が拡大し、同時に、国内においても、企業の海外現地生産、東京への一極集中、農産物、労働の市場開放等をめぐって、国論が分裂している状況にある。

しかし、対外経済政策をめぐる摩擦と国論の分裂は、戦後の重要な転換期に繰り返し発生してきたことであって、現在の「混乱」はそのような転換期における類似の現象とみることができる。

ところで、戦後日本の対外経済政策については、七〇年代後半の大平総理の政策研究会「一九八〇」、八〇年代の諸問題を扱った米沢・原田編「一九八五」、竹中・小川「一九八七」、産業政策の視点から対外政策に言及した鶴田俊正「一九八二」、小宮・奥村・鈴村編「一九八四」、高度成長期の通商政策史をカバーした白石孝「一九八三」、七〇年代以降の国際金融を扱った小宮・須田「一九八三」等、個別のテーマに関して優れた業績が発表されている反面、丸茂明則「一九八七」

対しては丹羽春喜氏(京都産業大学)、石田壽朗氏(帝京大学)がまた伊東氏に対しても丹羽春喜氏が、さらに稻毛氏に対しては石田、丹羽の両氏から、それぞれ興味ある質問がよせられた。

以上の討論過程を通じて感じたことは、(日本経済が現在大きな転換期にあり、新しい経済理論のパラダイムが望まれること、またアメリカ・ケインジアンの政策適用における失敗が、反ケインズ理論を登場させたが、いわゆるレーガンomicsといわれるものも、事実認識と政策選択の面でいくつかの誤りを犯し、政策修正にあたってはケインズ理論を応用しているのではない、ということ、つまりそのような意味では、ケインズ理論は不死身の性格をもつてゐる、ということであった。

いずれにしても、経済政策の争点という大きなテーマで、現代の経済政策の基本課題という永遠の問題に挑戦した意義は大きいと思う。それは現代が大変動期であるだけでなく、ケインズ経済学から何を学び、また超えるべきものは何か、ということを考え、討議する機会をもつことができたからである。小生のように、ケインズ経済学の影響を強く受けて育ったものにとっては、第二次大戦後、ケインズ型政策が濫用され、しばしば誤った適用がなされてきたことを想起すると、その責任はケインズ経済学が負うべきものというよりは、各種圧力団体や利害団体に求められるべきだ、という印象を受けるのである。いかなる理論も時代の子であるから、その適用にあたっては慎重な態度が必要なのである。今回の討論を通じてケインズ経済学は時代おくれだと単純にきめつけるのは早計にすぎず、と改めて確認した次第である。

植松忠博

△神戸大学△

等の一部を除いて、対外経済政策を全体として捉えて体系的に分析した研究は少なかつたよう感じられる。

本稿は、このような研究動向を念頭において、戦後日本の対外経済政策の基礎原理を解明し、その後の主要な転換期における政策転換の過程を概観することをとおして、戦後日本の対外経済政策の特質を摘出するとともに、あわせて将来の対外政策を構築するための素材を提供することを目的としている。

分析の主題として、(1)一九五〇年前後の「外為法」「外資法」の制定、(2)一九六〇年代の貿易・為替と、資本の自由化、(3)一九七〇年代前半のニクソン・ショックと石油危機、(4)一九七〇一八〇年代の貿易摩擦、(5)一九七〇年代後半以後の資本輸出と対外援助、(6)近年の「前川レポート」「新経済計画」を取り上げる。

二 戦後日本の対外経済政策の概観

(1) 「外為法」「外資法」の制定と「一九五〇年体制」の成立

敗戦直後の占領期においては、対外政策はGHQの手中にあったから、日本政府の裁量の余地はほとんどなかった。戦後の対外政策

表1 戦後日本の主要対外政策年表

一般事項	外国為替管理	貿易	資本移動	為替レート	労働移動
1945.8. 敗戦—GHQ統治				1949.4. 360円レート設定	
1951.9. 対日講和条約締結 日米安保条約締結	1949.12. 外国為替・外国貿易管理法		1950.5. 外資法		1951.10. 出入国管理令
1960.1. 日米安保条約改定	1952.5. IMF・世銀に加盟	1955.9 GATTに加盟	1960-63. 貿易・為替の自由化 1963.2. GATT 11条国に移行	1964.4. OECDに加盟	1967.3. 外国人労働者導入否定期議了解
		1964.4. IMF 8条国に移行	1967.7-73.5. 資本自由化(第1次原則100%)		
1971.8. ニクソン声明		1970-71. 日米織維摩擦	1971.8. 円切上げ		
1973.10. 第1次石油危機		1973-79. 東京ラウンド 1977-78. 日米貿易摩擦(鉄鋼、テレビ、工作機械)	1971.12. スミソニアン合意 1973.2. 変動相場制に移行		
1979. 第2次石油危機		1980.12. 外為法改正(外資法を統合)	1982-83. 日米貿易摩擦激化(産業政策、規制緩和等)	1985.9. プラザ合意 1987.2. ルーブル合意	1988. 外国人労働者導入問題
	1984.5. 日米円ドル委員会報告書 大蔵省「現状と展望」	1988.2. 農産物8品目自由化 1988.6. 牛肉・オレンジ自由化			
1986.4.「前川レポート」 1987.5.「新前川レポート」 1988.5.「新経済計画」					

が日本側に「複帰」したのは一九四九—五一年の時期である。この時期はドッジラインの均衡予算主義、シャウプ税制の実施、国鉄・専売等三公社の成立、朝鮮戦争を契機とする対日(片面)講和条約と日米安保条約の締結等、その後の内外政策の基礎が確立した時期であったが、対外経済政策面でも「外為法」(一九四九年)、「外資法」(一九五〇年)、「出入国管理令」(一九五一年)の制定、三六〇円單一為替レートの設定(一九四九年)等、戦後の基本政策が確立された時期であった。表1は戦後の对外経済政策の推移を示したものであるが、三六〇円の為替レートが一九七一年のニクソン・ショックで終了した以外は、「外為法」「外資法」が一九八〇年まで、「出入国管理令」が現在まではほとんど修正されることなく存続していることが明らかとなるであろう。

とくに「外為法」「外資法」は戦後の对外政策の基調を形成したものといつてよい。前者は経常取引、短期(一年以内)の資本取引と技術導入を対象とし、後者は中長期(一年超)の資本取引と技術導入を対象とするという違いがあるが、法律の主旨は同一である。すなわち、二つの法律は外國貿易の正常な発展、國際收支の均衡、通貨の安定、外資の有効活用を図って、国民経済の復興と発展に寄与することを目的として制定され(外為法一条、外資法一条、そのため、輸出を促進する一方(外為法四七条)、輸入を承認制にし(同五二条)、技術導入を含む役務(サービス)取引を許可制にし(同四二条、外資法一〇条)、国際收支の改善、重要産業・公益事業の発展への寄与を承認基準として外資の選別導入を図り(外資法八条)、さらに対内、対外の直接投資、間接投資のすべてを政府許認可の規制下にお

き(外為法三〇、三一、三三条、外資法一一条)、また希少な外貨を有効に活用するために「外貨集中制度」を敷いて(外為法二二、二二条、外貨予算のもとに中央集権的な使用計画を立てて実行に移したのである。

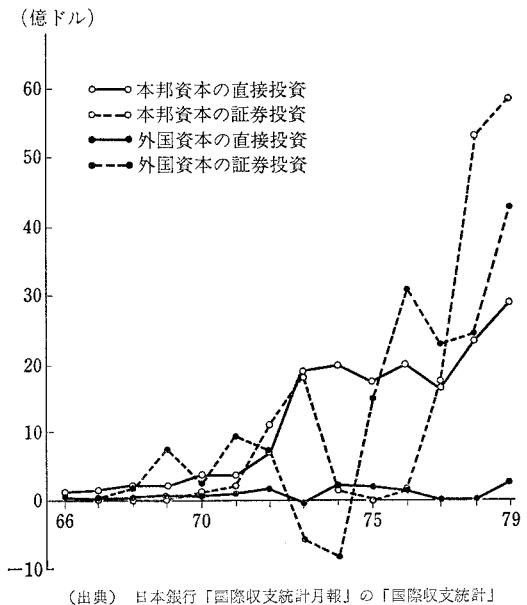
ここには、無資源国の制約下に加工貿易型の工業化を進め、工業品主体の輸出主導の経済成長によって国際収支の制約を打破し、外資・外国技術を導入しつつ外資の国内企業支配を極力排除するという戦略のもとに、戦後の日本経済を復興させ、欧米先進諸国に早急にキャッチ・アップしようとした、当時の政府の对外政策の基本姿勢が集約されている。

一九五〇年前後に成立したこれら一連の政策体系を総称して「一九五〇年代体制」と命名し、その基本原理を、通常の意味での市場機構と自由貿易を尊重する「市場原理」や経済統制と保護貿易を重視する「計画原理」とは異なった、経済復興と先進諸国へのキャッチ・アップを中心目標とする「経済発展原理」にあったと理解することができます。その後の自由化と市場開放の過程は、その時々の内外の圧力に対応して、この基本原理の枠内で政策の調整を図ってきた過程にほかならない。

(2) 一九六〇年代の貿易・為替の自由化、資本の自由化

一九五〇年代に「外為法」「外資法」に従って、輸入を規制しつつ輸出を促進し、外資を選別導入して経済復興を図ってきた日本経済は、六〇年代の初頭と中葉に相次いで、アメリカ、OECD諸国等の外圧によって、貿易・為替と資本の自由化の実施を迫られた。

図1 国際収支表からみた長期資本移動
(内外の直接投資と証券投資)



(出典) 日本銀行「国際収支統計月報」の「国際収支統計」

石油化学）と大型合併による競争力強化を主張したことに象徴されるように、国際競争の荒波から国内重要戦略産業を隔離、育成すべきであるという意識が強く、経済学者の主張する「自由競争と国際分業に基づく経済厚生の引上げ」という競争市場原理に対する一般的信頼は、弱かつたというべきである。

ただ、①貿易と為替の自由化に三年（一九六〇→六三）、資本の自由化に四年（一九六七→七一）の時間的余裕があったこと、②自動車、電算機等の重要な産業と農産物の自由化実施が先送りされたこと、③資本自由化における外資支配防止のための新規投資五〇%業種条項が設定されたことなど、いくつかの緩衝措置が作用して、貿易・為替と資本の自由化は予想外の成功を納めたといえよう。

実際、貿易自由化後における貿易収支の悪化、資本自由化後における企業支配、対日直接投資などは極めて少なく、貿易収支は六〇年代後半以後恒常的な黒字基調に転じ、資本取引も図1のとおり、七〇年代以後日本企業の対外直接投資と、対内、対外証券投資が拡大していく。

前者はGATT、IMF協定によって、戦後の過渡期の終了とともに、貿易自由化（輸入数量制限の撤廃）、為替の自由化（經常取引における為替管理の撤廃）を要求されたことを指し、後者はOPEC加盟によって、その自由化コードの遵守を要請されたことを指す。

当時の大勢は、自由化を「時代の趨勢」と受け止めつつも、国内産業敗退の危機感から自由化時期尚早の声も高く、通産省が自由化後に備えて「新産業体制」（一九六三年）と「産業再編成」（一九六七年）の構築を提起して、政府主導の戦略産業育成（特殊鋼、自動車、

リットを力説していたにも拘らず、通貨当局、政府関係機関、財界が一貫して現行為替レートの維持に固執し、ニクソン声明発表後も先進国ではただ一国、市場をオープンにしてドルを買ひ支え続けた。

この時の「円切上げ反対論」の根拠は、①元凶はアメリカの経常収支赤字であって日本は政策修正の必要がない、②円切上げは輸出産業に打撃を与える、③円対策八項目の実施によって経常収支を均衡できる、④（ニクソン声明以後は）日本はドル建て取引が多く市場を続行しても弊害がない、日本の為替管理は万全で為替投機は防止できる、「ドル買い持ち」をしている外為銀行への配慮が必要というものであった。このような主張の中に、市場原理に抵抗して「発展原理」に固執した政府の基本姿勢が再現されている。

さらに、政府は、スマソニアン合意以後も円高抑止のために市場でのドル買い介入をつけ、マネー・サプライを増加して国内に過剰流動性を引き起こし、田中内閣の列島改造論、国際的な一次産品と石油の価格高騰と相俟って、石油危機時の超インフレの遠因をつくることになった。

この時も、七三年一〇月のOPEC、OAPEC会議直後まで、旧来の外交政策を踏襲し、石油危機の発生によって初めて石油外交の重要性を認識する状態であった。国内では「買占め防止法」「国民生活安定緊急措置法」等の応急対策を実施される一方で、主婦の間に一部製品の買い急ぎパニックが発生し、同時に市場の実勢を無視して石油製品、公共料金の凍結が施行されるなど、異常な混乱と統制が発生した。事態はその後、日本の中東外交の転換、OPEC諸国の日本への石油供給によって解決したが、この時期の政策対応

の失敗は七四一七五年の不況深化の大きな原因となつた。

ニクソン・ショックと第一次石油危機における失敗は、①日本の経常収支黒字拡大にともなう国際通貨市場の変化と七〇年代初頭の国際的な資源価格の上昇とを読み切れない、旧来の政策原理に固執した政府の硬直的な姿勢と、②突発的な「外圧」の発生に対して短期間に国内調整を發揮できない日本の対外政策の弱点が露呈したものといえよう。

(4) 貿易摩擦と市場開放

一九七〇年代以降現在まで、日本の対外経済政策の最大の問題が対米、対欧貿易摩擦であったことは周知のことおりである。貿易摩擦の原因としては、①鉄鋼、電機製品、自動車、コンピュータ等、一国の経済にとって重要な少数の工業製品において日本が輸出競争力を高め、企業間競争をバネにして集中豪華的な輸出をおこなったこと、②その結果、これらの地域の国内産業に少なからぬ打撃を与え、二国間の輸出／輸入比二～四倍に達する貿易不均衡を発生させたこと、③八〇年代中葉において、日本の貿易収支黒字がGNP比三・四%に達したこと等が挙げられよう。

ところで貿易収支黒字の縮小策としては、一般に①輸入拡大（市場開放）、②国内需要の拡大による輸出→国内への需要シフト、③為替レートの円高誘導、④外国輸出業者に対する輸入規制の緩和（輸入検査、基準認証制度、等）、⑤輸出抑制（輸出数量規制、輸出税）等が挙げられるが、政府が選択してきた摩擦解決策の重点は、自由貿易原則にそった市場開放や円高誘導ではなく、むしろ相手国

表2 「対外経済対策」(1977年以後)

1977. 9 「対外経済対策の推進について」 東京ラウンドへの積極的取り組み 輸入促進(原油、非鉄金属、ウラン、航空機) 節度ある輸出、経済協力の推進、為替管理の簡素化
1978. 9 「総合経済対策」 内需の拡大、不況地域、不況産業対策 緊急輸入推進、経済協力の拡充、円高差益還元
1981. 12 「対外経済対策」 市場開放(輸入検査手続き改善、残存輸入制限の縮小) 輸入促進(備蓄の推進、輸入ミッション派遣)、輸出抑制
1982. 5 「市場開放対策」 関税引下げ(83年度農産品17、鉱工業品211品目)、 輸入割当数量制限緩和(にしん、豚肉調理品等) 通関手続き、輸入手続きの簡素化
1983. 1 「当面の対外経済対策の推進について」 関税引下げ(農産品58品目、鉱工業品28品目) 輸入数量制限緩和(落花生、非柑橘果汁等)
1983. 10 「総合経済対策」 関税引下げ(農産品6品目、鉱工業品38品目)
1984. 4 「対外経済対策」 関税引下げ(農産品42品目、鉱工業品34品目) 輸入自由化(豚肉調理品等) 輸入数量制限緩和(牛肉、オレンジ、雑豆) 製造たばこの輸入自由化、流通改善、外団検査データ受入れ
1984. 12 「対外経済対策」 東京ラウンド合意関税引下げ緩上げ実施 途上国産品11品目関税撤廃、特恵関税枠拡大
1985. 4 「対外経済対策」 関税引下げ(合板等3年目から、5年間特別措置) 医薬品・医療機器の外国臨床試験データ受け入れ 背高コンテナの通行許可
1985. 5 「日米円ドル委員会報告書」、大蔵省「金融の自由化と円の国際化についての現状と展望」 ①金融・資本市場の自由化、②外国金融機関の参入 ③円の国際化
1985. 7 「アクション・プログラム」(原則自由、例外制限) 関税の自主的引下げ(1,853品目) コンピュータの関税撤廃(本体、付属装置、部品) 基準認証制度改善(調整本部設置) 政府調達、金融・資本市場、サービス輸入促進
1985. 9 日米4分野MOSS協議 (電気通信、エレクトロニクス、医薬品・医療機器、林産物)
1986. 4 「前川レポート」
1986. 5 MOSSに輸送機器を追加
1987. 5 「新前川レポート」「緊急経済対策」
1988. 5 新経済計画「世界とともに生きる日本」

(出典)『通商白書』『貿易年鑑』『ファイナンス』各号

の要求に応じた輸出の自主規制と、国内輸入競争産業と市場秩序への影響を配慮した小出しの輸入拡大、規制緩和による内外関係者の間のコンセンサスづくりであったといえる。

表2の「対外経済対策」をみて、外国の要求がシビアになって貿易摩擦が拡大すると、政府が輸出の自主規制と、小出しの輸入拡大、規制緩和を実施して内外関係者の利害調整を図ろうとしてきた事実が示されている。

②日本の政策が十分であるか否かをめぐる内外の、認識ギャップに起因する面が強いといえよう。

(5) 資本輸出と経済援助

他方では経常収支の黒字蓄積とともに、七〇年代後半以降、民間資本の資本輸出が拡大してきた。資本輸出の主要な形態は、国際金融・資本市場の発展とともに、七〇年代中葉の直接投資、延払信用から八〇年代の証券投資(米国中心)に転換してきているが、それには一九八〇年の「外為法」改正、八四年の「日米円ドル委員会」報告を契機にした金融の自由化・市場開放、八四年の実需原則の撤廃等が証券投資の急速な拡大を促進したという事情がある。また八五年以後の円高の進行は企業の海外生産(直接投資)を再び加速させてきている。

他方、経済協力面でも、政府開発援助の「第一次」(一九七八)、「第二次」(一九八一)、「第三次」(一九八五)中期目標の策定実施によって、少なくとも経済協力の量的拡大は確保されてきている。

ただし、これまでの日本の資本輸出と経済協力は国内余剰資金の収益本位の資金供給という側面が強かったことは否めない。一方、現在日本に要請されているのは、①ドル暴落を防止するための債務国アメリカへの安定した資金の供給、②欧米諸国企業の輸出競争力を強化するような直接投資の拡大、③累積債務国への経済構造調整を可能にするような経済協力、④NIES等、工業化地域への技術移転をともなう直接投資と製品輸入の増加、⑤最貧困への重点的で譲許的な援助の拡充、⑥発展途上国内の貧困層の自立を支援するよ

うなプロジェクトの推進等、世界経済の構造的な発展を考慮して、グローバルでしかも重層性を考慮した「資金還流」と「技術協力」の推進である。

これまで自国の成長と輸出拡大にのみ専心してきた日本には、そのようなグローバルな視点が欠如しており、日本の資本輸出、経済協力はまだ未成熟な段階にあるといえよう。

(6) 「前川レポート」と新経済計画

一九八〇年代の半ばに至って、日本の経常収支の巨額の黒字の定着が内外衆目の一致するところとなり、対日貿易摩擦が激化するに至って、政府は戦後の对外経済政策を根本的に転換しようとしている。その具体的措置が一九八六、八七年の二つの「前川レポート」と、八八年の新経済計画「世界とともに生きる日本」である。

これは、経常収支の黒字拡大と貿易摩擦の激化、世界最高水準の一人当たりGNPと国民の豊かさの実感の欠如という矛盾を解消すべく、輸入の拡大と規制の緩和、経済の構造調整を推進して、一九九〇年代半ばを目標に、日本経済を輸出促進型から内需拡大型に転換し、経済摩擦の解消と国民生活の向上を同時に実現しようとするものであり、具体的な施策として、内需の拡大、対外不均衡の是正、産業構造の転換、住宅・社会資本の整備拡大、労働時間の短縮、農業改革等が挙げられている。

前川レポートの公表から三年、日本経済の内需転換は成功裡に進み、製品輸入は増加し貿易収支も縮小されつつあるように見える。しかし、報告の提案した住宅・土地対策、労働時間の短縮、農業改

革等の経済構造調整は、まだ実質的な成果を挙げていない。それが所期の成果を挙げるためには、「発展原理」に基づく対外政策を根本的に見直し、国際協調のグランド・デザインを設計し、その中で財政・金融、貿易、投資、労働、為替、資金協力等の個別の協調政策を具体化することが必要であるのに、それらの努力が十分なされていないからである。そこに現在の日本の対外政策の限界がある。

II 要約と展望

戦後日本の対外経済政策は、「一九五〇年体制」に集約される「経済発展原理」に従って実施された。それらの政策は、日本経済の成長とともに、諸外国からは「自由化」と「市場の開放」の形で、国内からは「規制の緩和」と「弱小産業の保護」という形で内外から修正を迫られ、政府はその都度、内外の諸要求を同時に調整しながら、現状を漸進的に改善することによって、事態を開拓しようとしてきた。

近年、貿易、經常収支の黒字累積に従って政府の姿勢は「市場原理」尊重に変わって来たが、農産物、金融、労働などでは依然として市場開放に慎重であり、最近のNIES製品の輸入拡大によつて工業品の貿易政策も動搖をきたしているなど、一貫していない。

一方、史上最大に達した日本の対外純資産をどのように世界に還流すべきかという問題も、国際政策協調のグランド・デザインが欠如している現状では解決されないまま、収益本位の証券投資と金額の先行する経済援助が進められている。「日本経済の国際化」が單なるスローガンではなく実効性のある政策として結実するためには、

マクロ経済政策の国際的協調と対立

小坂弘行
△名古屋工業大学

I 世界经济システムの分権的非協調政策

最初に世界経済におけるアクター、すなわち国家が非協調的に振る舞う状況から議論を興す。ゲーム論的にいえば非協力ゲーム、最適制御では分権的制御から議論をスタートせよんとしたよへ。そ

ののために各国が勝手気ままに振る舞うというのは、のうな内容を指すのか明らかにする。先ず最初は、(1)国家の行動基準を表す国内的社会厚生関数の相違が上げられる。それを詳しく述べ、厚生関数型の相違、目標の選択と優先順位の相違、目標の目標値の相違が峻別される。次に、(2)政策主体である国家の行動様式の相違がある。クールノー、ショタックルベルクの行動様式、憶測変動の相違などである。更に、(3)国家の世界経済に対する認知を表す計量経済モデルの相違がある。それは、大局的なモデル構成の相違、モデルの規模や詳細度の相違、行動方程式の定式化の相違、外生変数の想定の相違、推定法の相違などが上げられる。しかし、国家間の相違を問題の中には必要以上に持ち込むのはかえって混乱を招くことになるので、それを避けるために、(3)の相違は考慮に入れないとする。

各国の共通した世界経済への認識は次のようによつて表現されるとする。

(1) 政策手段の全面的協調政策

非協調的な状況から生み出されるある種の分裂状態を克服するた

国際社会における日本と日本国民の役割に関して、眞に国民的な討議と合意の形成が必要である。

引用文献

経済企画庁編『世界とともに生きる日本』、一九八八年。

経済審議会経済構造調整特別部会「経済審議会建議」、経済企画庁総合計画局編『21世紀への基本戦略』一九八七年、所収。

国際協調のための経済構造調整研究会「報告書」、『ヨーロッパ』一九八六年八月二七日号所収。

小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木與太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、一九八四年。

小宮隆太郎・須田美矢子『現代国際金融論(歴史・政策編)』日本経済新聞社、一九八三年。

丸茂明則『経済大国日本の強さともろさ』中央経済社、一九八七年。

大平総理の政策グループ『対外経済政策の基本』、一九八〇年。

白石孝『戦後日本通商政策史』税務経理協会、一九八三年。

竹中平蔵・小川一夫『対外不均衡の経済分析』東洋経済新報社、一九八七年。

鶴田俊正『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社、一九八一年。

米沢義衛・原田泰『国際化時代の日本経済』有斐閣、一九八五年。

(追記) 本稿は筆者の八八年度学会報告を要約し、当日貴重なコメントを下さった予定討論者の丸茂明則先生、フロアからご質問を出された伊東光晴、加藤謙延の両先生、及び投稿論文に有益なコメントを与えてられたお二人のアノニマス・レフュリーのい旨摘を容れて改善したものである。以上先の先諸生に深く感謝したい。

かにする。

(2) 合理的帰結 (rational outcome)

ある帰結を前提に、そこから単独改善が存在しない。したがって、その帰結から出るのは合理的でない。その帰結は合理的と言える。

(3) 繼次的承認帰結 (sequentially sanctioned outcome)

すべての単独改善に対し、ある帰結から単独改善される帰結に移行する事によって、対抗的に相手方が選択肢の組み合せを変更することだ、こちらが不利な状況に追い込まれる。したがって、この帰結からも抜け出しができない。抜け出ようと思うと相手方の対抗措置で逆に不利になるので、単独改善する帰結に移行する事ができない。消極的に合理的な帰結ということになる。

(4) 不安定帰結 (unstable outcome)

ある帰結を前提に、単独改善する帰結に移行したとしても相手方が対抗的にこちらを不利に追い込むことができない最低一つの単独改善する帰結が存在するような元の帰結を指す。したがって、ある帰結から別の有利な単独改善する帰結に移行しようとするので、その帰結は不安定な帰結となるのである。片方のプレーヤーの帰結の判断のみでは全体の解は出てこない。そこで次にその分析を相互に二人のプレーヤーについて行うことにより妥協のための解が得られる。

(5) 相互承認帰結 (simultaneously sanctioned outcome)

双方がある帰結から抜け出せないような帰結、すなわち、合理的帰結か継続的承認帰結にある時、相互安定帰結であるという。この

解が複数存在することもありうる事に注意すべきである。プレーヤーが二人の場合を想定したが、主体の数は二人以上でも構わない。その場合には、ゲームの構造ははるかに複雑になる。

(2) 動力学的の考察

ゲームをもちだす直接の目的は社会厚生関数の中で取り上げられる目標の選択の問題にゲームを適用することにある。その際に必要となるのは、国際的・社会厚生関数の中の目標が国際政治の帰結を反映して時間と共に変化しうることであり、それはゲーム自身の動力学を随伴する。そこで本節では、上のF & Hのゲームの動力学化の筆者の考えを述べておこう。

(1) 本期のゲームから次期以降のゲームの選好への直接的影響

本期のゲームの結果が次期以降の選好に影響するというものである。時間と共に選好が変位する動力学の一形態である。この動力学性は最も重要な道具立てとなるが、どのような形で次期に影響するかを記述するルールはプレーヤーの認知機構モデルがこれを担う。直接受けて本期に選択された帰結が次期の選好に影響するものである。戦略の変化という形の次期のゲームの選好の変化はこれに属する。プレーヤーが選択された帰結をみて戦略を立て直し、帰結の選好を変化さす動力学である。

(2) 経済システムとの相互作用

ゲームの結果から経済システムの影響は、社会厚生関数における目標の選択を通して明らかであるが、経済システムの結果からゲームへの逆の影響もある。しかも、双方の影響はタイム・ラグを伴う

柄となる。高位の選好を持たせなければ、新しい選択肢を創造した意味がない。一般的に、新しい選択肢がどのように過去の関連の中から生み出されてくるかを明確にすることは、それが人間の最も創造的な活動の一つであるという理由によって、簡単なものでないことは明らかであるが、動力学化にとり避けて通ることのできないプロセスである。新しい選択肢の生起・消長プロセスはゲームの動力学そのものであると言えなくもない。現状を開拓するための人間の知的活動はここに含まれる。

(5) 複数のゲームの場の相互作用

ゲームの場は、当面我々が直接的に関心を抱いている国際経済的な政策協調の場面以外にもより重要なゲームの場が存在している。米ソを中心とする東西の冷戦構造を記述する政治的・軍事的対決のゲームの場がある。そのゲームの場は巨大で、メインのゲームと数種のサブ・ゲームから構成せられるであろう。そのゲームの集まりは世界の地域紛争のゲームに多大な影響力をもつていると同時に、地域紛争からの反作用もありうる。また、我々の直接関係する国際経済の政策協調のゲームの場にも影響を与えるには置かない。したがって、一般的に、これらの複数のゲームの場は互いに無関係のあるのではなく、密接に相互に関連し干渉し合う事となる。相互関連には多分にタイム・ラグをともなうものとなるから動力学の要素となり得るのである。

(3) 現状維持の政策
(4) 新しい選択肢の創造

現状を打開するための新しい選択肢をつくりだす事とそれを含む帰結に高位の選好を持たせる事は、ゲームの動力学化にとり重要な事

四 結語

学会報告では、(1)日米経済摩擦のゲーム論的な分析と、(2)非協調

政策および各種の協調政策の実証分析について報告したが、紙幅の関係と筆者の最終目的である二つの分析の統合的処理はなされていないので、本稿ではそれらの結果については省略する。統合的な処理結果について別の機会に報告したい。

なお、本報告に対して討論者の労をとつて頂いた経済企画庁経済研究所今井良夫氏に感謝する次第である。質問内容については本文のなかで生かした。

参考文献

- (1) Fraser, N. M. & K. W. Hipel, 1984, *Conflict Analysis*, North-Holland, New York.
- (2) Hallett, A. J. H., 1986, "International Policy Design and the Sustainability of Policy Bargains", *Journal of Economic Dynamics and Control*, Vol. 10, pp. 467-494.
- (3) Sachs, J. & W. Mckibbin, 1985, "Macroeconomic Policies in the OECD and LDC External Adjustment," NBER Working Paper Series #1534.
- (4) Tinbergen, J., 1954, *Centralization and Decentralization in the Economic Policy*, North-Holland, Amsterdam.

現代国家と多国籍企業の知的所有権保護

—米国の国際競争力と国際関係—

増田祐司

（東京経済大学）

通商戦略としての米国の知的所有権保護

知的所有権の制度は、本来研究開発、市場開拓の努力、および技術的、知的な創造活動を促進し、イノベーションを推進するものである。特許権、商標、著作権などの知的所有権は、米国の産業と貿易にとり次第に重要性を増している。米国は五〇年代、六〇年代には国際貿易では圧倒的な国際競争力を維持してきたが、七〇年代に入るとそれにも陰りがさした。八〇年代には自動車、鉄鋼などの製品貿易で米国は、赤字に転落した。米国の聖域でもあるハイテク産業領域では八六年ついに入超を記録することになった。

このような状況のなかで米国は技術を保護し、国際競争力で再度復権をはかるために知的所有権の保護が欠かせないものと認識したのである。米国内でこうして知的所有権の保護をめぐる動きが、このところ急速に進展している。同時に米国は海外諸国に対しても保護法を整備、設定するように働きかけている。

現代産業社会が提起する知的所有権の問題は、国内問題の範囲をこえて、国際的な広がりをもつて展開している。この問題は、単に技術財産を保護するという枠組みを設定するだけではない。知的所

有権の保護は、国内問題にとどまらず、国際問題としての性格を持つており、トレーニショナー（通商問題）としての性格を色濃く持つようになつた。

米国の知的所有権に関する動きは、通商戦略としての性格を持つており、同時にそれは形を変えた技術戦略ともなっているのである。米レーガン大統領は、八七年四月半導体に関して対日報復措置を発動した。その根拠となつたのは八四年通商法第三〇一条に基づく緊急救済処分である。この法規は、米国の貿易相手国のある種の不公平な貿易慣行に対して対抗措置をとる権限である。

この場合不公平な慣行とは、米国の国際的権利を侵害したり、それと相反する慣行を意味する。「不合理な」という表現は、必ずしも非法であつたり、米国の国際的権利と相反するものではないが、不公平と見られる措置・政策・慣行を表している。新包括通商法三〇一条は、米国の貿易政策の具体的な手段として重要な役割を果たしている。この条項の適用は、さまざま訴訟に関連した製品や国に対し自らの比較優位が不当に否定されたと見ていいないとから生ずるものであり、その発動は、形を変えた技術戦略でもある。

ついに新包括通商法における改正関税法三三七条は、通商戦略と

技術戦略とを統合して発動できる法制上の規定を行っている。この規定は輸入における不公正慣行または行為を禁止するとしているが、極めて包括的な内容を有している。

こうして、米国は知的所有権を保護することで通商上、技術上の優位を確立・維持するという戦略を展開しているのである。

米国の通商戦略パターン

米国と他国、とくに日本との間に生じている先端技術についての国際的紛争を見ると、ほぼ次の四つのパターンに分類される。

第一のパターンは、米国が、現存の国際秩序に相手国の法制度、慣行を従わせるような行動をとり、あるいは影響力を行使するものである。その限りでは米国の行動は、極めてリーズナブルとも見える。しかし、米国はこの国際条約の遵守を要求し、これをテコにして他国市場への参入を図るという行動をとっているのである。つまり、国際条約を守ることを要求するのは、米国の国家利益、企業利益を確保しようとする戦略の一環とみなされる。

第二のパターンは、米国が何らかの条件で競争力が弱く、現行の国際秩序・条約では不利な状況にあり、国益・企業益に合致しないと認識するとき、新しい国際ルールの設定を提案し、具体化する。これにより、米国は通商上の優位性を確立しようとしている。知的所有権に関しては米国がガットに新しい国際ルールを設定するよう提案しているのはそのあらわれといえる。

第三のパターンは、米国内の秩序・法を「相互主義」等の名のもとに他国に強要することで通商上の優位性と利益を獲得しようとしている。

現代国家と多国籍企業の知的所有権戦略

現在国家は、ある意味では仮象のもとに成立しており、国民国家を基に作られている国民経済なるものもまた仮象である。とくに企業活動が国民国家の枠を超えてグローバルな展開を遂げるようになり、多国籍企業が重要な役割を果たしている現代の世界経済システムの下では、国民経済の概念そのものが厳しく問われる事になる。十九世紀的なネーション・ステート（国民国家）の概念は、まさにいま解体を迫られている。

たとえば、基本的には貿易摩擦は、国民経済という枠組みをベースとするアカウンティングからする貿易不均衡から発生する。しかし、ある国民経済を母体に生まれた多国籍企業が、多国籍的なビジネス活動を行なう結果、他国での活動を活発に行い、本国への純輸入を拡大すれば、その国民経済の貿易赤字は拡大することになる。知的活動に関しても事情は同様であり、もともと技術開発、新製品開発、ソフト開発など知的活動は、国民経済内部の活動として計測するに当たって対GDP比をとるもの、国家の存在を前提にして行われているからである。

しかし、いま多国籍企業の研究開発拠点の多国籍化は、この状況を大きく変化させつつある。たしかに研究開発活動は、ある特定の国で行われるがその成果は、それを実施した多業種企業の所有となる。決してそれが行われた国民経済に帰属することにはならない。

るものである。その典型例は、日米間の政府調達に関する争点となつた「基準認証」問題である。これは、もともと安全性、消費者保護等のため各種製品の性能、品質等の基準を公的に制定するものである。これに対して米国は、この制度が外国製品の参入障壁となつてゐるとして日本の国内基準を米国の標準に合わせるように要請してきたものである。

第四のパターンは、米国内において国内法を強化することで「不公平な手段で製造された」外国製品の流入を差別的な取り扱い、対抗措置等をとることで阻止しようとするものである。現在米国で検討・討議されているさまざまな提案・法律は、何らかの形でこのパターンをとっているものとみなされる。とくに重要な法改正は、通商法三〇一条、三三七条の条項の改正に關連するものである。このパターンでも知的所有権の取り扱いは極めて戦略的な位置にある。

米国の通商戦略は、どの立場から見てもその評価は異なってくるが、一般的に言いうことは、現在では自由貿易主義を貫いているというよりは、むしろ「公正貿易」の名のもとに自国の利害を他国に要請し、これを米国の利益に転換してゆくというものである。そこでは、戦後世界経済の主導的な概念であった「自由貿易」は、背後に退き、「自由、公正貿易」ないし「公正貿易」が前面に登場しているのである。それは、公正貿易を用いた通商戦略ともいえるものである。

のことから知的資産の所有に関する問題は、国家と企業の複雑な関係が生ずることになる。

知的所有権保護の名のもとに現代国家がとる様々な政策は、たしかに一方ではそれを所有する企業の権利と利益を保護するものではあるが、他方では私的の利益を制約することにもなる。たとえば、対社会主義国への先進技術の流出を制限するココム規制は、あるいは仮想の国益に合致するかも知れないが、企業利益を制限し、ビジネス機会の縮減をもたらすことになる。

このところ、米国においては技術国家主義（テクノナショナリズム）という妖怪が蠢いており、技術輸出を制約し、技術問い合わせを見せてはいる。そして、ある時は三三七条の発動によって「米国の技術」を守ろうとしている。しかし、ある国が所有する技術とは、一体何であるかに關しては明確ではない。現代の産業国家においては「技術」の所有者は、その多くは私的企業であり、国家そのものではない。そして私的企业は、先のようになど多国籍化しており、ある特定の国にのみ企業活動を展開しているわけではない。

米国は新規制による三三七条によって何を保護するのか、またココム規制によってどのような利益を守ろうとしているのか。研究開発活動までを含めた企業活動がグローバル化している中で国益と企業益は、ますます複雑となり、本来意図した戦略が逆の方向に動くこともありうる。ココム規制があまりに厳しすぎてココム規制があまりに厳しすぎて企業利益に反することになり、ひいては国力を衰退させる要因ともなつてくる。

現代の経済社会がますます知的財産に依存する度合いが高まるに

つれて知的所有権をめぐる紛争は、国家間、企業間で多発することになる。そしてあたかも企業利益と国家利益が合体した時に発動される戦略が、知的所有権の技術・通商戦略といえるが、必ずしも両者は一致するとは限らないのである。知的所有権の範囲が拡大し、また多国籍企業の活動が活発化するという現在の世界経済システムの下では背反する可能性が高くなっているのである。ここに知的所有権による技術・通商戦略のパラドックスがある。

公共選択論における実証分析

—サーベイと民营化 (privatization) の含意—

長峰 純一

（追手門学院大学）

$$(1) \ln E_j = \alpha + \beta \ln P_j^m + \gamma \ln Y_j^m + \eta \ln N_j + \sum_i \delta_i Z_{ij} + \varepsilon_j$$

公共選択論に関わる領域においては、公的供給財（以下便宜上「公共財」と呼ぶ）、すなわち政府支出の配分に関する、「需要サイド」

と「供給サイド」の二つの側面から実証分析（empirical analysis）が試みられてきたといえる。本稿の第一の目的は、この二つの側面から、これまでの実証分析ができるだけ体系立てて理解することである。そして第二に、それら実証分析からのインプリケーションを、とりわけ近年の民营化問題へ関連させて引き出すことである。

一 公共財の需要サイドからの実証分析

需要サイドからの分析は、一九七〇年代はじめに、主として中位投票者モデルの検証という形で進められた。ここでは、公共財需要

閾数の推定が試みられると同時に、公共財量（＝政府支出）決定モデルの構築、需要サイドにおける政府支出拡大要因の解説が図られた。その際に実証分析に用いられた一般的な推定式を示すならば、次のようになる。（ただし、添え字 j は各地域を示し、添え字 m は中位投票者データを特定化するものである。）

二 公共財の供給サイドからの実証分析

このアプローチは、公共財量の決定要因として公共財の供給主体に目を向け、政府支出の拡大要因を探るうとするものである。このアプローチはもろに次の二つに大別することができる。一つは、いわゆる Niskanen モデルとして知られる官僚行動仮説の実証分析で

あり、公的部門の予算最大化仮説を検証しようとするものである。しかしながら、この分析は、仮説検証のための有効なフレームワークを確立するに至っていない状況にあるといえる。

もう一つのアプローチは、公的部門の生産構造に分析を加えようとするものである。ここに一つの分析視点を提供してきたのが、いわゆる所有権 (property rights) の理論である。この理論は、公的部門と私的部門の間での行動ノルムの違い、それによる生産性への影響を指摘し、配分効率性 (allocative efficiency) と生産効率性 (productive efficiency) とを区別する必要性を説いた。その結果、公的・私的両部門の生産効率性を比較する、比較効率性 (comparative efficiency) という分析方法が形成されてきた。

分析方法としては、主として次のような費用関数を推定する方法がとられる。

$$(2) \ln C_j = \alpha + \beta D_j + \sum_i \gamma_i \ln P_{ij} + \delta \ln Q_j + \sum_k \lambda_k X_{kj} + \varepsilon_j$$

(C : 公共財供給コスト、 D : たとえば公的企業と私的企业を区別するダミー変数、 P : 生産要素価格、 Q : 公共財アウトプット、 X : 公共財の質やコスト条件を表す変数、 ε : 誤差項)

ひどい1つの部門の生産効率性の差が、コスト格差としてダミー変数によって評価されるのである。この領域の実証研究は、類似のサービスを公的・私的両部門から供給している事例が比較的豊富に存在していたことから、今日までかなりの数にのぼっている。

四 公共財供給サイドと競争的要因

その後供給サイドの分析は、生産効率性に影響をもつ所有権以外の要因として、公的部門に対する競争的インパクトという点に着目してきた。この要因もさらに次の二つに分類できる。第一に、市場環境における競争的要因である。サービス市場に充分な競争作用があれば、公的企業であっても生産効率的になりえるし、逆に私的企業であっても競争作用のない市場においては生産非効率的になりえるのである。一般的な分析方法は、次式のように需要フレームワークに市場環境を区別するダミー変数を考慮している。(各変数の意味は(1)式と同じ。)

$$(3) \ln E_j = \alpha + \alpha' D_j + \beta \ln P_{jm} + \gamma \ln Y_{jm} + \eta \ln N_j + \sum_i \delta_i Z_{ij} + \varepsilon_j$$

たとえばダミー変数(D)は、サービスが公的企業によって独占的に供給されている場合と、公的・私的企业が併存し競争的環境下で供給されている場合を区別するものである。

第二の要因は、政府間(地域間)競争という点である。政府は、Niskanen モデルのようないくつかの主体か、Tiebout モデルのようないくつかの競争的主体かという点にある。ここでは、政府はその規模とともに独占力を強める(政府独占力の規模の経済性仮説)、また政府は供給している公共財の数とともに独占力を強める(政府独占力の範囲の経済性仮説)という二つの仮説が検証に付されている。たとえば、政府の規模や領域を拡大する政府間の合併・統合は、政府間の競争関係を弱め、政府の独占力を強めるというのである。この仮説の検

証も一般的には、(3)式のような需要フレームワークの中で、たとえば政府統合が制度的に促進された時点以前と以降を区別するダミー変数によって評価されている。

この仮説からは、政府は小さい方が望ましいというインプリケーションが引き出せるが、これは場合によっては公共財供給に関する最適都市規模の議論と対立することも考えられる。すなわち、都市を拡大するとき、規模の経済性によって効率性が高まるか、それとも競争的インパクトの減少によって生産効率性が低下するかという問題である。これに対する答えはあくまで実証的な問題であり、ここでの分析は前者よりも後者の効果の方が上回っている可能性が高いとの結論を与えている。

五 実証分析の限界

第一に、供給サイドの分析においては、生産効率性という側面が配分効率性から切り離されて分析されてきた。しかし実証分析において、観察されたデータから、生産効率性と配分効率性を区別して捉えることもまた実際きわめて困難である。たとえば、現実の政府支出が過大といえるときに、そのどの部分までが公共財量の过大によっているのか(配分効率性)、またどの部分までが公的部門の浪費的行為によっているのか(生産効率性)を、識別できないのである。

六 民営化への政策インプリケーション

ここで検討してきた実証分析は、いざれも政府支出決定メカニズムの解説というポジティブな分析視点から出発したものである。とはいっても、それは政府支出水準の適正化や政府活動の効率化といった政策問題に関心を抱いていないわけではない。とりわけ一九八〇年代に入ってきたの民営化を中心とした公的部門改革への動きと、こうした実証分析の展開とはむしろおおいに関連してきたと思われる。公共選択論の論法で言えば、民営化という改革は、理論(仮説)の提示とその検証という段階から、さらに一步制度設計という段階へ進んできていることを意味しよう。

政府活動の効率化に対しては、次のような政策を示すことができた。①所有権の変更、②市場環境への競争的要因の導入、③政府間・地域間競争の導入、およびこれらを組み合わせた施策である。これらは近年の民営化政策に対応づけるならば、①非国有化、②規制緩和(自由化)、③政府分割として理解できよう。政府分割とは、

公共財を複数の主体、たとえば地域ごとの公的主体によって供給する形態を意味する。要するに、公的独占的な供給形態に何らかの変化を意図するとしても、そこにはここであげたように多様な組み合せが考えられるのである。

ここで検討した実証分析から示唆されることは、所有権の変更（非国有化）という政策よりも、むしろ公共サービス市場への競争環境や政府間（地域間）競争の創出を意図した政策である。また、供給サイドへのチェック機構として需要メカニズム（市場メカニズム）が作用することへの期待、およびそうしたメカニズムが機能しやすい方向への制度設計である。

参考文献

- 拙稿「地方公共財配分の実証分析——その評価と展望(I)・(II)・(III)」
『三田学会雑誌』(I)七八巻一号、一九八五年、六九一八一頁、(II)
七八巻五号、一九八五年、六〇六一六一七頁、(III)八一巻二号、一九
八八年、一七七一九七頁。

(追記)

予定討論者の川野辺裕幸先生（東海大学）、およびフロアの遠山嘉博先生（追手門学院大学）より、有益なコメントを頂き深く感謝致します。コメントについては本文中にできるだけ考慮したつもりでおりますが、至らない点については今後の課題にしたいと思います。とくに川野辺先生から御教示のあった、公共財の不可分性といった性質いかんによつて、望ましい供給形態は異なりうるのでな

制度改革の実現可能性について

一 序

本稿は制度改革における政治経済学的側面を明らかにし、更にその改革プロセスにおいて政府によって提供される情報の重要性について考察することを目的とするものである。

一般に様々な経済制度は、ゲームのルールとしてそれに関連する経済主体の行動に多大の影響を与えていた。従つて、かかる制度の改革の際には各経済主体の利得は多大の影響を被るわけであつて、例えば民主主義社会を前提にした場合、改革により大多数の経済主体の利得が改善される、もしくは少なくとも不变にとどまるのでないならそうした改革はスムーズになし得ないのである。従来の厚生経済学、もしくは経済政策論では、制度改革プロセスでのかようないうべきであつて、いかに秀れた改革案であったとしてもその実現可能性が全くなければ、そのような改革案の提案にはあまり意味がないものと思われる。

浜田（1983）は、国際通貨制度改革の文脈において、こうした制

いかという点、すなわちここで主張した三つの軸（政策）にもう一つ公共財の性質（種類）という軸を加えたらどうかという点については、今後の修正の参考にしたいと思います。

羽田 亭

（関東学院大学）

竹島 正男

（高崎経済大学）

制度改革における政治経済学的側面、すなわち多数の経済主体の合意形成的重要性を初めて指摘した。浜田はそこで各経済主体が、制度選択を戦略とするゲームを行なった場合に、ゲームの利得構造が「あいびきのトラブル」の形になつている場合に、制度の改革は実現可能性を有することを指摘したのである（1）。しかし、そこでは各主体の利得に対する不確実性、及び情報のおよばす影響については何ら言及がなされていない。実際に制度の変革がなされる場合、各経済主体は改革後の利得に関しての不確実性に直面しているわけであり、更に期待利得の計算に際して用いられる確率は、主觀確率であろう。これはある意味で、制度改革 자체もしくは改革後の経済構造に関しての、民間の経済主体の側における情報の不完全性に帰因するものと考えることができ、もし政府が民間に比べて情報面で優位に立っている場合には、政府は制度改革にあたって民間に情報を与えて、彼らの期待利得を増大させることが可能となる。かくして政府は制度の改革にあたって、大多数の経済主体の期待効用（利得）を高めることを目的として情報を各経済主体に与え、彼らの合意の形成を促進することによって、改革の実現可能性を高めること

ができるよう。

本稿は、このような想定のもとに制度改革において政府が与える情報の果たす役割について考察してゆくわけであるが、情報の種類としては、ここでは、(1)利得水準に関する不確実性を減少させるもの、それから(2)利得水準の増大に関わるもの、の二種類を考え、具体例として、(1)に対応するものとして税制改革、(2)に対応するものとして金融自由化をとりあげる。

II 基本的モデル

社会には制度改革の推進者たる政府とH人（あるいはHタイプ）の経済主体が存在するものとする。競争経済が想定され、各経済主体はプライス・テーカーとして行動するものとする。

政府によって制度改革案が提示されたとすれば、各経済主体は情報の不完全性によって改革後の利得にかんする不確実性に直面しており、事後的に生じうる各状態に対応する主観確率を用いて期待利得を計算し、それが現行の利得を上回る場合には改革案に賛成することになる。これをモデル化すれば以下のようになる。

ここで s を制度改革の効果に関する不確実性をあらわす確率変数として、その集合を $S = \{s_0, s_1, \dots, s_N\}$ (但し N は偶数) とする。

従って状態数は $(N+1)$ 個あることになる。また $P = (P_1, \dots, P_M)$ を価格ベクトル、 I^h を主体 h の固定所得水準、 θ を政府によって提供される情報を示すパラメータとする。

制度の変革後に状態 s_j が生じたとする。このときも主体 h の利得水準は価格ベクトル $P(s_j, \theta) = (P_1(s_j, \theta), \dots, P_M(s_j, \theta))$ となる。固

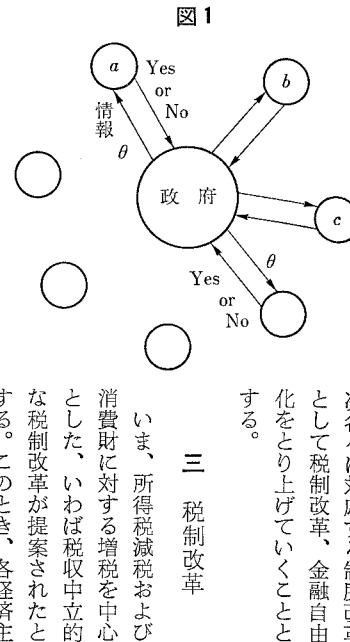


図1

次各々に対応する制度改革として税制改革、金融自由化をとり上げていくこととする。

三 税制改革

いま、所得税減税および消費財に対する増税を中心とした、いわば税収中立的な税制改革が提案されたとする。このとき、各経済主体が税制改革後の自己の利得（効用）水準を算定するには各財の需

要量の変化を予想する必要があるので、彼らは経済の構造パラメーターに関する知識を必要とすることとなる。しかし一般には、多くの経済主体はこうした情報については不完全な知識のままにおかれているわけであり、彼らは自己の保有する情報にもとづいて、ありうべき経済の構造パラメーターの値に対応する各状態に対する主観的確率分布を形成する。ここで政府がもし真の状態に關する知識を有している場合には、こうした主観的確率分布を、より真の状態の周辺に集中したものに変化させるような情報を提供することが可能である。

さて、 $s = s_{N/2}$ を真の構造パラメーターの値に対応する状態であるとして、また価格ベクトルは情報から、固定所得は状態と情報から独立であるとして、

$$V^h(\theta) = \sum_{j=0}^N V^h(P(s_j, \theta), I^h(s_j, \theta)) q_j^h(\theta)$$

と表わされることになる。このように、各主体の主観的確率が政府の提供する情報 θ に依存することを通じて、期待利得が θ に依存するわけであるが、この点が以下の我々の分析にとって決定的に重要なポイントとなる。

主体 h はこれと現行制度のもとで得られる利得水準 V^h と比較して

$$V^h(\theta) \geq V^h$$

が成り立つ限り制度改革に賛成し、

$$V^h(\theta) < V^h$$

である場合には、制度改革に反対するものとする。

我々の想定は、図1のように図式化しうるであろう。

例えば多数決原理を政治上の根本理念としている社会では、政府の情報の表明に対して過半数の主体がイエスの意思表明をすれば制度改革は実現し、ノーの場合には実現されないこととなる。先にも述べた通りこじだは情報の種類として二種類のものを考え、以下順

$$V^h = V^h(P(s_j), I^h)$$

と定義する。ここで、情報の種類は、①情報を与えない ($\theta = 0$) と、②情報を与える ($\theta = \bar{\theta}$) の二種類であるとし、情報の提供は平均保存的拡散の意味で確率分布を変化させるものとしよう。つまり、情報が与えられることによって、主観的確率分布は情報が与えられない場合に比べて、真の状態の周辺へ集中したものへと変化することとなり、こうした情報の提供によって経済主体の利得水準にかんする不確実性が、減少することとなる。

この時、利得関数 $V^h(P, I^h)$ が、価格ベクトルについて厳密に凹であることがわかる。

Rothschild-Stiglitz (1970) の結果によつて

$$V^h(\bar{\theta}) > V^h(0)$$

となり、情報の提供が制度（税制）改革の推進要因としてはたらくなことが明らかになる。

Feldstein (1976) に倣つて税制改革を「デザイン的改革」と「リフォーム的改革」に分けるとすれば、後者が現行税制を出発点としたあくまで漸進的なものであるのに対し、前者は理想的な税制を目指す急進的なものであり、各主体の直面する税制改革の効果に関する不確実性は大であり、たとえ真の状態で利得が現状より増大するとしても、危険回避的な主体は改革に反対するであろう。従つてここで考察したような、主体の直面する利得水準に関する不確実性を減少させるような情報は、「デザイン的改革」の場合は、価値が大であることとなる。

四 金融自由化

近年、信用秩序の維持を目的としておかれ、いた金融制度の不備が民間の経済主体（銀行、証券等）の側で強く認識されるようになり、それが業務分野規制の撤廃、金利自由化、更には郵政民営化等をその内容とする金融自由への強い圧力となっている。かかる自由化の進展によって、金融産業のX・非効率性の改善によって各経済主体の利得が高まる場合もあれば、それとは逆に、信用秩序崩壊という最悪のシナリオが発生する可能性もある。政府はこの最悪の事態の発生をできるだけ避けようとするであろうし、また各経済主体が金融自由化後に信用秩序の崩壊が生ずる可能性を少しでも予期している限りにおいては、自由化の進展は全く困難となるわけであって、政府は金融改革をスムーズに進めるための事前的及び事後的手段としてのセイフティ・ネット（事前の手段としてはバランスシート規制、事後の手段としては預金保険制度等をあげることがある）の創設に取り組み、またそなした情報を民間の経済主体に与えようとするのである。まだ勿論、自由化のメリットについて、慎重に考慮がなされる必要があると思われる(3)。



図2

に対し、イエス或はノーの返事をするだけであって、ある意味では受動的な対応しか示さなかつたわけだが、実際に現行制度の不備が強く認識された場合は、民間の側で制度改革を求めての圧力行動が生じ、それが契機となって改革が促進されることもあるであろう。実のところ税制、金融制度の変革においてはかかる側面も無視できないのである。こうした民間の経済主体の圧力行動をも取り入れたモデルを構成することにより、更により一般的な制度改革の問題へと、我々の分析を拡げてゆくことが可能になるわけであつて、この点については今後の課題とした。

- (1) 「おふわものバトル」(the battle of sexes) の利得構造については浜田(1982) 114頁を参照。
- (2) $V_{k_1}^e \cdot \dots$ は消費者の間接効用関数、企業の場合の利潤関数に対応したもの。
- (3) この点については鈴木編(1986) 1114~316頁を参考にした。

参考文献

- Feldstein, M. (1976), "On the Theory of Tax Reform", *Journal of Public Economics*, Vol. 6, pp. 77-104.
 Rothschild, M. and Stiglitz, J.E. (1970), "Increasing Risk: A Definition", *Journal of Economic Theory*, 2, pp. 225-243.
 浜田辰一 (1982) 『国際金融の政治経済学』 銅文社。
 鈴木淑夫編 (1986) 『実践や「ナール・日本の金融と銀行』 東洋経済新報社。

トを強調するような情報を与えないとおもむるであろう。そして、かような情報が与えられることによって、民間の経済主体の主観的確率分布は、利得の高い状態に集中したものになるわけであって、その結果として彼らの期待利得が増大し、各主体が金融自由化という制度改革の提案に対し、イエスの表明を行う可能性が高くなるのである。

状態の添字が大なほど高い利得の状態に対応すると仮定すれば、確率分布の変化は図2に示したようなものとなるである。セイフティ・ネットの創設は経済の混乱を未然に防ぐという意味から是非なされる必要があり、またそれは各主体の危険回避性を念頭に置いた場合には、そうした政策的手段を政府が用いるという情報は、各主体の期待利得を大に高めることが予想される。しかしここで注意しなくてはならないことは、旧来の規制の撤廃によって、また新たな規制が必要となるということで、新たな政策手段の選択にあたっては、それが果して自由化のメリットを阻害するか否かという点について、慎重に考慮がなされる必要があると思われる(3)。

五 むすび

以上我々は、制度改革が実現されるための条件、及びその場合の情報の果たす役割について考察してきた。改革の効果に関する不確実性が大であり、主体がより危険回避的であるほど、政府によって提供される情報の価値は大となり、制度改革を進めるうえでプラスの要因となるということが、我々の得た主要な結論であった。

本稿の分析では、民間の経済主体は政府によって与えられた情報

(後記)

学舎で、討論者の皆川正先生(名古屋大学助教授)より貴重な御意見を頂戴した。またフロアーより川野辺裕幸先生(東海大学助教授)から有益な御質問を頂いた。ここに記して深く感謝する次第である。本稿におけるありうべき誤謬はすべて筆者の責任に帰することはいうまでもない。

北欧における労働時間短縮と労働市場

永山泰彦

(東海大学)

一 西ヨーロッパにおける労働時間短縮論争とワークシエアリング政策

西ヨーロッパ諸国では、一九七〇年代後半から八〇年代にかけて、労働時間の短縮、休日の増加、早期退職制度などが導入されて、労働時間は年々短縮されている。この背景には労働節約的な技術の導入とそれに伴う労働生産性の上昇があつたわけである。

ところが、第二次石油ショック後の一九八〇年代における深刻な不況と失業の増大に直面して、労働時間の短縮による雇用創出政策が真剣に議論されるようになった。すでに、一九七九年にはヨーロッパ労働組合連合(ETUI)から、「〇%労働時間を削減して週三五時間労働制、年間有給休暇六週制が提案された。その後、深刻な失業の増加に直面してより具体的なワークシエアリング政策が議論された。フランスでは一九八六年三月一日に、「労働時間調整法」によって週労働時間の弾力化が行なわれた。西ドイツの労働組合DGBは、雇用創出のための週三五時間労働制、年六週間有給休暇制の導入を要求し、一九八五年には金属産業で、八八年には公務員部門で週三八・五時間労働制が導入された。しかしながら、ワークシエアリング政策の定義やその範囲は必ず

しも明確でない。OECDの定義によると、経済・社会の発展に伴って導入される全般的・一般的な労働条件の改善と、ワークシエアリングは区別すべきだとしており、ワークシエアリングは「就業者と失業者の間でより公正に、仕事を分かちあうこと」と定義している(一九八一年)。

雇用創出のためのワークシエアリング政策に対する各國政府の対応は異なり、ベルギーおよびオランダ政府が最も積極的であった。

ワークシエアリング政策から、強制的な法規制まで非常に多様である。

ワークシエアリング政策の対象となる労働時間は次のように区分されよう。(1)一日もしくは、週または月あたりの労働時間、(2)年間総労働時間、(3)生涯労働時間。

また、具体的な政策手段としては、(1)所定(法定)労働時間の短縮、(2)有給休暇の増加、(3)所定期外労働時間の削減、または操業短縮手当の支給、(4)早期引退制度、部分年金制度による高齢労働者の退職、短時間労働(パートタイム)への移行など。

ワークシエアリング政策による雇用創出効果については専門家の間でも見解が分かれている。一般に、労働市場構造、労働者の余暇――所得還好傾向、労働生産性の上昇率などの諸条件によってその

効果は異なる。西ドイツのマクロ・モデルによるワークシエアリングでは時短を1%行うと雇用が〇・六~〇・8%増加する(Ginneken, 一九八四年)。

二 北欧における労働時間短縮・ワークシエア

リング論争

スウェーデンの労働組合は西ヨーロッパ諸国的一般的な傾向と異なり、失業が最も増加した一九八二年にも、大会で公式にワークシエアリングは実施しないと決議した(ブルーカラーの組合LO、およびホワイトカラーの組合TCOとともに)。

北欧の代表的なエコノミストも、ワークシエアリング政策の雇用創出効果をあまり高く評価していない。

北欧のエコノミストによる代表的な議論としては、Strøm, S.(スロム)、Calmfors, L.(ストックホルム大)及び、Hoel, M.(オスロ大)等があげられよう。このうち、Strømの議論は伝統的なフリップ曲線と自然失業率仮説モデルを用いた説明である。Calmforsのモデルは独占的な組合が存在する労働市場における、労働時間—最適賃金の関係が交渉で決まる過程を議論している。

二 マクロ生産関数を用いた Hoel の一部門モデル

そこで、ワークシエアリング政策が、現実の政策で労働市場(雇用)にどのように影響を与えるか、かなり説得力のある Hoel の二部門モデルを説明したい。

$$(A) \text{ 製造業の生産関数} \quad X_M = hF(N) \quad (4)$$

$$(B) \text{ サービス業の生産関数} \quad X_S = F(hN) \quad (5)$$

経済を二部門に分ける第二の理由としては、サービス部門では営業時間が「製品の質」を決める重要な意義をもち(例、病院、運輸、教育、放送、小売店、ホテル、レストラン等)、営業時間は多かれ

表1 スウェーデンの就業構造(1965, 84年)

(単位 千人)

年齢	1965年				1984年			
	0-15	16-64	65-74	75-	0-15	16-64	65-74	75-
労働力								
フルタイム週35時間以上		3,170	60			3,165	22	
パートタイム〃以下		382	87			1,031	37	
失業者		42	2			136	0	
合計		3,594	149			4,332	59	
非労働力		948				295	325	
家事労働		247				361	0	
学生および兵役		31				15	6	
雇用へ準備中の者		87				113	38	
残余		136				171	393	
非労働力計		1,449	488			955	762	
年齢階層計	1,738	5,042	637	355	1,647	5,287	821	585
		7,772				8,342		

資料出所: SCB

を占うのは、スウェーデンの労働者が、所得増—余暇増（労働時間の短縮）のいずれを選択するかにかかっている。この点に関する調査としては、スウェーデン中央統計局（SCB）と労働省が設置した「労働時間問題研究委員会（DELFA）」⁽¹⁾の調査結果が興味深い（DELFA報告NO・3）。

同報告によると、回答者の五八・二%（うち女性は六二・三%）が、より高い所得よりも労働時間の短縮を望んでいる。また、具体的な労働時間の短縮の方法としては、週労働時間の短縮を希望している。したがって、将来スウェーデンでは、パートタイム労働者（週三五時間以下の労働者）がさらに増加すると思われる。

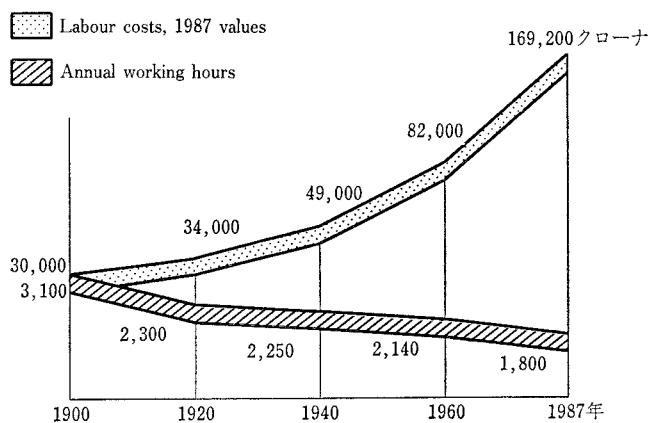
なお、表1は一九六五年と八四年におけるスウェーデンの就業構造であるが、その間の雇用の増加は、週三五時間以下のパートタイム労働者であったことを示す。このことは、北欧で生涯労働時間におけるワーカー・シェアリングが行なわれていることを意味する。

五 Hoelモデルの説明（図2、追補）

図2において、実質賃金が固定されている場合の産出領域はTTで与えられる。P（サービスの価格）が上昇すると、名目賃金Wも上昇する。Pは一致する生産点でTT曲線と交わる。このような拡大経路は、図ではEE曲線で示される。そして、Aが当初の均衡点である。

労働日数が削減されると、産出領域はTT'にシフトする。Pが変わらないので、X_Sも変わらない（X_S=F_S(hN_S)）であつ、PF_S(hN_S)=W(P)であるから）。

図1 スウェーデンの常用労働者（製造業）の年間総労働時間と労働コストとの推移



資料出所: SAF (スウェーデン経営者連盟) および SCB (中央統計局)

少なからず、労働時間から独立している。
そこで、hを営業時間、Nを営業時間中に必要とする従業員とすると生産関数は次のようになる。

$$hF(N) \quad (6)$$

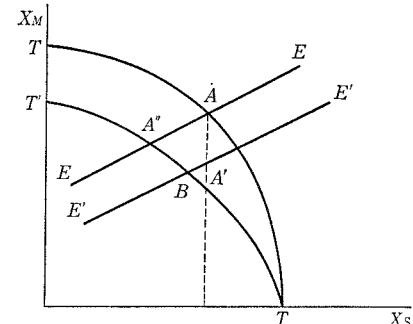
経済を二部門に分ける第三の理由として、一般の社会常識からみて、サービス部門で労働時間を規制するのは、製造業部門における時間規制ほどは容易ではないからである。（Hoelの二部門モデルによる労働時間短縮の生産に与える効果については、五（追補）で説明する）。

四 スウェーデンにおける労働時間短縮

スウェーデンにおける年間総労働時間（常用労働者・製造業）の推移をみると、一九六〇年には現在の我が国と同水準（二一四〇時間）であったが、一九八七年の実績では一八〇〇時間であった。これは昭和六〇年六月の国民生活審議会における中間報告（「人生八〇年時代の構図」）で示された「西暦二〇〇〇年における年間総労働時間」と同じ水準である（図1参照）。なお、スウェーデンはパートタイム労働者を含めた年間平均総労働時間は約一五四五時間（一九八六年）であった。スウェーデンにおける労働時間の短縮は、一九五〇～六〇年代における完全週休二日制の導入と七〇年代における年次有給休暇の延長（五労働週休制…なお、一九八七～八八年の労使間協約では、年二五～三〇労働日となっている）によって著しく進展した。

今後、スウェーデンでもさらに労働時間の短縮が進むか否か、それ

図2 Hoelモデル



W は外生的に固定された実質賃金である。換言すると、 P は W の引下げに影響を受けなければ、産出点は A から A' にシフトする。しかしながら、 P が変わらなければ、消費者は産出領域 A' で消費をしようとする。したがって、当初の均衡価格は一たびが引き下げられたらものはや均衡価格でないことは明白である。均衡価格 P は下落するはずである。したがって、 A' の左側に向って生産点は移動する。そして、望ましい消費点は A'' の右側に移動する。よって、新しい均衡点は A' と A'' の間にどうかに決まるはずである。 B は、下落した P に対応する消費が、新しい拡張経路 $E'E'$ と交わる点である。

図から明らかなことは、労働時間を短縮すると、両財（製造業およびサービス業の製品）の产出も減少させるることは明白である。しかししながら、製造業における雇用は増加する。なぜならば、 A 、 A' における N_M は等しいからである。サービス部門の雇用が増加するか否かは、 X_S がどれだけ減少するか否かにかかる。価格弾力性が小さい消費の場合、 B は A'' にきわめて接近する。

シムノーネンによると、労働時間を10%カットすると製造業の雇用は3・8%増加する。しかし、サービス部門の雇用が六・九%減ってしまうため、全体の雇用は1・八%減少する。

(1) Delegationen för Arbetsstids frågor の略。

参考文献

- [1] Calmfors, Lars (1984), "Job Sharing, Employment and Wages", Seminar Paper No.272, Institute for International Economic Studies, University of Stockholm.
- [2] Hoel, Michael(1986), "Employment and Allocation Effects of Reducing the Length of the Workday", *Economica*, Vol. 53, 75-85.
- [3] Hart, R.A.(1984), "Shorter Working Time; A Dilemma for Collective Bargaining", Paris OECD.
- [4] TCO (1983), "Kan Arbetsstidsförkortningar öka Sysselsättningen"; En Debattskrift (総務労働者組合連合会「労働時間の短縮が雇用を増加させるか」); ピアスカッシュ・ハペーパー Stockholm.

(付記)
本報告には、討論者である朝日大学の吉田良先生から、貴重なコメントをいただいた。また、座長の五井一雄先生から有益な助言をいただいた。なお、これらの質問はできる限り本文中に含めた。

感謝の意を表したい。

私有財産、階級闘争、経済政策 ——ヒュームとマルクス——

吉澤昌恭

（広島経済大学）

ロビンズは、限界効用通減の法則に基づいて所得再分配を正当化しようとする議論を、次のように定式化する(1)。

(1)限界効用通減の法則は、人が何かを多く持つほどその付加単位を益々小さく評価する、ということを意味する。

(2)それ故、人がより多くの実質所得を持つほど、彼は所得の付加単位を益々小さく評価する、と言われる。

(3)それ故、富んだ人の所得の限界効用は貧しい人の所得の限界効用よりも小さい。

(4)それ故、所得移転が為され、しかも、この所得移転が生産にさしたる影響を与えないのであれば、総効用は増大するであろう。

(5)それ故、かくの如き所得移転は「経済的に正当化」される。以上のような議論に対し、ロビンズは二段構えの批判を展開している。まず第一に、(3)は科学的に正当化し得ない、といふことが指摘される。なぜなら、それは異なる個人の間での効用の比較可能性を、証明なしに暗黙の内に仮定しているからである。

しかし、仮に(1)から(4)までが妥当であつたとしても、それらから

直ちに(5)を演繹することはできない、ところのがロビンズの第一の批判点である。つまり、富者から貧者への所得移転によって「社会的総効用」は増大する、という事実命題と、そうした所得移転をするべきであるという価値命題は、全く別次元のものなのである。この事実命題（「やある」命題）と価値命題（「べき」命題）の区別を、近代に於いて最も明白な形で行ったのが、デヴィッド・ヒュームである（『人性論』（2）第三編第一部第一節）。このヒュームが、『人性論』の第三編第二部で、私有財産制度を擁護するための議論を展開しているのである。彼の議論のエッセンスは次の三段論法によって表わすことができる。

- (1)人々の欲求は充足させられるべきである。
- (2)私有財産制度は人々の欲求充足に貢献する。
- (3)故に、私有財産制度を維持していくべきである。

II 労働価値説

マルクスは私有財産制度を批判している。マルクスの私有財産制度批判論には幾つかの要因が存在するが、ここでは、労働価値説と窮屈化理論のみを取り上げることにする。

労働価値説には、物財の価値はその物財の生産に投入された労働量に比例する、という経済的側面と、物財の生産に携わらなかつた人は生産の果実を手にすべきではない、という倫理的側面の、二つの側面がある。マルクスの『資本論』では、「労働のみが価値の源である」から、「私有財産制度下の利潤や地代は不正利得であり、従つて、私有財産制度は廃止さるべきである」というトーンが貫かれている。こうした主張に対しても、事実命題から直ちに価値命題を演繹することは許されない、という形の反論を加えることも可能だが、今の場合、「労働のみが価値の源である」という事実命題を批判した方がより効果が大きいように思われる。つまり、労働価値説は事実命題としてかなり欠陥のあるものなのである。次の三つの事情が存在するならば、「労働のみが価値の源である」という命題に固執し続ける限り、生産物の価値（労働価値説に従う限り、投下労働量に比例する）と価格とは、ほとんどの産業で乖離せざるを得ないのである。⁽³⁾

- (1) 不変資本（資本家の資金の内、原料や補助材料や労働手段に当たられる部分）と可変資本（資本家の資金の内、賃金支払に当たられる部分）の構成比が産業ごとに異なっている。
- (2) 可変資本と、可変資本のみから生み出される剩余価値との比率（ $\frac{\text{剩余価値}}{\text{可変資本}} = \frac{\text{剩余価値}}{\text{可変資本}}$ ）は、全ての産業で均等化する傾向がある。
- (3) 利潤率（ $= \frac{\text{不変資本} + \text{可変資本}}{\text{剩余価値}}$ ）は、全ての産業で均等化する傾向がある。

「労働（可変資本）のみが剩余価値の源であり」、剩余価値率と利潤率が各産業で等しいならば、不变資本の構成比が社会全体の平均値より大きい産業では、生産物はその価値以上の価格で売られねばならないことになり、不变資本の構成比が社会全体の平均値より小さい産業では、生産物はその価値以下の価格で売られねばならないことになる。だとすれば、労働価値説は、少なくとも価格を説明するための理論としては、大いに欠陥ある理論だということになる。

三 窮乏化と革命

『資本論』第一巻第七編で、マルクスは、資本主義体制下での資本蓄積が労働者の地位にいかなる影響を及ぼすか、を分析している。マルクスはまず、不变資本と可変資本の構成比が変わらないという条件下で、資本蓄積が続けられた場合にどうなるか、を論じる⁽⁴⁾。この場合には、労働力需要が増大し、賃金も上昇し、従つて、労働者の資本家への従属も「堪えられなくもない形態」のものになる。しかし、実際には資本蓄積につれて各産業での不变資本の構成比は上昇してゆき、従つて、賃金支払に当たられる可変資本の割合は相対的に減少してゆく、とマルクスは言う⁽⁵⁾。もし、このことが正しいならば、資本蓄積につれて労働力需要はかえって減退し、「産業予備軍」と呼ばれる失業者の群が拡大再生産されてゆき、これが労働者の賃金引き下げ圧力となって作用することになる。そうなれば、社会全体の富は著しく増大してゆくのに、労働者達の地位は一向に改善されず、彼らの間に階級意識が芽ばえてきて、彼らの闘争は革命へと導かれてゆく、というわけである。

しかし、資本蓄積につれて不变資本の相対的割合が上昇してゆく、

という主張はア・プリオリに正しいとは言い得ないのである。なぜなら、資本蓄積は労働者一人当たりに於ての不变資本の「量的」規模を増大させる反面、生産性の上昇を通じて生産手段の単位当たり価格の低下をもたらすからである。更に、失業者が大量に存在しており、賃金水準が非常に低ければ、多くの資本家は労働集約的な生産技法への切り換えを行うであろう。

四 マルクスの階級理論

マルクスの階級理論にも一言ふれておかねばならない。マルクスとエンゲルスは、『共産党宣言』で次のように述べている。

「近代的国家権力は、單に、全ブルジョア階級の共通の事務をつけさざる委員会にすぎない」。⁽⁶⁾
「本来の意味の政治的権力とは、他の階級を抑圧するための一階級の組織された権力である」。⁽⁷⁾
もし、この通りだとすると、民主的政府ですら階級支配の手段以外の何物でもない、ということになってしまいます。更に重大なのは、こうした観点に立つ限り、経済政策の位置づけが不可能になってしまふ、ということである。

五 分配政策の目的

労働者が著しい困窮状態におとしいれられており、生み出される富のほとんどのがごく少数の人々の懷にころがり込む。こういった状態に関しては、意見の一致は得られやすいであろう。大抵の人は、こうした状態は解消される「べき」である、と考えるだろう。

ところが、所得分配の極端な不平等を解消させた後にはいかなる所得分配が望ましいか、というところへ議論が移った途端に、人々の意見は種々様々なものになってしまふ。こうしてここに、所得分配に関する価値判断を回避したいという欲求が生じてくる。価値判断を回避しつつも政策提言を行う、或いはそれに類した主張をするやり方には、少なくとも、二つのものがある。その一つは、歴史的必然を主張する、というやり方である。ある社会から他の社会への移行は、人間には変更不可能なような形で運命づけられており、我々に可能なのは逆行時の摩擦を和らげることだけだ、というわけである。『資本論』第一巻第七編を素直に読む限り、資本主義的私有の下では、所得分配の不平等は拡大してゆき、これが一契機となつて資本主義は崩壊すべく運命づけられている、ということになる。何よりも、マルクスのこの予言は当らなかつたし、仮に、その予言が当つていたとしても、そのことによって資本主義以後の社会、並びにその社会での所得分配が正当化されるわけではない。

価値判断回避のいま一つのやり方は、事実命題（「である」命題）の価値命題（「べき」命題）へのすりかえである。労働価値説に基づいて私有財産制度を非難しようとする試みは、所得分配に関する価値判断を回避したいという欲求と何程か関わり合つてゐると思われる。また、このことは、限界効用遞減の法則に基づいて所得再分配を正当化しようとする議論にも当てはまる。

歴史も事実も「我々が何を為すべきか」を語つてはくれない。決断するのは我々自身である。ここで筆者自身の価値判断を示しておこうことにしよう。筆者は、私有財産制度を保持しつつ、所得分配に